

H. バウムガルテン「自由主義」自己批判論 における政治教育認識

— M. ヴェーバー政治教育認識形成の観点から —

河原国男

Hermann Baumgarten's *A Self-Criticism of German Liberalism and How We Became One People Again* and their contribution to Max Weber's thought on political education

Kunio KAWAHARA

1. はじめに

本稿は、ヘルマン・バウムガルテン (Hermann Baumgarten, 1825-1893) 「自由主義」自己批判論をとり上げて、その論説内容と特質を明らかにするとともに、その教育史的意義がどうであったかを、マックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864-1920) の政治教育思想形成の観点から究明するものである。

教育思想史上では馴染みないバウムガルテンであるが、この人物に着目し、ドイツ統一 (1871) 前の著作¹⁾を対象とする本稿は、次の二つの問題関心に支えられている。

一つは、「自由」に関する一般普遍的な問題といってよい。人々が人間の多様性に対する無条件的な肯定とともに恣意に依存する、ということなく、君主政に対する代議制の主張等の政治的な意味で「自由」をどう追求するかという問題である。より限定すれば、この「自由」を追求する姿勢とともにそれと一切り離されることなしに - 不可分な関連において、i) 集合した共同の外的秩序、とりわけ世俗の「国家」をどう構築しようとするか、そして、ii) その国家構築の課題とかかわって、諸制度によって秩序構想する人間主体 (治者) と、秩序を構成する種々の人間主体 (被治者) をどう形成しようとするか、という問題²⁾である。

i) について。外的秩序とは個人の魂にかかわる内なる秩序ではなく、世俗の外的秩序を指す。その構築にかかわって、“政治的なもの”の固有性をどう認識するか、という点が不可欠な課題として意識されてくる。この場合、ヴェーバーの問題意識とともに、学問、道徳、芸術、宗教等の文化的諸領域との関連においてどうその固有性が自覚、認識されてくるか、その点を見きわめたい。

ii) について。ここにいう主体とは、集合的に捉えれば、国民である。歴史的対象となる人物によって、Nation とも Volk とも表記されている³⁾。これについて、ただちに3点限定しておこう。第一に教育の観点とすること。どう国民を形成するか、という問いは、どう国民が形成されたか、という問いと同義ではない。どう形成されたか、という問いは事実関係である。そのかぎりでも、対象に即して卓越した研究業績⁴⁾が着目できる。が、本稿の問いは、その

事実関係を考慮しながらも、意図的な主体的行為として、どう形成するか、という問いを中心に位置づける。したがって、基本的には教育概念に属し、政治教育にかかわる問題として捉えられる。第二に、認識に着目すること。どう形成するか、ということが主体の行為を指すものとしても、その客観的事実関係そのものを問題にするよりも、その主体の行為にかかわる当事者の認識志向のあり方を究明する。よって本稿は、一種の政治教育認識を問うものである。第三に、国民を形成するという際、一人々の「自由」の追求を原則として重んずるとともに一国民の属性としてなにが求められているか、その標識とされる事項に留意すること。理論的記述ではなく、経験的事実の記述を主とする場合に、明確に概念規定している例は少ないかもしれない。その制約下でも、人間のあり方に言語、文化、歴史、等の外見的に客観的な所与条件が重んじられているか、それらの所与条件にもかかわらず — その条件とのかかわりをなにほどか有しながら — 「国民」であるという共通属性にかかわる主観的意識が決定的な標識としてより重んじられているか、あるいは、こうした標識というよりも、標識に相当する内容的実質として、秩序を構成する人間主体（被治者）をどのような社会層として形成しようとするか、等に着目する。

もう一つの問題関心は、歴史的対象に限定づけられている。19世紀のドイツ自由主義については、シュミット（Carl Schmitt, 1888-1985）の論文「現代議会主義の精神史的状況」（1923）、「政治的なものの概念」（改訂版：1932）でふれられている。この自由主義の名でバウムガルテンが指し示されているわけではないが、後者の論文では「自由主義的思考」がいかにか「国家」・「政治」を回避し、「政治的なもの」を消去しよう努めてきたかという視点から批判的に言及されていたことが注意される⁵⁾。本稿はそのシュミットを直接とり上げるのではない。シュミットにとって同時代の重要な先行者でもあったヴェーバーとの関連を中心的に問う。その社会科学の諸成果において種々の政治教育認識が展開しているとすれば、それは19世紀後半、先行者との関連でどのように形成されたか。本稿は、このように歴史的対象に即した問題関心（観点）から、みずからの伯父（母ヘレーネの姉イーダの夫）として至近距離で接したバウムガルテンをとり上げる⁶⁾。

以上二つの問題関心にかかわる先行研究としてモムゼンの論述がある。バウムガルテンに『ドイツ自由主義 — 一つの自己批判 — 』（以下『自己批判』）という著書（1866）があること、そして、両者の人格的交流を通じて、この伯父の学問・思想・生涯等がヴェーバーの政治認識、政治教育認識の形成に少なからぬ影響を及ぼしたであろうという知見は、専門の研究者には共有されている。「若きヴェーバーの政治的成長」を第1章にまとめたモムゼンにとって、バウムガルテンとの関連は重い位置を占めていた。

「かれは、あらゆる『理想主義』を捨て去ることなく、自由主義を1860年代の教条主義から救い出すことに努めた。かれもまた、ドイツ国民国家の建設が、ドイツ政治のもっとも重要な目標であると認識していた。『統一、国家権力、国民的独立』、これがかれにとって、『あらゆる政治的善のなかで最高のもの、現世的繁栄の基礎であり、端緒』であった」。

こうした所見に基づき、ヴェーバーとの関連、とりわけ「国民」形成にかかわる教育課題について、次のように指摘した。「両者が、政治指導者の養成（Heranbildung）と国民の政治的判断力の教育（Erziehung）をあらゆる政治的現象の根本問題とみなした点に、はっきり現れている。両者とも、政治的体制の性質と被治者の政治的成熟度との相互作用についてより踏み込んだ分析を行っている。例えば、バウムガルテンの有名な『自己批判』では、憲法紛争期に

における自由主義の挫折や、その非現実主義で教条的な政治をもたらした原因は、政治教育欠如とドイツの市民階級の陣営内に為政者の才能に恵まれた人材がいなかった点にあったとし、ここでは、こうした事態をもたらした歴史的諸原因が的確に指摘されている。バウムガルテンは、…『政治を一生の職業とする』人びとが現れることを熱望した。ただし、これらの人びとは『ブルジョアジーの身分からは本来の政治的職業に就くことは困難である』ことからして、貴族層の中から— もちろん、この貴族とは新しい血を補給することにやぶさかではない、下の階層に対して開かれたものであるが— 見出されるとされていたのである。…マックス・ヴェーバーは、発表した時点の状況は異なるが、再三にわたって、ドイツ国民の諸階層に広く見られる政治的未熟性という問題を取り上げ」た⁷⁾。

モムゼンは、このようにバウムガルテンとの認識の共通性について指摘していた。ドイツ国民の「政治的未熟性」、そして信頼できる職業的政治家（政治指導者）の不在とともに、それらを改善するための「政治教育欠如」についてである。こうした教育認識に関する共通性の指摘は大方の研究者にも共有される⁸⁾。本稿も同意する。

政治史の観点から若き日のヴェーバーの政治的成長についても、他の部分と同様に細部に実証的に目配りしているモムゼンのこの貴重な所見に関して、本稿は次の2点に注意をむけたい。第一に、その「未熟性」なり、不在、「欠如」なりを問題とする基本的観点である。上記の指摘をおこなったモムゼンが、「限界状況の自由主義者」としてヴェーバーを位置づけていたことを想起したい。ヴェーバー政治教育思想が、その諸相の展開から見て、本質的に「自由主義」として捉えることがもっとも適切か⁹⁾、その「限界」は、20世紀初頭、教育思想領域でどう検証されるか、この諸局面については— 個別論文を通じてまさに検証に値する— 本稿ではその個別検証はおこなわない。その点を断りつつ、ヴェーバー政治教育認識が先行する対象との関連でどう形成されたか、という問題に限定した場合、基本的な重要性を示した所見と考える。上記の引用箇所にもふれられ、またこの章でも言及されている「自由主義」の観点を思想的前提として確認し、「自由主義」とバウムガルテン、あるいは、「自由主義」とヴェーバー、そして、先行者バウムガルテンと後進者ヴェーバー、それらの間の距離（連続性・非連続性）を測ることは重要であろう。第二に、「政治現象の根本問題」とされている教育問題— 政治的意味を含んだ人間形成問題— がどう「分析」されていたか、バウムガルテンはその「自由主義」自己批判論においてどのような問題関心で分析していたか、という点について、モムゼンは立ち入って論述してはいない。以上2点は、本稿にとって重要な残された課題といえる。

モムゼンの以上の研究とともに、ここに逸せない先行研究がある。ケースラーの近年の浩瀚な伝記研究での指摘である¹⁰⁾。モムゼンはバウムガルテンが政治的成熟度について「分析」したと論じた。そのことを補っていえば、バウムガルテンは、当時のドイツ「自由主義」が脆弱であった原因（政治教育の未熟）を事実関係として記述したのであって、実践的に改善要求する提言をしているのではないということである。この点をかれは断っているわけではないが、論述内容からそう判断できる。ケースラーの論述では、このことに関心をむけている。バウムガルテンは、同業のトライチュケ (Heinrich Gotthard von Treischke, 1834-1896) が歴史を自己目的とせず、現代に役立てる手段としていると批判的に捉えていたが、その批判の鋒先は実はバウムガルテン自身にもむけられると、ケースラーはいう。また同様の関連で、バウムガルテンは大学教育の場面でも、「教え」(Belehrung)の情熱をもって講義・演習で「政治判断を教育」することを試みていたと、ケースラーは論ずる。こうしたバウムガルテンの実践的な姿

勢は、この種の場合（講義）ヴェーバーの「事実確定」を求める周知の「教壇禁欲」の姿勢と区別されると、ケースラーは指摘する。このような事実関係の認識と実践的価値判断とを識別することの重要性に関する点は、バウムガルテンとヴェーバーとの政治教育認識の継承関係の問題の一つの局面として検証に値する。

以上が、本稿がとり上げる先行研究である。残された課題を歴史的事象に即してより明確にして、それによって本稿の課題を提出するために、われわれは、19世紀初頭からプロイセンによるドイツ統一までの、最小限の史的経緯にふれつつ、「自由主義」が19世紀ドイツにおいて直面していた問題を輪郭として確認しておきたい。

1792年、フンボルト「国家活動の限界を規定する試みの理念」雑誌『新タリア』。

1806年、ナポレオン1世のフランスによって、「神聖ローマ帝国」終焉。

1815年、対ナポレオン戦争後とウィーン会議に基づく「ドイツ連邦」の成立。最強の邦国としてプロイセン王国、オーストリア。中規模諸邦国 (Mittelstaaten): バイエルン、ハノーファー、ヴェルテンブルク、ザクセン、バーデン、その他の小諸邦。「自由都市」も含め、約40の諸邦。1867年の普墺戦争後の「北ドイツ連邦」まで持続。

1837年、ゲッティンゲン7教授事件（ダールマン、ゲルヴィヌス等）。

1840年、プロイセン、ウィルヘルム4世即位（1795-1861, プロイセン王在位：1840-61）。

1848年、プロイセン・ベルリンでの3月革命。同年3月31日開催の準備議会を経て、5月18日、フランクフルト「パウロ教会」で「ドイツ憲法制定国民議会」(deutsche verfassunggebende Nationalversammlung) が開催。各邦議会から約500名が結集。全ドイツ憲法作成に取組む。1849年3月、「小ドイツ案」が僅差で採択され、「ドイツ帝国憲法」(Verfassung des deutsche Reiches) = フランクフルト憲法が成立。皇帝に選ばれたプロイセン国王ヴィルヘルム4世は受諾せず、統一構想は流産に終わる。「挫折」とされる。

1850年1月、プロイセンでは、一邦として国王欽定によるプロイセン憲法が制定。

1858年、プロイセン王 [フリードリヒ・ヴィルヘルム4世] の弟ヴィルヘルムが摂政 (Prinzregent) に就任。自由主義者たちに理解を示していた王弟の登場に、「新時代」(Neue Ära) が叫ばれる。1862年まで。自由主義内閣の出現。王弟はプロイセン軍隊戦力欠陥を認識し、軍制改革に着手。

1859年、イタリア統一戦争: サルディニア王国 (カヴールを指導者とする) がナポレオン3世と同盟して、オーストリアに宣戦。オーストリア敗北。

1860年2月10日、「軍制改革案」と「軍制改革に伴う予算案」が議会に提出。

1861年1月、ヴィルヘルム4世死去 (1840年即位)。摂政ウィルヘルム1世は国王の地位に。式典軍政改革案承認。同年6月、急進的自由主義者が民主主義者たちと結びつき、「ドイツ進歩党」(Deutsche Fortschrittspartei) 結成。国王との対立姿勢を明確に。

1862年3月、ウィルヘルム1世は衆議院議会を解散。保守内閣の擁立。「新時代」の終焉 (3年5ヶ月)。

同年9月、国王側と議会側の衝突を背景にビスマルクがプロイセン首相に就任。その年、衆議院予算委員会で「鉄血演説」。演説と多数決ではなく、鉄 (鉄道) 血 (兵士)。

プロイセン憲法闘争 (紛争): 衆議院と国王・内閣との衝突。

1864年、ドイツ連邦 (普墺) 対デンマーク戦争勝利。普墺を除くドイツ連邦各邦は不参加。

1866年6月15日、ドイツ統一をめぐる主導権をめぐってプロイセン、オーストリア戦争勃発 (7週間戦争)。ドイツ中規模諸邦はオーストリアに従う。北の諸小邦、イタリアがプロイセン側に。

同年6月下旬 - 7月3日、衆議院選挙。進歩党と中央党左派はこれまでの議席半数を失い進歩党の組織解体。

同年8月、プラハ講和条約。対オーストリア戦争講話成立。「ドイツ連邦」解散。プロイセンの指導のもとに

北部、中部の諸邦を統一した連邦をつくること。北ドイツに対するプロイセンの覇権をオーストリアに認めさせた。22の諸邦から構成される「北ドイツ連邦」が翌年成立。

同年、バウムガルテン「ドイツ自由主義—一つの自己批判—」『プロイセン年報』第18巻に掲載される。

1870年、8月2日、プロイセン・フランス戦争開始（ビスマルク対ナポレオン3世）。

同年9月1日、プロイセン軍はモルトケの作戦指導によって、要衝セダンを総攻撃。仏軍は歴史的敗北。

同年11月、バウムガルテン『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』第2版刊。初版も同年。

1871年、1月、パリ砲撃本格化。

ドイツ帝国成立（～1918）。同年4月、「ドイツ帝国憲法」（Die Verfassung der Deutschen Reichs）成立。

プロイセン国王ヴィルヘルム1世が「ドイツ皇帝」（Deutscher Kaiser）となる。

こうした史的経緯は、『自己批判』でも自由主義との関連で跡づけられている。ドイツ統一にいたるこの史的経緯にかかわる問題構造についてF.メンガー「近代ドイツ国制史」の所見等11)を参照すれば、次のように概括できる。

1) ドイツ諸邦（かつての神聖ローマ帝国領土）には、プロイセン、多民族のオーストリアという二つの強大な中央権力が存在し、前者を中心にし後者を除外する「小ドイツ主義」と、後者を中心とする「大ドイツ主義」の勢力関係が支配し、「二元的対立」構図があったこと。そして両者のはざまに「中規模諸邦」が第三勢力となった。その力関係には、軍事力を伴う。

2) これら諸邦にはそれぞれ議会と憲法が存在し、立憲主義（憲法典に明記された国民の諸権利を保証し、国民代表議会によって君主の絶対的権力を制限する）とともに、Partikularismus（領邦分立主義、地方独自主義）が錯綜して存在していたこと。この点に、「1806年以降のドイツ国家制度発達の特異性と辛苦の原因が求められる。憲法に自由が保障されたからといって、そこから一直線に国民国家統一を達成することはできなかった。個々の国家が、容易には除去しがたい障害として行く手に立ちふさがっていた」（Menger, S.122）

3) こうした諸邦間の関係とともに、フンボルト国家活動限界論（1792）が示すように、ドイツ自由主義を信奉する市民は、国家を自己に「対立するもの」として捉える志向があったこと。「国家を支配する権利をわがものとするのではなく、法律が境界を定めた市民固有の領域を自律的に管理することが可能となるように、国家が障壁を越えて侵入しないことを要望するだけであった」（Ebd.,S.121）。

4) 上記「国民国家統一」にかかわって、ドイツ全体を構成する「国民」主体（Nation）をどう形成するか、ということも課題として留意されていたこと。人民がたんに政策の客体ではなく、自発的主体として想定されること。その場合、個別領邦を構成する人民主体にとどまらず、「帝国」としてのドイツ（諸領邦を含む）を構成する「国民」主体をどう形成するか、という問題。第一の要素として立憲主義とともに19世紀の国制の発展を規定する第二の要素として重要であった（Ebd.,S.105,126）。国家間の権力利害が衝突する現実に対応する必要（プロイセン議会では軍事費の支出をめぐる国王・政府と議会が対立）の一方で、国家を構成する人的主体の形成も重要だった。その点で、同時代のイタリア統一運動がドイツ統一にむけ刺激となった。

こうした諸問題の構造は、バウムガルテンの自由主義批判論の特質を把握する上にも有益な参照枠になるだろう。同時にさきにふれた「自由主義」が直面せざるをえなかった歴史的課題、そして「政治現象の根本問題」としての教育について、バウムガルテンはどうか認識したか、あるいは、— ケースラーが指摘するように — どのように実践的な価値判断をもって提言したか、

その分析視点になるにちがいない。そしてこのことは、仮説を含んでいえば、ヴェーバー政治教育認識がどう形成されたか、という観点としても有効であると考ええる。

以上のように先行研究の知見をふまえ、本稿の課題を次のように二つ設定できる。第一に、19世紀ドイツ「国制」に関する問題状況をうけとめながら、ドイツ統一前のバウムガルテンはその「自由主義」自己批判論において、政治社会の一員となることを求める政治教育の認識が示されているとすれば、それはどのような内容と展開の政治教育認識を示していたか、その特質はなにか(課題1)。歴史的には「ドイツ国制」論の系列において、「自由」と「統一」という歴史的枠組みとともに、より普遍的には、「自由」と「国家」との関連が、問題構造として意識されていたのではなかったか。第二に、こうした内容とその特質は、後のマックス・ヴェーバー政治教育認識の形成という観点から、どのような史的意義を示していたか(課題2)。先行研究(モムゼン)が指摘するように、貢献といえる思想的関連(連続性・非連続性)を検証できるのではないか。こうした二つの課題を設定する。

この課題に対して、本稿は、先行研究の成果を参照しつつ以下のように接近する。

1) バウムガルテンの「自由主義」自己批判論として、本稿では二つの文献を指すものとする。普墺戦争終了の年に刊行された、『自己批判』(1866)と、ドイツ統一(1871)の前年に刊行された『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』(1870、以下『国民論』)という文献である。その生涯の事跡と先行研究から、一連の論説として捉えることとする。

2) その自己批判論の歴史的 position 確認のため、先行者としてヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831)の遺稿「ドイツ国制論」(1709-1803)に立ち入ってふれておく(12)。「ドイツはもはや国家ではない」という書き出しの論考はよく知られる。中心的な問題認識が、鮮烈に明らかにされていた。バウムガルテンはこの遺稿の内容には接していない。かれの生涯においては、ランケ(Leopold von Ranke, 1795-1886)の存在、その実証主義的な歴史学が、切実なものとして持続的であったであろう。あるいは、「ゲッティンゲン7教授」の一人で、フランクフルト「パウロ教会」での国民議会議員として憲法起草するとともに、この自由主義の立場から国制原理を理論化したダールマン(Friedrich Christoph Dahlmann, 1785-1860)等の直接的な出会いも、かれの経歴上見落とすことはできない。だが、大筋の位置づけのため、こうした継承の自覚から離れたたい。このヘーゲル「国制論」は—「憲法論」という従来の訳語が予想させるものとは違って、人間の在り方の問題を喚起しつつ—「自由」の両義性と国家構築との関連構造において、萌芽的、断片的であっても、政治教育認識を示しているであろう。そして、その認識と関連づけることは、バウムガルテンの二文献をより一般普遍的に位置づけに際して、かれ自身の自覚を越えて有益に働くにちがいない。

3) 同時代における位置づけにかかわって、二つの教育認識との関連性を明らかにしたい。一つは、プロイセン教育史上では有名なディースターヴェーク(Friedrich Adolph Wilhelm Diesterweg, 1790-1866)が表明した、自由主義を基調とした教育論である。もう一つは同時代の歴史学者で、バウムガルテンとの歴史論争を展開したトライチュケの政治教育認識で、「自由論」(1861)を手掛かりとする。

4) 20代のヴェーバーの受容について。同時代若きヴェーバーが伯父バウムガルテンに宛てた書簡を通じて、バウムガルテンの自己批判論が示していた政治・学問・思想・政治教育認識、その基本的方向がどう肯定的に、あるいは批判的にうけとめられたか、検証しておこう。それとともに、継承についてヴェーバーの自覚は別として、結果的に、伯父が示した種々の認識が

どのようにヴェーバーの政治教育認識の形成を方向づけるものであったか、以上の1) 2) 3)の比較検討をふまえ両者の間の非連続性と連続性(貢献)を考察する。

2. ヘーゲル「ドイツ国制論」の一様相

— 「自由」と「国家」との関連構造における政治教育課題の認識 —

Bildung 概念も含めて「教育」の問題は、ヘーゲルにおいて、けっして馴染みない事項ではない。19世紀より教育学者により着目され、論じられてきた。今日でも教育学の視角からも種々検証を促しているであろう¹³⁾。ドイツ自由主義論を一連の史的系列で位置づけようとする関心にとって、とりわけ重要なのは、「ドイツ国制論」(*Die Verfassung Deutschlands*)と没後名づけられる遺稿である¹⁴⁾。このテキストを、本稿では政治教育認識の問題としてとり上げる。

幾百年にわたって、「普遍的な表現によって統合の外観を装っている」(*Verfassung Deutschlands*, S.472)のみのであった「神聖ローマ帝国」が、1806年ナポレオン1世のフランスによって没落し、その国土の多くを占めるプロイセンも壊滅的になった。そうした状態のただなかで、「国家たるに必要な条件」(*Ebd.*, S.472)について、「反省」(*Reflektion*)する動機で執筆された。「あるべきところ」ではなく、「存在するもの」、「あるところのもの」をまずもって了解(*Ebd.*, S.463)し、必要、必然的なものに属する領域と、そうではなく、偶然的なもの、恣意的なものに属する領域を区別できるように「反省」したいと論ずる。その場合に、諸概念を確定して「学問的に」という姿勢を貫く。こうしたヘーゲルの姿勢から、どのような政治教育認識が導かれているか。以下、この問題関心から「国制論」の一様相を跡づけよう。

「ドイツはもはや国家ではない」(*Ebd.*, S.461)というとき、ここにいうドイツとは、プロイセン国家を指すのではなく、かつての広大な「神聖ローマ帝国」領土において、プロイセンを含む多数の諸邦が分立する状態のドイツを指している。

フランス共和国との戦争の敗北の事態に直面しての指摘であるが、ヘーゲルの関心はその悲惨の状態そのものにむけられる部分はわずかである。「いったいこのような結果の内的原因はなんであるか」(*Ebd.*, S.462)という問題が、かれにとって重要な関心事である。ここにいう内的とは、国内的の意味ではない。「精神」の問題である。この点について、かれはみずから採用する立場にかかわって、こう述べている。「過誤が内面的な弱点と暗愚との発露である場合にその過誤から学ぶ」ところの者は、当事者であるよりは局外者である(*Ebd.*, S.463)。

「自由」の両義性の問い

「ドイツはもはや国家ではない」ではじまるこの序論で、ヘーゲルが「内的原因」として考察しているのは、「かれらの自由への衝動(*Trieb zu Freiheit*)に深く根ざしている」(*Ebd.*, S.465)という点である。これについて、次のようにヘーゲルは記している。

「後世の状態も、国民がまだ国家をなさずに、人民をなすにとどまっていた(*die Nation, ohne ein Staat zu sein, ein Volk ausmachte*)かの状態から直接に出ている。古えのドイツ的自由という時代にあっては、個人はかれの生活と行動とにおいて、自分だけで立っていた。すなわち、かれはみずからの名誉と運命を、ある身分との関連においてではなく、かれ自身に負っていたのである。…かれが全体に属するのは、慣習、宗教、見えざる生ける精神、わずかばかりの大義によるのであって、その他の点においては、— … —かれは全体によっ

て、制限せられることをせず、不安も疑いもなしに、ただ自分で自分に制限を加えることにとどまっていた。しかも、かれの領分の内部に横たわれるものが、はなはだしくかれ自身であって、かれの所有物（Eigentum）とは呼べないものであって、自分の領域に属するもの――…に当時において個人は身体と生命を、慰霊、至福をも賭けた。… こうした自己本位の行為（eigenwilligen Tun）だけが自由と呼ばれていた」（Ebd.,S.466）。

「自由への衝動」は、「自己本位」の行為として現れ、宗教的意味をも備えたものとして正当化された。ドイツ人において慣習、宗教などのへ帰属が自己を制約する。何時の時代からかここでは明確ではない。上にいう「ドイツ的自由」は、フランス革命の「自由」の理念とどうかかわるのか、ドイツの宗教改革の精神の「自由」を起源とするのか。その点は「ドイツ国制論」のかぎりでは明確ではないが、「帝国」を「解体」させ、領邦分立状態を促した1648年ウェストファリアの和約をより「定着」させたとも捉えられる（Ebd.,S.527）。けれども、「自由への衝動」という場合、諸領邦というよりも、諸個人のあり方が問題にされている。何世紀にもわたる桎梏として持続している。精神構造にかかわる問題である。

なにが欠落しているのか。

この自由への衝動こそ、「共同の国家権力のもとに服属する人民（Volke）とはならしめなかったところのものである。ドイツ的性格の頑強さ（Hartnäckigkeit）は、おのれを克服し、個々の部分をしてその特殊性（Besonderheiten）を社会のために犠牲に供し、こぞって普遍者にまで糾合し、もって自由を至高の国家権力のもとへ共同の自由な服従のうちに見出すことを許さなかったところのものである」（Ebd.,S.465f.）。

自由への衝動は、「特殊性」への固着として出現する。自己を制約する「慣習、宗教」などによって特徴づけられる。人間のあり方の問題にかかわるその「特殊性」を「克服」することは、重要な人間形成課題として位置づけられる。その場合その働きは、自動的、自然的ではない。意図的な働きに属する。ゆえに、ヘーゲル自身はここでは表記していないが、教育の行為といってよい。同時期のかれの草稿「人倫の大系」の用語でいえば、Zuchtに相当する。こうした課題の自覚とともに、他方、「至高の国家権力」のもとへの「共同の自由な服従」が、より積極的に期待されると、ヘーゲルは捉えている。

したがって、こうしたヘーゲルの所見では、「自由」に両義性を認め、その現実はどうむき合うかが問われる。

「ドイツ人はこの自由で個人的で恣意に依存するかかわり（Anteil）を、自由であっても、恣意に依存せず諸法律の普遍性と効力とにおいて成立するかかわりに転換」（Ebd.,S.466）しようと欲するかどうか（傍点は河原）。

この問い――原文では平叙文の形式であるが、問題意識を抽出するならば問いとして把握できる――は、「自由」が、ドイツ人の「根源的性格」（Ebd.,S.517）とも表記される自然的な“桎梏”であると同時に、共同の秩序にむけた実践的な“規範”を示している。

こうした問いは、もはや国家ではない、という深刻な現状の認識とともに、根本的なものに属するであろう。本稿主題にとってもその種のものとして留意したい。「自由」の両義性をふまえたものであるがゆえに、ヘーゲルを超えて、「自由主義」論の系列において、幾たびも想起することが促されるだろう。恣意的ではない、「普遍性」を志向する形で、われわれは「自由」を実現するとともに、どう共同するか、という観点からヘーゲルは「国制」を位置づけている。

「自由」と「国家」との両立的関連

「一つの間人集団 (eine Menschenmenge) は、その所有物の全体を共同して防衛するよう結合されているときのみ、国家と称することができる」(Ebd.,S.472)。ヘーゲルは、そのようにはじめに規定するが、共同の防衛力と、それを含む統治機構だけで必要十分とは捉えていない。「国家」たりうるのは、なにかしらの人間集団を前提として把握している。したがって、どのような集団によって構成されるかが、基本的に問われる。

「自由の叫び (das Freiheitsgeschrei) はもうなんの効果をも奏しないであろう。アナーキーは自由から区別されてきた。自由のためには確固たる政府が必要であるという確信が、人心に深く刻み込まれたのであるが、立法と最重要の国事には、人民 (das Volk) もまた協力しなくてはならないという確信もまた同様である」(Ebd.,S.572)。

ここには、自由と国家の関連についてヘーゲルの所見が明らかにされている。それは相補的である。すなわち、一方では、人民の自由の確保のために、国家が擁護しなければならない、ということ (国家による自由)、そして他方は、人民の自由を確保することによって、国家は存立することができる、ということである (市民の国家関与)。いずれにせよ、人間の自由と国家は、それが成り立つために切り離されない、不可分な関係として捉えられている。

前者については、次のようにさらに明らかにされる。「国家権力の中心点、すなわち、政府というものは、対外的対内的安全のために必要欠くべからざる権力を組織し、維持することをもっておのれの使命とする…この使命達成のために必要不可欠でないところのものは、これを市民の自由委ねるべきであり、かかる事柄については、市民の自由行動を許し、またはそれを擁護すること以上に、政府にとって神聖たるべきものはない」(Ebd.,S.482)。国家が市民の自由の活動を擁護しなければならない、という主張は、その自由のために国家活動は限界づけなければならない、という警戒—フンボルト国家活動限界論 (1792) の問題意識 —とは異なることに注意したい。国家には、積極的な役割が期待されている。その場合にも、「国制」は国家に市民の自由を尊重させる。ゆえに近時の理論において、「国家というものは、ただ一つのバネがその他の無数の歯車のすべてに運動を伝達する機械であると考えられているのは、根本的誤謬である」(Ebd.,S.481)。

後者では、国家はその存立のためにも、人民の「自由」を必要とする。「自由な愛着、自己感情、自発的努力に依拠することがができるかどうか」が、肝要である (Ebd.,S.484)。国家が要請するこの「自由」は、種々の社会的階層 (為政者、軍人、生産者等) の職務課題に即し、人民の国家関与のあり方として求めることも可能なはずだが、この点は明らかにされない。この「国制論」では強調されるのは、あらゆる近代国家はその存立のため代議制度を必要とするという点である (Ebd.,S.533)。政治的自由を通じて議員が、国事に関与する。

ヘーゲルはこの代議制に関連して、難儀な課題を認めていた。「ドイツの自由のための戦いは、消極的には汎君主政治への反抗と呼ばれたが、積極的には成員が完全な独立を獲得する努力になってしまった。…地方民会も、なにはおいても自分の地方のためを思う傾向があって、全体 [帝国全体] との関係喪失している」。代議制を実現する場合、どう地方それぞれの特殊性を克服し、「全体」の視野を獲得するか、という課題である。「諸地方及び諸地方民会の利害がドイッチェラントに一つの統一的な国家権力が存立することにかかっているのは、理解力の上で非常によくわかっているけれど、しかし、行動の上では、ドイッチェラントのためを思うという関心は、諸地方自身にはまったく疎遠なものとなっている」(Ebd.,S.576)。領邦分立ではな

く、一つの統一国家としての「ドイッチェランド」をどう構築するか、という課題を認識する必要がある。その場合、プロイセンを中心にするか、オーストリアを中心にするか、という二大勢力に対する比較検討はヘーゲル「国制論」ではまとまった場所が与えられている。諸邦をどう統合するかという問題として不可避であるが、ここではこの点には立ち入らない。むしろ人間のあり方の問題に対するヘーゲルの関心がどうあるかを跡づけていこう。

政治教育課題の認識

全体の課題、「ドイッチェランドのためを思う関心」に続けて、ヘーゲルはこう問いかけていた。「このランドに対する愛国心がどこから生ずるであろうか」。「人性に深く根ざした事柄」として、「諸地方が普遍者に協力する (Mitwirkung fürs Allgemeine) ようなある道が講ぜられなくてはならない」(Ebd.,S.576f.)。それは諸個人がどう「結合」するか、という課題である。

この課題の解決にむけて—この「国制論」の文脈を離れて、ヘーゲルの認識に即せば—三つの方向が想定される。

第一に、宗教。「内面的本質」(Ebd.,S.521)にかかわるという点で宗教は重要であるが、かれが「国制論」で求めているのは、「普遍者」との内的紐帯ではなく、「国家」という世俗の外的秩序にかかわる。

第二に、戦争遂行。「帝国」領土の確定、防衛という外的秩序に直接的にかかわる点では重要であり、そのために「帝国軍隊」としての「防衛能力」を有することは不可欠であるが、「外的事柄に関する外面的結合」(Ebd.,S.521)にどまる。国家の構成員のあいだの「習俗、教育 (Bildung)、言語」などが「結合の根本的支柱」(Grundpfeiler der Verbindung)である(Ebd.,S.477)とすれば、この「外面的結合」は限界を有する。

第三に、教育。外的秩序、その場合、領土において、たんに物理的に集合する多数者というのではなく、「国家」という外的秩序において、多数者が「内的」に「結合」する人間のあり方を追求するという点で、教育の領域が、重要な課題としてヘーゲルの視野に入っている。この「国制論」での議論は、わずかにすぎない。しかも、萌芽的であるだろう。けれども、政治教育認識そのものにかかわるので、ここに見落とせない。二つの角度から関心をむけている。

一つは、待望する「政治家」(Staatsmann)のあり方について。フィレンツェの政庁書記局長マキャベリ(1469-1527)の「政治家」としての事績—『君子論』のなかで提出された「君子たる者」の諸資質ではなく、かれ自身の思想と行動によって示された事績—について、次のようにヘーゲルは記している。「数百にのぼる独立国家の群」(Ebd.,S.552)が広がっていた。「全土にわたる悲惨、憎悪、攪乱、盲目の状態に深く感動したさるイタリアの政治家は、冷静なる思慮(Besonnenheit)をもって、イタリアを救うにはそれを結集して一つの国家とするほかないという必然的なイデーを把握した。時代の墮落と盲目の狂乱との不可避的な所以とともに、救済を必要とするにいたった道程を、かれは厳密な整合性をもって指示した。…かれは次のようなことばで、かれの君主にイタリアの救済者となるという崇高な役割をひき受けて、イタリアの不幸に終焉をもたらしたという栄光に輝くように呼びかけた。」(Ebd.,S.553)。「一つの国家」の傍点箇所は、斜体で強調されている。「ドイツはもはや国家ではない」という問題認識に通底している課題設定である。それが、イタリアの状況をふまえた、マキャベリの「政治家」としての姿であったと、ヘーゲルは捉える。そしてこの課題の正当性を明確にしたということを、「整合性」ということばでヘーゲルは説明している。その上で、ヘーゲルは『君主論』

の一章（第 26 章）を引用（ヘーゲルの原稿では原文を仏訳された文章）して、この「政治家」が呼びかけたことばを紹介する。「かくも心底からの真実をもって語る人が、下賤な根性をいだし、頭で諧謔を弄したのではないことを、われわれは明確に認めることができる」と政治家の語りについて、かれは断っている（Ebd.,S.554）。真実を語るものであったこと、扇動的ではなかったことを、かれは伝えている。そして、この「国制論」の中心的な課題設定にかかわる「自由」と「国家」との関連について、ヘーゲルは、「政治家」を論ずるこの文脈において、次のように記した。「人民が形成すべき国家のなにであるかについてのイデーが、いわゆる「自由」を叫ぶ人々の盲目的な喧騒によってかき消され聞えなくなってからすでに久しいものがあった」。そのような状況下で、「真理」はどう達せられるか。「自由というものは人民を法律に従った国家にまでおのれを結合することによってのみ可能」であること、そのような真理の実現であった。対仏戦争の悲惨、「フランス的自由の狂行」によっては十分でなかった（Ebd.,S.554f.）。「もはや国家ではない」というドイツの状況のなかで、このように「自由」と「国家」との関係を実現する統一国家を構築に尽力した（と捉えられる）この人物は、「マキャベリ的原則」として「嫌悪」される対象（Ebd.,S.554）ではなく、ヘーゲルにとって、政治家の理想的範型として提示できるものだった。

もう一つは、上にもふれられる人民を対象とした“国民”の意図的な形成について。「ドイツにおいては、法律、司法、税金の賦課と徴収など、また、言語、習俗、教育（Bildung）、宗教が一つの中心点により統制され、操作されなくてはならないという自由ならざる要求がみとされておらず、むしろこの点についてきわめて雑多な多様が存するのであるが、このことは国家権力としての組織をさえすれば、…ドイツが一つの国家をなすことを妨げるものではない」（Ebd.,S.485）。この所見は、中断しているが、後の箇所ではヘーゲルは、同様の趣旨で次のように記している。「ドイツが一つの国家になる」ということが「権力」によって成し遂げられるように、「ある征服者の権力によって、一つの集団にまで結集せられなくてはならないであろう。すなわち、ドイツに属するということを思い知らせるためには、かれらは強制せられる必要がある」。続けて、マキャベリ『君主論』でとり上げられているギリシャ神話に登場する国民的英雄テセウスにヘーゲルはふれる。「ばらばらになった小族たちから国民をつくり上げたこのテセウスは、第一に、すべての人々に関係ある事柄については民衆にも参加を許すだけの大度量の持ち主ではなくてはならぬであろう」（Ebd.,S.580）。ここにいう「権力」が「自由」と両立する形でどの程度の強制力を働かせるものか。その点は不明であるが、言語、習俗、教育、宗教など一別の箇所のヘーゲルの認識では「結合の根本的支柱」一を通じて意図して統一的な「国家」を構成できる成員を形成すること、そのことが、神話を例にして政策上の政治教育課題として自覚されていることがわかる。

「ドイツ国制論」に、われわれは以上のように政治教育課題に関する認識を、一様相として辿ることができる。ヴェルテンブルク王国地方民会討論の批評（1817年）のように、明確に「政治教育」(politischen Erziehung)に関する所見が明らかにされているのではない¹⁵⁾。また、中等教育機関ギムナジウムでの個別的課題（「人文学」学習の意義など）に即した一連の教育に関する具体的提言と対比すれば、萌芽的にとどまっている。けれども、その限界性にもかかわらず、同時代の状況との関連で「人間集団」のあり方をふまえて、ドイツ国制をどう構築するかという緊要な政治課題設定とともに、それに対する基本的な解答として教育が導かれている。「自由」の両義性の問い、すなわち、特殊性に固着する、そのかぎりの「自由」の衝動で

はなく、普遍に通ずる、そのかぎりの「自由」を原理的に尊重しながら、どう「国家」の体制構築を通じて共同するか、という観点から「人間集団」の政治教育課題として設定されていた。「存在するものの批判的考察から、存在するもののふところに隠されているさまざまな可能性」の一つといえるだろう¹⁶⁾。それは未来にむけた可能性である。そのような意味を含む「反省」から、「ドイツ国制論」は展開していた。

以上のように、「国家」の確立とともに「自由」の積極的可能性に期待するヘーゲル「ドイツ国制論」は、－ヘーゲルの名を冠しなくとも、「国制論」の思考様式として－19世紀中葉以後どううけ継がれていったか。国家を政治権力として告知した点で、トライチュケとの関連も注意される（ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルと国民的権力国家思想』1921年、第二部第二章）。だが本稿の中心的関心は、ヴェーバー政治教育認識の形成に焦点づけられる。ゆえにその観点をふまえて、一連の系列を跡づけなければならない。領邦分立状態を乗り越えて、ドイッチェラント全体のあり方を構想した、かの1848年フランクフルト国民議会を通じて、それ以降、自由主義論においてどううけ継がれているか。この問いとともに、バウムガルテンにむき合いたい。かれは、存命以後の公刊である「ドイツ国制論」¹⁷⁾の内容詳細を知らない。けれどもその「ドイツ自由主義」論は、その国制論に内包した課題設定を－「自由」と「国家」との関連構造において－当面する時代状況と、遡って、ドイツ精神史の出来事とかかわって緊張した形でひき継ぐことになることを、われわれは次に知るであろう。

3. H. バウムガルテン「自由主義」自己批判論

－「自由」と「国家」との関連構造における政治教育認識とその展開－

1) 「自由主義」自己批判論の主題について

バウムガルテンの「自由主義」自己批判論として一括した二文献について、ケースラーは次のように記していた。「今日にいたるまで時代史的に重要な1866年の『ドイツ自由主義－一つの自己批判－』（図1）において、バウムガルテンは、包括的で歴史的に構想された分析に着手し、自由主義者たちの盲目的な教条主義と政治的な無能力さについて容赦なしに明るみにすることになった。1870年の『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』という著作もまた、独仏戦争におけるドイツ軍の軍事的帰結に影響されながら、国民史的な立ち上がりに仕えるものだった。ドイツ人民を国民（Nation）として結束するプロセス（Konsolidierungsprozess）を進めるという実践的目標と結びついていた」¹⁸⁾。

この所見は、二文献が一連のものとする主題を簡潔に示すであろう。国民形成という主題である。われわれは、この所見を一つの仮説としてうけとめたい。その上で、「国民」形成が政治教育認識としてどう示されているのか、その認識がどのように展開しているか検証していこう。

以下ではモムゼン、ケースラーが等しく指摘したところに即し、また、最小限の史実にふれつつ、二文献それぞれに即して、次の諸点に関するかれの認識を跡づけたい。i) 人間のあり方の問題としてなにを克服しなければならなかったか。その場合、ドイツ国制史で共通して問題になる領邦分立主義は、どのように把握されているか。ii) その問題解決の課題に関する所見との関連で、自由の志向と、それに関連して人々の集合的な統一秩序はどう追求されているか、そのことに関する歴史的対象にバウムガルテンのどのように政治教育認識が示されている

か。iii) 1866年の『自己批判』と1870年の『国民論』には、共通する主題が予想される一方、どのような異同特質が示されているか。こうした諸点に留意して、具体的な内容を跡づけることにする。

2) 『ドイツ自由主義—一つの自己批判—』(1866)

a) バウムガルテンの中心的問題意識

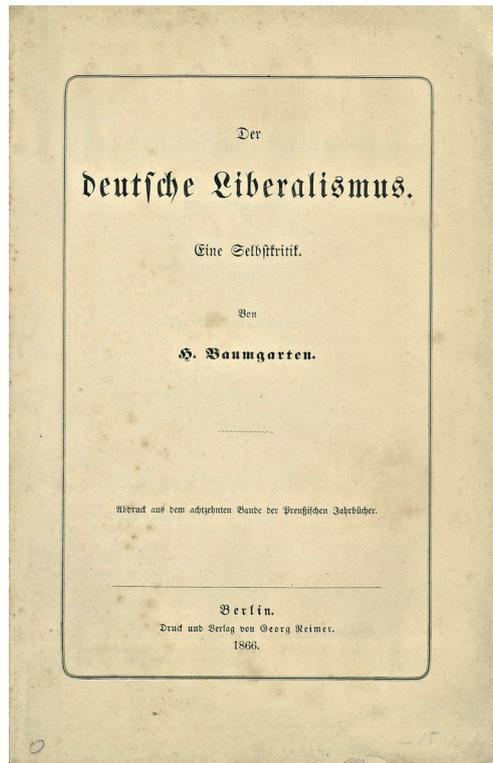


図1
H. バウムガルテン『ドイツ自由主義—一つの自己批判—』1866年刊行の表紙。
仮綴本。全114頁。23.2×15.0cm

『自己批判』は序文を置かず、ルター（Martin Luther, 1483-1546）の業績の意義づけから始まる。その認識は両義的といえる。内面の自由を根拠づけたという点で偉大であったということは、バウムガルテンも前提として認識している。けれども、本書では負の遺産としての側面にかれは関心をむけている。

「ドイツ人民（das deutsche Volk）がその全体において、人間の発展史における偉大な行為によって影響を与えて以来、300年以上が過ぎ去った。宗教改革は、行動する人生の領域におけるドイツ人の最後の共同作業であった。そして、その最後の作業は、自分たちの分裂を決定づけ、国民的存在（nationales Dasein）を終わらせた。…ルターの行為がわれわれの精神生活をもっとも内面的な人間の自由の根拠づけたという業績は、最古の共同体の意味において、キリストの言葉にしたがって、現世を軽蔑し、神の至福を追求することを

教えた。われわれゲルマン人の特性のもっとも深い部分に従って、個人的な良心を現世に対するあらゆる顧慮から解き放った。そして、この業績は、まだ神聖ローマ帝国を統合してきた最後の弱い絆を打ち破った。ルターの志向にとっては、この現世の事物（die Dinge dieser Welt）は、とるに足らぬものでしかなかった。こうした現世の実際の事物は、われわれドイツ人にとってつねにわずかな有効性しかなかった。…内面的な人間に完全に志向したルターの様式は、何世紀もの間われわれ存在のこうした一面性を無条件に支配した」（Selbstkritik,S.77）。

ここにはドイツ人民の在り方に関する三つのことが指摘されている。第一に、「行動する人生」と対比して、内面的な人間性を重んじたこと。第二に、現世の事物に対し関心をむけ顧慮することを疎略にしたこと。第三に、われわれは神聖ローマ帝国に帰属していたドイツ国民であったが、そのような「自分たちの分裂を決定づけ、国民的存在（nationales Dasein）を終わらせた」こと。こうした特性が何世紀も持続し、一種の精神構造として特徴づけられている。『自己批判』におけるバウムガルテンの中心的な問題意識は、この点にむけられている。こうした関心の所在から、ヴェーバー「倫理」論文を思い起こせるかもしれない。「行為」主義のカルヴィニズムと対比されるルター派の「内面」主義、という特徴づけの箇所である。史的起源に関心をむける両者の対比は、史学史的な検討事項の一つとして重要であろうが、本稿の課題ではない。バウムガルテンの記述の展開に沿ってゆこう。

その宗教改革はヨーロッパ各地でおこなわれた。「イギリス人にとっては、その国家制度を鋭く、確固として成し遂げ、総括するための機会になった」。が、われわれドイツの場合はどうだったか。「われわれのみが、われわれの魂の幸福（Seelenheil）にのみ心を掛けている。」（Ebd.,S.77）。と、ルターその人の業績とともに、ルター派諸侯のあり方がここで着目されている。その場合、一種の政治のあり方とそれと関連した人間のあり方を、かれは次のように問題にしている。

「われわれのルター派諸侯は、ある政治をもっていた。しかもまったく新しい、いままで見たこともない政治である。もっとも若い時代にドイツの人の運命をとくに支配してきた政治であった。すなわち、道徳的疑念の政治、家父長的良心の政治、小さな問題では有能さの政治、大きな問題には無気力の政治、狭い範囲での活動的な勤勉さの政治、重要なものが問題になっている場における偏狭な怠惰さの政治である。こうした政治が、われわれの都市の堅実な市民、われわれの村の富裕な繁栄、われわれの学校・大学の開化、われわれの官庁の良心的な精勤、われわれの科学の真剣さ、われわれの家族生活の純粹さ、これらを支え、あるいは促進した。政治は、われわれが誇ることのできるもの一切、われわれの家庭的、私的経済的幸福を形成するものに一切を作り出し、あるいは構築した。しかしながら、当の政治は家長〔国王〕のため空間のみを確保するが、人間や市民を弾圧してしまうという同情すべき小国家根性（Kleinstaaterei）を生み出し、…当の政治は、国家から勇士を形成する骨髄（männerbildende Mark）を吸い出し、国家をいわば小さな幼稚園— あらゆる危険のみならず、劣悪な現世のあらゆる重要さを前にしてわれわれを守ってきた — に変質させてしまった。…その〔プロテスタント派〕小諸侯は、30年戦争〔1618-1648〕の先駆者たちをひき立てる勇気を示すとともに、この驚くべき戦争において、

麻痺と無力によってわれわれ国民的存在 (nationalen Existenz)、われわれ生存欲、生存力の墓を掘った」(Ebd.,S.77f.)。

「われわれ」— ここでいう、そして以降でも、一貫して記述される— とは、プロイセン人民ではなく、基本的にはドイツ人民を指している¹⁹⁾。そして、この引用箇所という「政治」とは、「ルター派諸侯」によって結果的に機能している政治である。認識志向し、遂行されている政治ではない。宗教改革以後、30年戦争(1618-1648年、新旧キリスト教徒両派の宗教内乱)を経て、国内が分裂し、個別の諸領邦が分立することになった。そのような政治機能とともに、「国家から勇士を形成する骨髄」を損失しまっているとも記している。「われわれの国民的存在」としての人間形成に関する中枢的機能が損傷されているされる。国家は人間を形成するモーメントであるはずである、という認識も含まれている。「国家」が「小さな幼稚園」のように変質したという比喩は、本来のあるべき「国家」と教育の関係性が示されていない、という思いが表れている。その関係性がより具体的にどのように展開しているか、さきにふれた三つの指摘とともに、『自己批判』の全体を通じて跡づけよう。

「国民的存在」を実現する政治教育の観点から、何がその教育を困難にしているか、『自己批判』において、次の三つの問題が把握されていること、その点を以下に知ることができるだろう。

第一に、「非政治的なもの」における内面的自由の主張について。

第二に、Partikularismus について。

第三に、「否定」の行動原理について。

b) 「非政治的なもの」における内面的自由の主張について

— ドイツにおける「自由」の精神構造の問題 1) —

宗教改革の後、30年戦争(1618-1648)があった。その「悲惨」のさなか、「ブランデンブルクの辺境に一諸侯が立ち上がった。はじめて再び、ドイツ政治の試みを実施した」とブランデンブルク選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム(1620-1688, 在位 1640-1688)のことがふれられる。「頭のなかではなく、現実世界に生かそうとする意志」(Ebd.,S.79)が示された。「大選帝侯」と呼ばれたその事跡は— 後の『国民論』でも、「政治家」として君主権力を通じて“政治的なもの”の必要を自覚しものとして着目されるが— ひき継がれることことはなかった(Ebd.,S.79)。こうした可能性の一方、バウムガルテンが、はじめの中心の問題との関連でより強調して着目するのは、ナポレオンとの戦い(1807)で敗北して以後のドイツである。

「悲しむべき敗北 20 年において、われわれの精神生活の素晴らしい開化が集中した」と、ゲーテ(Johann Wolfgang von Goethe,1749-1832)、カント(Immanuel Kant,1724-1804)、シラー(Johann Christoph Friedrich von Schiller,1759-1805)、ヴォルフ(Christian Wolff,1679-1754)、フンボルト(Friedrich Wilhelm von Humboldt,1767-1835)らの名が記される。「こうした精神的な行為の偉大さは、どれだけ賞賛しても十分ということはない」(Ebd.,S.80f.)。ドイツ精神史の成果といってよい。その諸業績(文学、哲学、学問等)を積極的に評価する一方、「けれども」といって、かれが一貫した眼差しで着目するのは、その負の遺産といえる傾向性を生み出したことである。

「われわれの古典的な文学の根本的諸特徴としては、精神的教養、認識、思考、感情に

誇張した重要性を添える方向にいたったこと、われわれの本性の行動に立ち返った側面を放置してしまったこと、その精神性によって、排他的領域で自己自身をひき籠もってしまったこと、そして、近代的生活の根本条件、とくにゲルマン生活には一致しない古典古代の観念論を高めてしまったことである」(Ebd.,S.81)。

「行動する」側面を顧慮せず、「精神性」の領域における追求に「ひき籠もって」しまったことは何が問題であるのか。かれは以下のように論ずる。「われわれは、こうした現象において、とりわけある点を際立たせなければならない。国家に対する大なる精神性の態度である。ペリクレス時代のギリシャの様式を基準とするのではなく、理念のなかにのみ故郷をもっている祖国喪失したギリシャの様式を基準としていた」(Ebd.,S.81f.)。人間の生き方として国家との関連を抜きにすること、「祖国喪失」にならないか。

その方向を自覚的に進めた取組として、とりわけフンボルトの有名な論文にかれは着目する。「国家活動の限界を規定する試みの理念」(1792)である。まとまった著作として公刊されたのは1851年である。「国制論」として精神的に展開する19世紀の「ドイツ自由主義」の業績の一つとして位置づけられる(フーバー『1789年以降ドイツ国制史』第2巻、1960年、p.371)。バウムガルテンも、十数年前の著作として接したかもしれない。が、この国家活動限界論が雑誌に初出掲載(著作の一部)された1792の年号が『自己批判』の当該箇所では表記されている。ルターとともに、ドイツ自由主義の史的前提の一つとして避けがたいものとしてうけとめなければならない、そう思うからであろう。バウムガルテンはいう、本論文は「当時のもっと最善の知性の持ち主が国家を見つめた、きわめて特徴的な記念碑である。もちろん忘れてならないのは、その時代において官僚制的・絶対主義的監督がいかに狭苦しく、人々を強制したか、ということであり、ダールベルク [Freiherr v. Darberg, 1744-1817, マインツ選帝大司教] に対しその危険な失政を警告することが、この著書の直接的な実践目的だった」(Ebd.,S.82)。こうした官僚制的統制批判という直接的動機があったとしても、それとは別に、この国家活動限界論は看過できない客観的影響力を及ぼした。

「当の理念は、事実において、高度に努力している人間の内面的な精神生活に胚胎し、人間の国家に対する関係に関する率直な意見を明らかにしながら、同時に、われわれの人民(Volkes)の最善の知性の持ち主を満たしている観念全体に、古典的表現を与えた。こうした人民は、その成長の開花期において、国民国家(den nationalen Staat)を損傷した。あるいは、諸侯の自立に反逆的に奮闘する貴族によってそれを損傷させた。人民は、それ以来、本来的に国家抜き(staatlos)で生きた。…人民は再び、頑強な健康のうちに、私的存在の力と充実とともに、一人一人の人間性の妥当性と発展、すなわち、精神的業績の偉大さをそれぞれ高めた。そのために、人民は、誇らしい自己意識をもちながら、他の国家として統一した諸国民(Völker)を見ることができた。人格的發展(persönlichen Entwicklung)というこうした躍進は、その当時きわめて高かった。…それで、何世紀も前からわれわれに与えられた、数少ない政治家の一人であったフンボルトは、国家というものを必要悪として規定するという点に到達した。その必要悪の働きは、けっして狭く閉じ込められるものではなかった」(Ebd.,S.83)。

国家活動限界論にふれたこの箇所には、バウムガルテンの重要な所見が示されている。国家を構成するものとして－バウムガルテンの所見では－人民の存在があるはずだが、その人民にあっては、精神の充実こそが尊ばれている。その場合、「国家抜き」の生き方として特徴づけられる。その一方、「国家として統一した諸国民」に対しは、誇りさえも感じている。「人格的發展」という観念は、その生き方を支えている。こうした－かれにしてみれば嘆かわしい－事情は、「国民」たる主体の形成を要請しないので、「国民国家」の成立を阻害する。

こうした影響力をもった－とバウムガルテンが捉える－限界論では、かれと同時代の「自由主義」に基礎づけられた立憲君主制国家ではなく、絶対主義国家が想定されている（梅根悟『西洋教育思想史』第3巻、p.74）。そうであるなら、「国民」の主体性がなにほどこ期待される「国民国家」という見地からの評価が適切かどうか。この点は留意されるが、ここではバウムガルテンの問題意識の確認が第一義的に重要である。冒頭のかれの中心的な問題意識に支えられている。こうした所見を示した上で、フンボルトの論拠に沿いつつ、その「調和的な人間形成」論をかれは批判する。

『人間の諸能力を全体的に高度に調和的に形成する』ことを確実にすることが人間にとって重要であるならば、道徳的諸能力は、知的諸能力と対等でなければならない。そして、高度の道徳的能力の錬磨（Übung）が重要であるならば、ささいな個人的関心を遠ざける、国家的生活（Staatslebens）の大きな舞台のみが、道徳的諸能力に対して、完全に価値のある申し分ない劇場に提供されることは、容易に明らかになる。しかしながらフンボルトが、調和的な人間形成（Bildung）というみずからの理念を古典ギリシャの基準に根拠を求めたとき、この基準は、抗しがたい雄弁術とともに、まさしくフンボルト説の反対物を教え示していた」（Ebd.,S.83f.）。

「国家的生活（Staatslebens）の大きな舞台のみが、道徳的諸能力に対して、完全に価値のある申し分ない劇場に提供される」はずである。このような見解を－専門的に分業できる能力の育成というのではなく－調和的な人間形成というフンボルトの論拠をふまえて対置している。もちろんバウムガルテン自身の中心的な問題意識に沿っている。

このような見解の上で、かれは、フンボルトが史的根拠とする古典ギリシャについてふれて、さらに次のように徹底的に反論する。

「フンボルトが古典ギリシャの場合に讃美した、全面的な人間形成（Bildung）の美しい調和は、そのもっと傑出した現象において、かの真剣にまとまったソロンの規律（Zücht）－男らしい諸々の義務の中心に国家を位置づけた－の成果であった。マラ톤のおばさんに本当に通用したのは、すべてを堪え忍ぶことができた、素晴らしい祖国愛であった。…ペリクレス派の傑出した人々にとって、国家はあらゆる道徳的行為の確実で広汎な基礎だった。すなわち、ひょっとしたらあらゆる時代のもっとも偉大な芸術家であるフィーディアス〔前490-前430、アテネの彫刻家、アテネの女神像製作〕は、国家に仕えた。アクロポリスのもっとも卓越した人々は、国家理念を具現化した。…ソクラテス、プラトン、アリストテレスの叡智は、人民（Volk）を救い出すことはできなかった。人民にとって、国家という確固とした道徳的基礎は粉碎されてしまった」（Ebd.,S.84）。

古典ギリシャの「全面的な人間形成の美しい調和」の理念でも、その人間形成論の基礎に国家を位置づけていたのではないか。バウムガルテンはこのようにフンボルトの人間形成論の史的論拠を批判した。かれの根本的な見解が示されている。

c). Partikularismus について

ードイツにおける「自由」の精神構造の問題2)ー

「自由は」は個別の多様性を尊重することを基本的に導く。その志向は、政治的領域において、課題解決の障壁として問題事態になる場合が生ずる。バウムガルテンのいう Partikularismus である (Ebd.,S.78,94,99,102,104,122,134,162,169,204,209)。「領邦分立主義」とも「地方独自主義」とも訳せる。同時代の諸文献でもその語は用いられている。「国民的統一」に対して、「領邦主権」(Partikularsouveränität)といえ、積極的な自己主張を尊重する用語となるであろう。けれども、二書でのバウムガルテンの用法は、むしろ乗り越えるべき問題として着目されている。すなわち、「主権をもった」(Ebd.,S.104)とも、「絶対主義」(Ebd.,S.99)と結び付いたとも、「偏狭な」(Ebd.,S.122)とも、「血と骨を備えた」(Ebd.,S.209)とも形容され、「領邦分立主義的カオスに解消」(Ebd.,S.99)とも「地方独自主義の頑固さ」(Ebd.,S.163,169)とも認識される。非政治的領域における内面的自由の主張では除外された、政治的領域を特徴づける。「ドイツ政治の記号」であり、「ドイツ的な本質の特徴的なメルクマールになった」(Ebd.,S.78)という。宗教改革の「自由」の承認によって、ドイツ人民の分断を促している傾向性として、かれの場合にも批判的な対象としてうけとめている。その具体的な形態として捉えているのは、プロイセン改革後の同邦内の人民のあり方、諸邦に対して主導的であるべきプロイセンが領邦内の自足していること、その一方、諸外国と緊張関係にあるドイツ全体にむけた視野がプロイセンでは欠如しているという事態である。

ナポレオン解放戦争後の状況にふれて、「われわれの間で、ドイツの国家状態についての健全な国民的組織の明確なイメージをもっている者はいたろうか」(Ebd.,S.87)と問いかけている。現実はどうであったか。プロイセン改革を1806年から首相として推進したシュタイン(Heinrich Friedrich vom Stain,1757-1831)にふれる。この立役者の功績についてより詳しくは、後の『国民論』でわれわれは接することになる。『自己批判』のこの箇所では批判的な関心で着目されているのは、プロイセン改革以後の人々のあり方である。

「プロイセン人は従属的だった。現存する国家に対する献身という点で、大きな功績があったが、人民は不断の力でこの現存するものを超えて打ち破ることはなかった。国王に逆らうスペイン人のように蜂起したのではなかった。カーディズのスเปนの国会のように、人々は、新しい生活形態から創り出そうとはしなかった。プロイセン人の英雄精神は、大きかったが、しかし、その政治的な従順さも同様に大きかった。プロイセン人は感謝の心で、憲法制定の約束をうけとめたが、国王がこの約束を守らないことをよいと思うことを、平静な気持で見つめた。…『静穏こそ市民の第一の義務である』はもう一度、一世代の間、ほとんど反対されないスローガンになった」(Ebd.,S.87f.)。

「静穏」ということは、市民の習慣的態度であるにとどまらない。「プロイセンが1815年[ド

イツ連邦成立]から1840年までに委ねた静穏の政治(Stillstandspolitik)』(Ebd.,S.90)とも指摘される。「プロイセン人民の政治的成熟(die politische Reifung seines Volkes)』(Ebd.,S.91)ということが課題になる。

こうしたプロイセンの「従順な」受動性は、たんに自国内にとどまらない。諸領邦のなかでも、とりわけプロイセンが全ドイツで指導的な役割を果たすことができるかが問われる。「プロイセンはみずからの地域でのわれわれの弱体化した政治的な能力の成長に対して、いかなる有利をも提供しなかった。ドイツの小さな諸邦においても、プロイセンは破壊的な敵意によって、成長を妨げた。プロイセンがそのことによって、ドイツ全体の頂点にかかわる自己の立場を失墜し、ドイツ全体に対する自己の国家をきわめて不都合な政治的關係に位置づけ、自己の政治的能力の輝かしい優越關係を反対側に変化させた」(Ebd.,S.91)。

ドイツ全体に視野がむけられていないことは、同時にドイツをとり巻く周辺諸国がどのような動きをしているかという国際環境にかかわる視野が十分開かれてないことでもある。この点について、「わずか1年で政権に入っても、自由主義はどこでも脇に押しやられ、私的な立場に押し戻された。…自由主義は、再び1848年以前のようなようだった」(Ebd.,S.110)と、次のように論じていた。

「ナポレオンがイタリア国民と同盟し、ハプスブルクの権力的立場を核心的に攻撃したとき、それは真に世界史的意義のある転換点だった。それはまた、ヨーロッパの全体状況を変形することになる、とりわけドイツ国民の生活条件にもまた力強い打撃で影響を及ぼさなければならなかった転換点だった。…残念ながら、ほとんどすべての諸政府のアンチ国民的傾向の場合、すべに述べたような葛藤に際して国民の利害関心を守ろうとする人々は、争いに武装した能力に関して正確な知識と、真実の意図についての知識とを獲得する状況にはほとんどない。さまざまの国の自由主義の主張者は、個々の例外は別として、大きな国際的問題の発展(Entwicklung großer Weltfragen)を一步一步辿っていくという、要請される立場を欠いている。かれらは、新聞が提供する情報に限定されている。かれらなかに、次のような人間—存在しなければならなかったと思うが—は存在したのだろうか。イタリア問題が現れるや、イタリア、フランス、イングランド形勢をみずからの目で研究する人が存在していただろうか。あるいは、オーストリアとフランスの政治のひそかな心臓の鼓動に聞き耳を立てるために、ウィーン、パリにおいて、じっと耳を伏せる人が存在していただろうか。あるいは、とりわけカヴールとともに、自由主義と国民主義の原理の主張者に、すでに用意されたドラマのなかに、またより親密な關係のなかに推し進める人は存在したのだろうか、—私は思うのだが—もしも、そのような人間がいたならば、ドイツ国民(das deutsche Volk)は、はじめからわれわれのみずからの国民的高揚(nationalen Erhebung)の序章となるに適した問題に対する正しい立場だったろう」(Ebd.,S.114)。

イタリアの動向は、ハプスブルクの権力的立場を攻撃したという点で、「世界史的意義のある転換点であった」こと、「大きな国際的問題の発展を一步一步辿っていく」ということが求められたはずだ、そしてわれわれの「国民的高揚」に寄与したにもかかわらず注視してこなかったと、かれは論じている。その上で、自由主義者たちの「政治的情報の驚くべき欠如」と、視

野狭窄の限界状況について指摘した (Ebd.,S.118-119)。

d). 「否定」の行動原理について

ードイツにおける「自由」の精神構造の問題3)ー

政治的なものの領域を認識し、この領域で自覚的に活動していたドイツ自由主義者たちの問題として、もう一つ際立った傾向性をバウムガルテンは見出していた。その傾向性の点で、非政治的領域での内面的自由の主張と共通する、自由の精神構造である。

非政治的領域での内面的自由の主張に関連して、かれは、次のように述べていた。「事実において、われわれは、ある規律 (Züchtigung) を緊急に必要とした。すなわち、理念の自己信頼をひき下げるという規律であり、美的な創造物や哲学的な認識は人々の課題の総体を含んではいけないことを、われわれの人民 (Volk) に対し力拳をもって認識することを教えることである」 (Ebd.,S.84)。この「規律」が要請される対象について、こう論じている。

「もしも、こうした小さな諸邦国において、官僚の静かな詳細な活動が成果を上げ、市民や農民は狭く、貧弱な圏域でみずからを安楽に感じ、しかもドイツ観念論は空中楼阁の建設に際し妨げることなく放置したとすれば、こうした見かけ上の国家が現実の政治的生活が発展することを助けることは、まったくあり得なかった。けっして忘れてならないのは、われわれの場合、政治教育 (politischer Bildung) の最重要のエレメントを獲得すること、すなわち、何世紀に及ぶ絶対的に非政治的な過去の後、徹頭徹尾私的関心によって、あるいは、家庭的・学問的・詩的・宗教的努力によって遂行された存在から、国家的生活 (Staaatslebens) の重要な舞台において、最初の一步を進めることが重要ということである」 (Ebd.,S.90)。

「理念」の世界ー「空中楼阁」を築いた「ドイツ観念論」が表す「理念の帝国」ーで完結するのではなく、現実の、とりわけ「国家的生活」との接点をもつこと、基盤として国家に支えられること、それによって、「非政治的な」ものから、“政治的なもの”に対する関心を喚起することが、ー上記引用ではプロイセンとの対比で小諸邦のことがふれられているがー「政治教育」のまず一步として重視されると、かれは考えている。

「理念の自己信頼をひき下げる」というこの「規律」が必要とされるのは、文学・哲学の領域にとどまらない。むしろ、政治の領域においてこそいっそう期待される。ドイツ自由主義について、かれは次のように記していた。

「自由主義は国家内における支配的な力になることはできなかった。自由主義は、30年間没頭した野党のやり甲斐の無い仕事に頼りにしていた。多くの個々の事柄では成果があったが、全体として、重要な事柄では、辛い不毛な状態になった。いかなる健全な政党も目標としなければならないのは、達成された勝利によって、みずからの思想を政権内で実現するということであるが、こうした目標を、自由主義はわずかな例外においてのみ、幸運な偶然に助けられて達成されえた。自由主義はたしかにしばしば勝利した。けれども、全体的な状況が不都合の場合に、自由主義はかろうじて政権に参加できた。そのようにして、政権内においてのみ獲得できる経験が自由主義には欠落し、自由主義の活動にとって

自然の肯定的目標（das natürliche positive Ziel）は拒否されていたこと、こうした理由から自由主義は否定的な野党（negative Opposition）になりさがり、その努力は、国家を保護するよりも敵対的な政府を妨害する点にしばしばむけられた」（Ebd.,S.101）。

「否定」することを行動原理とし、とりわけ政府権力に対し敵対的な行動姿勢を示す、という理念が、ここでは限定的に問題にされている。「いかなる政府もそれ自体にかしら害悪なものであり、そのゆえに国家の存在はおのずから消滅するようになるという破滅的な考察法からであった」と、自由主義者たちを特徴づけていた。

「われわれは理論の弟子だった。事柄について、あらゆる状況からまったく独立して自分たちの判断を下すのである」（Ebd.,S.142）という信条と、「否定」の行動原理は牢固に結びついている。一時期政権内（1858年-1862年のいわゆる「新時代」中の一時期）にあったとしても20、「国家内における支配的な力になることはできなかった」とかれは指摘している。「圧倒的に否定的な性格」（Ebd.,S.181）とも特徴づけている。こうした信条態度では、一かれの意識では一所与の状況との関連で目標設定し、方法を選択する、という目的合理的な姿勢ではない、ということを示している。その姿勢を求めるバウムガルテンの所見は、後でとり上げる。ここでは、議会での自由主義者たちの行動姿勢についてふれよう。

「否定」の行動原理に関して、かれは次のように1860-66年の軍制改革案をめぐる紛争について例証する。1860年議会提出された軍制改革案（兵員数の増強、兵役期間延長、専門軍隊としての常備軍とは区別される国土防衛軍〔Landwehr〕の縮小）と、それに関する予算執行案の憲法上の権限（Ebd.,S.169f.）をめぐる、プロイセンにおいて国王・政府と衆議院多数を占める自由主義派（進歩党）の間で紛争があった。「憲法闘争」といわれる。「その案件は」とバウムガルテンは、次のように性格づけた。「軍事上の技術的協議から政治的に熟慮すべき領域に入ってきた。この問題は、国家の全体的状況、とりわけ財政的な状況は軍事力の上昇を認めるかどうか、認めるとすればどの範囲で、ということを検討する真剣な試練の課題となった」（Ebd.,S.130）。「力強いプロイセンを通じて、ドイツの運命に対して至福の転回を与えること、ドイツに支えられたプロイセンを通じて、明らかに分裂したヨーロッパの旧秩序を一プロイセン、ドイツ、文明そのものの利害に要求するような方法で一更新することが重要なだった」（Ebd.,S.132-133）。「ドイツの運命」にかかわる案件として積極的に意義づけた。

けれども、自由主義者たちはこの案に「急進的な見解」に従い反対した。「自由主義者が証明したのは、プロイセン国家に対して、ある確固とした持続的な自由主義的な政策を確実にする最初の重要な機会に際して、ほとんど宿命的に稚拙であった」（Ebd.,S.130f.）。状況打開のために1862年9月プロイセン首相に就任したビスマルクの「ある自由主義的な妥協を提案」にかかわる自由主義者の対応について、かれは次のように記していた。「自由主義者たちは、ビスマルクに対してわずかな意見しかもたなかった。自由主義者たちは、ペテレスブルク、およびパリにおけるビスマルクの外交実績について、かれの人間性の意義についてと同様に、わずかしら知らされていなかった。自由主義者たちは、一そのように思われるのだが一かれの譲歩を軽蔑しつつ拒否した」（Ebd.,S.171）。「譲歩」を軽蔑する一方で、かれらにとって「進歩党の綱領」（Ebd.S.171）がひたすら念頭にあることが注意されている。

e) 「自由」の精神構造の政治的帰結

ドイツ「自由主義」は、以上のように批判的に論じられていた。第一に、国家敵対的な姿勢を伴う、非政治的領域における内面的自由の主張、第二に、他方、政治的領域におけるドイツ国外環境に対する視野を欠如し、ドイツ諸領邦において互いに自由に分立する *Partikularismus*、第三に、野党にとどまるよう習慣づけられ、政権担当能力を欠如した「否定」の行動姿勢、以上を本稿では跡づけた。それらは — バウムガルテンによれば — ルター派諸侯の政治から生じた「自由」の精神から導かれ、歴史的持続的な傾向性を示している。この点で、「自由」の精神構造の表出といってよい。『自己批判』の最後で、かれが次のようにドイツ「自由主義」の取組の課題について自覚的に総括していた。

「[第一に]自由主義が主として野党にとどまることを断つこと。[第二に]自由主義が自己の政府の活動において自己を実現する目的で、国民 (Nation) のある限りなく重要な関心事 — この事柄のために自由主義だけが全面的で、真の理解をもっている — を達成すること、[第三に]われわれが、自由主義であり保守主義である政府の善行をもたらす新鮮な交替を実現するようになること。自由主義は、政権遂行能力 (*regierungsfähig*) を身につけなければならない。自由主義が野党として無限のことを要求するのではなく、政府としてわずかなことを実行すべきであるということを自由主義の偉大さの衰退と考える者に対しては、私はもちろん擁護しない。けれども、自由主義は最終的にみずからの思想を [内閣に入って] 自分で実現する権力になるという要求を、自由主義からの逸脱とあえて呼ぶ人はまさか誰もいないだろう [要求を当然として私は擁護する]。私は限界をひこうとは断じて思っていない。自由主義は、限界以上に、力を拡張すべきではない。」 (Ebd. S.214)

「政権遂行能力」が欠落しているとも総括された「自由主義」批判は、本稿で跡づけたものについて、とりわけ政治的領域の「自由主義」に対するかれの認識と重なる。その批判は、「自己批判」と称されているように、バウムガルテン自身自由主義者と規定する当事者性の自覚においておこなわれていたことに注意しよう。この点でかれはこう続けていた。

「私は自由主義の歴史を記述しようと思っただけではなかった。われわれの最新のドイツ政治の発展について素描しようと思ったのでもなかった。そうではなく、自己批判だった。それゆえに、他の政党が私の単刀直入の判断を利用するかもしれないという懸念には惑わされずに、自由主義政治の弱点に全力をもって立ちどまらなければならなかった。他の [政党の] 人々は、とくにわれわれの [自由主義者の] 弱点を知り、利用してきた。われわれが従来担っていた足枷 [自由主義の弱点] からわれわれが免れたとき、かれらの高慢さに出会うこと以上にたやすいことはない [十分に覚悟している]。けれどもわれわれが目下保持している政治的立場は、真剣な自己批判によってのみ利益を得ることができる。この年の8月初めまで従っていた政治的方法に頑なに保持していたなら、われわれはたちまち没落しただろう。それ [その政治的方法] に対して、直近の過去が示す真剣な教訓に耳をかたむければ、われわれにふさわしい重みをまもなくとり戻すだろう」 (Ebd., S.214f.)。

このようにふり返っているように、『自己批判』は、外部からの批判を覚悟した、当事者性を自覚した批判であった。

こうした批判が、もしも以上で終わっていたら、この『自己批判』はかれが批判するところの当の「自由主義」と同質の「否定」の特質を共有したかもしれない。しかし本書は単に自己「否定」には終わっていない。その論調のなかでも、「自由」とともに積極的にどうあらねばならなかったかという秩序構築する志向が、事実関係の記述のなかに潜在する形で示されていたことを、われわれは見逃せない。原理的なものも含まれている。こうした思考の徹底性にも留意しながら、『自己批判』の範囲で、どこまで政治教育認識を示していたか抽出しておこう。

f) 「国民」形成の教育課題の認識

f) - i) 「政治」の原理

政治状況論として示されるかれの記述が、その流れを断ち切るように政治の原理といってもよい抽象的な所見に関する記述に、力強く展開する文脈がある。「新時代」の一時期に複数の自由主義者たちが政権内に入ることができたアウエルスヴァルト (Rudolf von Auerswald, 1795-1866, 無任所大臣として政権を運営) 自由主義内閣が、「挫折」する事態を指摘して後の箇所 (Ebd., S. 139f.) である。そのいくつかの部分抽出し、その上で、かれの政治教育認識を跡づける。

創造的行為としての政治

『自己批判』において、一時政権内にあったものの、野党の立場を主としていたドイツ自由主義の在り方を意識しつつ、バウムガルテンが把握する政治の本来的性格とは、すでにふれた「否定的性格」を脱することである。次のようにかれは記している。

「事態が起こることについて『否』をいうこと以外つねになにも言明しない者はだれでも、またどのようにしていつか『然り』と肯定的に言明するだろうという考えが縁遠い者はだれでも、物事に対して斜めで不自然な立場をとる。とりわけそのことは、一貫して肯定的な性格を有してきた政治にとってあてはまる。政治においては、不正な事柄にとってかわって正当なものを構築するために、不正な事柄が除外されねばならないということによってのみ、否定行為は是認されている。政治においては、批判は創造的行為 (dem schaffenden Tun) に絶対的に従属していなければならない。なぜならば、国家にとっては、平均的な行動であったとしても、称賛すべきだが行動を伴わない批判よりも、有益であるからである。たしかに、理論に秀でた人民にとって、ドイツ人民同様に、危うさが近くに存在する。行為の世界においても、自己の行為する意志よりも、判断する悟性を機能させるといふ危険が存在する。しかしながら、まさにそのように理論に秀でた人民にとって、こうした危険が大きくなるに違いない。… 哲学的に思索する人、学問的に探究する人、芸術的に想像する人、あるいは家庭的な道徳の人、これらの人は、政治的事実に対して、その事実が本来けっして満たすことはできない尺度を用いている。われわれが国家に参加する (unsere Teilnahme am Staat) ということについて、長い間、次の点に存在していた。すなわち、われわれの絶対的批判によって、国家を厄介払いする (vom Hals zu halten) ということである。国家のなかで行動しようと導かれた場合でも、われわれの胸

部にある崇高で純粋な理念を国家のなかで実現することが不可能であるということに、われわれが急速にあまりにも落胆するという経験をしてきた。」(S.181f.)。

第一に、政治は「肯定的」な「創造的行為」であること。第二に、「批判」はその「創造的行為」に従属しなければならないこと。第三に、哲学、学問、芸術、等から政治は区別される領域であって、政治に対する判断は、その領域固有でなければならないこと。こうした諸点について、バウムガルテンはみずからの思いを率直に語っている。

支配すること

「創造」し「改善」する行為とは、－ かれの所見では －政治の属性の一つを指すとしても、その本質ではない。政治の固有の本質的任務はなにか。「市民たる者は労働するために創出される。しかし、支配するためではない。政治家にとって本質的課題は支配することである」(Ebd.,S.96)。「支配する」ということが、市民の在り方と対比して強調される。ナポレオン解放戦争(1813-1815)、クリミア戦争(1853-1856)、イタリア統一戦争(1859)、そして直近で、われわれの「戦い」として意識する普墺戦争(1866)、といった戦争遂行に含まれる19世紀以降の「リアル・ポリティーク」の要素の認識、それとともに、1848年「国民議会」とその「挫折」の経験－これらから、「支配する」という政治原理観も導かれたのだろうか21)。こうした権力支配の現実をかれは直視し、強調し－「国民的高揚」という積極的意義の要素も認められるが、それ以上に軍事力行使による権力支配の現実を強調し－、その現実感覚をふまえて、「政治」の本質を規定している。それは、ドイツに即していえば、どうあることか。そしてなにではないことか。文化諸領域から区別して、「政治」もまた一つの固有な領域として尊重されなければならないという認識の必要をここでもふれながら、同書最後の方でかれは、普墺戦争をめぐって次のように記している。

「われわれの[錯綜した]状況ありがたいことに単純化したこと、すなわち、われわれがついに確固とした国土を足下に感ずる幸運の状況[普墺戦争の勝利がもたらしたもの]によって、短い間に多くのわれわれの政治的悪習を退けることができるだろう。…われわれが、なにが行動であるか(was Handeln ist)、十二分に思い知った後には、高慢な大袈裟な表現でわれわれの耳に快く感じさせるようなことに、われわれはもはや喜ばなかった。好事家的政治家の仕事は根本的に失敗するということなので、われわれは次のことを要請するだろう。大規模な国家制度にあっては、われわれが世間に参加することによって、峻厳さと男性的な能力(Tüchtigkeit)－あらゆるその他の領域[文学、哲学など]では、われわれにとって当然と理解されていたのだが、[それとは違って]－が確証されるべきだろう」(Ebd.,S.211)。

他領域から区別され、「支配すること」を固有の働きとする政治は、なにを主な課題とするか。「ドイツ問題」の解決にはかならない。個別の領邦国家ではなく、諸領邦が「統一」されたドイツ国家を構築するという課題である。プロイセン、オーストリア、中規模諸邦からなる「3邦国の矛盾」と、プロイセン、オーストリアとの「二元的対立の破滅性」を含んでいる(Ebd.,S.202)。その課題は錯綜している。これにむき合えるのは、バウムガルテンの思いでは、

自由主義においてほかはない。『自己批判』の最後でかれが強調することは、この点にかかわる「自由主義」を担う政党との関係である。

「他の領域 [政治以外の学問・芸術・道徳等] における非常に素晴らしい事物と並んで、混乱した国家と分裂した祖国を置き去りにした過去の遺産であるこの重荷をうけてわれわれは意気消沈して過ごした。…いまや、その重荷は解消された。…われわれの回りには、悲惨な過去ではなく、名声に満ちた過去が、慰めを欠いた将来ではなく、希望に満ちた将来が横たわっている。祖国— あのように多くの溜息、あのように多年の憧れを実現できなかった祖国を、いまやわれわれは所有した。…たしかに人民— 何世紀もの間、国家喪失 (Staatlosigkeit) の混乱状態のなかで誤謬し、諸国民間でなにもなく、その最善の能力は成長がとどまっていた (beste Kräfte verkümmerten) 人民にとって、そのような [祖国を所有した] 救済は、あらたな発展の始まりになるだろう。[人民の] すべての部分は、その発展に協働するだろう。その事実はなにができるか、われわれはプロイセンに即して経験した。われわれは、国王であれ、大臣であれ、貴族であれ、軍人であれ、あるいは、下院議員であれ、市役所職員であれ、新聞記者を見上げようと、かれらはみな変化した。それらは偉大なものを学んだ。そしてこうした学習は、理解力の観念ではなく、心臓の鼓動のなかで力を持ってきた。かれらは、[以前とは] 異なって考えるのみではない。かれらは [以前とは] 異なって感じている。3ヶ月前に、あらゆる方面からの“党か祖国か?” という叫び声に、“党!” という荒々しい返答が響いていた。今日では、かれらすべては、祖国に名誉を与える。…ドイツ自由主義が、副次的な疑念には惑わされずに、一途な没頭とともに、自己が認めた重要な事実のために闘うやいなや、次の十年間は、ドイツ国家をわれわれにもたらすであろう。その国家とは、われわれの学問、芸術、道徳と同様に、われわれの政治的発展と国民の権力的立場のために、確信すべき必須事項になってくる」(Ebd.,S.213)。

党ではなく、祖国のために、祖国に属する人々を支配すること、そのことが諸文化領域から区別されるべき政治の本質的任務になる。その場合、「祖国」に属する人々は、単に支配される側であるのではない。君主政との関係を維持しつつ代議制を実現するという形で、国政に参加することが期待される。「われわれは、人民 (Volk) に対して国家における当然の活動を奪還しなければならないとともに、こうした人民の意義に沿った国家を創出しなければならなかった」とかれは指摘していた。そのような方向から「国民国家」(nationalen Staat) を構築すること (Ebd.,S.99) — このことが『自己批判』のかれの規範意識の根本にある。

「全体状況」の見渡しによる「可能なものの遂行」

「支配する」ことはいかに実現するか。この点についてバウムガルテンは、「政治」がその本来の遂行において「学問」とどう異なっているか論じながら、明らかにしている。

「1848年の嵐は、研究室の窓を割って、学者たちの眼差しを、日々の荒れ狂う運動や、国民生活の諸能力一般に対して発揮させた。そのことが意味したことを、われわれは、50年代において、とりわけわれわれの歴史記述において経験した。すなわち、まったく新し

い本質が、われわれのうちに発展した。すなわち、世界と人間—それが古代に属していても、近代に属していても—をまったく異なった視野でわれわれは見出した。われわれが経験して以来、以前の時代の情勢に関して、別のように感じ、考えた。そしてその結果、われわれは違った形で記述することになった。当時出版された歴史の著作はほとんどすべて政治的な思想に基づいていた。すなわち、その著者たちは、学問に対してと同等に、世界に対してもきわめて影響を与えようとしたことである。いまや、この学問的な力は直接的に日々の政治に方向づけられることになった。われわれは、最初の一步は宿命的な好事家の趣味から歩み出すことになった。

こうした規模において、われわれの場合のみ可能になった一つの経験を、ただちに思い知るこになった。すなわち、われわれは無意識的に政治的実践 (die politische Praxis) に対して学問的方法を適用したのである。学問は真理を見出し、発表したとき、学問は自己の仕事を遂行したことになる。[他方] 政治は、その後が始まる。学問はあらゆる顧慮から自由に活動すればするほど、その学問はますます偉大になる。[他方] 諸状況を度外視する政治は夢想である。政治にとって正しいことの認識、それ自体で望ましいものの認識に関しては、すこししかその成果は獲得されないものである。すなわち、政治はその全面的な能力によって、可能なものの遂行 (Ausführung des Möglichen) のなかで実現する。しかしわれわれは、主としてその認識に関するかぎり、理論的に正しい命題の定式にむけて、われわれは意図せずして最大の重きを置くようになった。われわれは、委員会報告書を模範的な勤勉さで作成した。われわれの提議案をあらゆる側面から確実に根拠づけたならば、真理は自力で勝利するであろうと、[自己完結的なものとして、誤って] われわれは考えた。こうして議論に対して、われわれは最善の能力を尽くした。もしもその討論において、勝利したならば、われわれが満足しただろう。もしも論拠における弱者が、行動において強いことを証明したならば、そのことをわれわれは運命の不正義のようにうけとめた。そして、次のような言葉はわれわれを慰めた。

勝つ事件は神の喜ぶところとなれど、敗北した事件は、カトーの喜ぶところとなるなり。もしもわれわれが正しさを有しているならば」(Ebd.,S.152. 傍点は隔字体)。

政治は学問と混同してはならないという、バウムガルテンの基本的主張が述べられている(22)。

学問は真理の認識それ自体を目的とする。政治においても、認識は不可欠である。その場合に、認識それ自体で完結はしない。行為者の意図そのものの正しさと正当化されると考えるのではなく、行為の結果が問われるべきである。その場合、政治は諸状況を度外視してはならない。別の箇所 (Ebd.,S.142) の指摘でいうなら、政治家には「周囲を見渡す賢明さ」(umschauende Klugheit) が必要とされる。かれにとって重要なのは、「全体の状況の日々変転する諸要求であり、将来とは違った現在のもう一つの意義」である。それを認識するのは、「政治的な観察法の様式」である。それによって、状況の中で「可能なものの遂行」こそ、政治の方法であるという認識が示されている。こうした政治の方法にもかかわらず、学問は「日々の政治」に結びつけようとしていた。「われわれは無意識的に政治的実践に対して学問的方法を用いた」という箇所は、隔字体で強調される。警戒を要する事態と、かれはと捉える。

その事態は、原則的に想定される事柄にとどまらず、近年の現実的な問題である。かれは、

次のように続ける。

「こうしたまったく不毛な決議の政治 (Politik der Resolutionen) は、近年あまりにも酷く蔓延し、実際的な諸国民を前にしてわれわれ笑いものにされたのであるが、それは、ある程度、学問と政治との混同という一つの結果である。それは、別の点で、すなわち、われわれドイツの大学教授の政治的活動においても、なおまた感じとることができた。われわれの学問の主張者が政治的生活に熱心に関与する場合には、たしかに望ましいことで喜ばしい。けれども、その場合にけっして忘れてはならないことは、学問的達成は、本質的に政治的行動とは異なった、別個の精神的特性を前提とすることである。書籍のなかの人生が生み出すのは、政治的人生には、いささかも場所を見出せない能力であり、雰囲気であり、習慣であった。それに関して、政治的経過の判断における熟達者であるかといって、政治的諸問題を実践的に解決する技術の熟達者ではけっしてありえない。学者は、必然的に理論のなかで生きている。こうした理論が、生き生きとした現実結び付く場合には、理論はたしかになにが起きることになるかという洞察を保証するが、しかし、この洞察にしたがって目的的に行動する (zweckmässig zu handeln) 才能を保証するものではない。われわれのこれまでの経験によって望ましいと思われるのは、学問は細心の注意をはらいながら、[政治において] 行動する生活 (das handelnde Leben) に随伴し、その生活を自己の知識と自己の洞察とによって助けること、ただし、みずから行動しようと敢行する場合には、慎重を要することである」(Ebd.,S.152f.)。

学問と政治が混同される事態に注意しつつ、学者が政治的に行動する場合に、ある種の慎重さが求められるという。学者は政治においても、「理論的」な必然性のなかで自足している事態が問題にされている。その様相を「決議の政治」といつている。本来、政治は状況のなかで「目的的に」行動すべきものである、とかれは捉える。こうした政治の任務が、文化的諸領域から区別される、という点をふまえ、とりわけ学問との違いが、厳しく指摘されている。

「職業」としての政治

政治の行為が学問から区別されるということは、政治の担い手(政治家)がその課題遂行にふさわしい専門家的な資質能力を必須とするという認識と関連している。市民は労働することを本務とするのであって、政治家としての「本質的な知識 (Kenntnisse)、訓練 (Übungen)、熟練 (Geschicklichkeiten) が欠けている」、支配を本務とする政治家ではないといった点 (Ebd. S.97) と対比させて、かれは次のように政治家の専門職性について立ち入って説明している。

「もっとも有害な誤解の一つは、われわれドイツ人のまったく非政治的な本性と、あらゆる重要な政治的な経験の欠如とがわれわれを巻き込んでいるもので、公共的な事柄に関心を持ち、新聞を熱心に読んでいる、いかなる有能な学者、弁護士、商人、官僚も、政治に能動的に関与する能力がある、と考えることであり、そして、その目的 [政治の世界に関与するという目的] のために、特別な準備 (Vorbereitung) も、特殊な勉強 (Studiiums) も必要とされない、そして政治は、首尾よく政治以外の職業義務と併行して遂行できる、と考えることである。…われわれのドイツ議会が真に政治的諸問題を解決しなければなら

ない場合、われわれドイツ議会が与える光景ほどに奇妙なものを、私は知らない。このような場合、真面目で良心的で徹底的なドイツ人民（deutsche Volk）が、みずからのもっとも重要な運命に関する決定を委ねた人々〔代議士〕の姿にみずからを表出してしまふ。すなわち、政治以外の性質〔学問、芸術、道德等の領域に示される有能性〕と対比して、もっとも不快な対照をなす側面〔無能さ〕が表れてしまうのである。…こうした能力の欠如は、集会在、ごく少数の例外を除いて、ただ副業的にのみ政治に従事している人々によって開催されるからである。諸政党が真の政治家によって導かれるのでない議会は奇形児である。すなわち、政治家たる者は、有能な医師、法学者、文献学者と同様に、年をとってからしか実現されないものである。政治家は国家に対して好事家的に従事して成り立つのではなく、国家に対して真剣に献身する生業（Lebensarbeit）によって成り立つ。政治は、法学、医学と同様な一つの職業（Beruf）である。しかも、人が献身できる最高であるとともに、困難を極める職業である。ドイツ国土とドイツの名に対する真に罪深いことの一つは、次のことである。われわれドイツ人 — 最小の事柄をあらゆる諸力をもって徹底的に集中するわれわれは、人間に関する事柄のもっとも重要で最高のもの、すなわち国家を、戯れの好事家主義によって片づけることができると考えること、これである。われわれとは、あらゆる諸国民（Nationen）のなかで、もっとも困難な政治的課題を、もっとも慎ましい政治的な資質によって解決しなければならない、そのようなわれわれである」（Ebd.,S.97-99）。

三つのことに着目したい。第一に、政治には、専門職的な「職業」（Beruf）としてその仕事を規定する必要があるということである。したがって、市民の生活の延長ではないこと、「好事家」仕事に対応できないこと。第二に、国家に対する献身を求める「困難を極める職業」として使命を負うものであること。第三に、こうした政治家たる人間となるために「特別な準備」「特殊な勉強」を要すること。バウムガルテンは以上のように強調している。そのような特徴は、関連して派生的に次の二つの重要な指針を導いている。

第一には、貴族の役割、第二に、教育の必要である。

前者について、「重要な政治的課題を解決しようとするなら、貴族の補助がいかなる国民にもいかに不可欠であるか」と指摘して後、かれは次のようにイギリス、イタリアの貴族が示した模範的地位と対比しつつ、ドイツの貴族の置かれた現在の状況と課題の方向を記している。

「〔われわれドイツの場合には〕イギリスやイタリアの貴族の使命のように、国民（Nation）の先頭に立って政治的形成— 貴族にとってもまたかれらに相応しい尊厳を与えることのできる政治的形成— にむかって奮闘するかわりに、国民と対抗して闘ったのである。こうした異常性は、国民（Nation）が領邦分立主義的形成物のカオスに解消されてしまうという、主としてわれわれのこれまでの発展の病弊のゆえである。皇帝たちは国民国家（nationalen Staat）を維持することができないので、君主制のもとで第一ランクに位置づけるといふ、本来の職分から、貴族はみずから脱落し、君主制の威厳の片鱗によってみずからを装った。真に貴族の力を身につけることは、16世紀以来の神聖ローマ帝国があらゆる健全な国家秩序の風刺画になりはてたような悲しむべき奇形のもとで主権をもつことになった。こうした貴族の見かけ上の優位は、あらゆる大きな国民的（nationalen）

諸傾向と和解しがたく対立した。そして、こうした対立関係は、次第に、われわれドイツの貴族に対して人民敵対的な (volksfeindlichen) 性格を特徴づけた。貴族が、国民 (Nation) の威厳や力とは調和しない、ちっぽけな王座を獲得するために、また人民の先端において真の国家に奉仕する代わりに、貴族は囲まれた場所から人民 (Volk) を支配するために、貴族の政治的存在や偏屈な一人民の健全な能力から貴族をますますひき離す一 政治的思考や努力は、時代とともに没落した。けれども貴族は、本来の、また、みずからの生計のために市民階級との必然的な協働関係をもまた失った。貴族が正常な立場をとる場合には、貴族は永続的に市民社会の重要な階層と、活性化した交換関係を保つ。すなわち貴族は、市民に、みずからの若い子孫を返しつつ、市民から卓越した能力の持ち主をみずからの中心にうけとめる。そこで支配しているのは、貴族との市民の敵対的対立ではなく、両者の有益な分業である。本来の政治的立場で最善の代表を送り込むという条件のもとでのみ、市民階級は貴族に対し最上の国家行為を委ねることができる。国家協同体の異なった要素のもとで、このように利害関係を意思疎通する共同体においてのみ、力強い国家的制度は成り立つことができる」(Ebd.,S.99f.)。

貴族は市民階級と「分業」をもって協働関係を維持し、国家行為にかかわることができる、とかれは力強く期待していた。

第二に教育の必要について。市民階級が貴族とこうした関係を確立しても、政治の職務遂行のためには、それだけで十分とはいえない。

「政治 (die Politik) は、なにかしら学問・芸術のように、不断の研究 (Studiums) と、けっして尽くせない修練 (Übung) を必要とし、政治は、忠実な献身と、真剣な情熱を必要とする。公的生活の舞台において、落ちつかない、感謝しがたい [とも思われる] 活動にわれわれの最善の能力を用いて貢献することが、ひょっとしてわれわれの習慣や好みにほとんど合わない場合でも、「もしも相当な数の有能な男性が、祖国に対するこうした貢献の行為に決心することがないならば、ドイツ国家制度の満足した秩序に関するわれわれにとって特別に重要なもろもろの困難事をわれわれが克服することはありえないだろう」という洞察が、やはり重要なことを可能にするだろう。その洞察とは、[換言すれば] あらゆるものの基礎、すなわち健全な国家が欠如するかぎり、われわれのすべての学識、すべての教育 (Bildung)、すべての福祉は砂上の楼閣である、ということである」(Ebd.,S.140f.)。

ここには、斜体等で注意喚起されている箇所はないが、「政治」にかかわる根本的に重要な二つのバウムガルテンの所見が明らかにされている。一つは、各人の職業を通じての献身的行為によってこそ、公的な意味を帯びながら「祖国」としてのドイツ国家制度は成り立つということ、もう一つは、「健全な」国家が基盤として成り立っていることが、各人のその貢献行為には不可欠ということ。そのような相補的な協働関係の必要が、「政治」行動に洞察されている。この箇所は、本稿考察で再度ふれることになるだろう (とくに pp.94-95)。かれの用語法において Beruf は、専門的職業としての意味とともに、使命としての意味を備えていること、その点も見落とせない。

以上の所見から、われわれにはヴェーバー『職業としての学問』『職業としての政治』が想

起され、両者の類似性が留意されるが、ここでは立ち入らない。『自己批判』そのものに即そう。

f) - ii) ドイツを指導する政治家像の提出

ここでわれわれは、「政治」に対する以上の原理的な認識に基づいて、バウムガルテンがどのような政治教育認識を展開したかを跡づけよう。その認識は、本書において、理論的な形で明らかにしているのではない。具体的な模範像として記述されている。第一に、国家を指導するに値する政治家像について、国外の事例、国内の中規模領邦国家の事例、そしてプロイセンの事例がとり上げられている。第二に、その国家が「国民国家」たりうるよう、「国家」を構成する国民主体がどう形成されたか、である。

カヴール

ゲルヴィヌス (Georg Gottfried Gervinus, 1805-1871) - 『国民論』では「国家建設をはじめなければならない」とわれわれに教えてくれた先駆者の一人として想起される (Volk., S.289) - の所見とともに、バウムガルテンが模範的政治家像として特記している一人は、イタリアのカヴール (Camillo Benso conte di Cavour, 1810-1861) である。対オーストリア戦争を通じてイタリア統一に貢献した同時代の人物である。

「ゲルヴィヌスは、19世紀について、こう発言した。多くの人々の行為と力が個々の少数の人々の圧倒的な働きにとって代わった、その性格は民主的なものだった、そして貴族主義的優越 (die aristokratische Präponderanz) を排除した、と。われわれの時代のドイツ自由主義についても、その傾向は明らかに高度にあてはまる。その傾向が、称賛されるべき、望ましい特性であるかどうか、という点が問題になる。ドイツ自由主義が、君主制的国家形態の支配のもとで、こうした「貴族主義的優越を排除するという」一面的な形で民主主義的な方法で行動するかぎり、その自由主義は、それ自身の思想を実現すること、すなわち、全力で国家生活 (Staatsleben) に参画すること、そのことを断念せざるをえないということを私は確信する。ある種の理念を拡充するという仕事においては、何千の人々が分業することができるし、分業しなければならないものである。…われわれの世紀が知る、自由主義の独自の偉大な輝かしい勝利は、イタリアにおいて勝ちとられた。けれどもイタリアにおいては一私が思うに -、多数の人々は、従順に服しながら一人の人間を手伝った。真に勝利したこの男とは貴族だった。本当に決定的な動機は、イタリア人民によってではなく、またなにかしらあるイタリアの政党によってではなく、カヴールに由来するものだった。かれは、イタリアをクリミア戦争に参加 (1855) させた、フランスとの同盟を生み出し、救国戦争を招いた。このような転換は、一人の人間によって準備し、完遂することができた。政治においては、人民の力強い衝動に、目標を達する能力が生まれるものである。たしかにわれわれの時代は重要な事柄において民主主義的な傾向によって支配されている。しかし、この民主主義的な性格は、私たちの時代にとっては、傑出した個人をますます不可欠なものにする。なぜならば、民主主義は頭脳 (Hauptes) を必要とする。

貴族制のみが選ばれた人々の集合を集合的な活動を行使することができる。フランスや英国の近年の歴史と対比すると、手にとるような明確さで、この原則の真実性がはっきり

する」(Selbstkritik.,S,180f.)。

カヴールがイタリアを統一に導いたことは自由主義の勝利であったとして、かれは称えている。その場合次のことに注意をむけられている。第一に、フランスとの同盟関係を築くなどにより、目標達成のための方法的戦略があったこと、第二に、貴族の精神的要素が―傑出した個人という形で―民主主義においては重要な知的判断のモーメント(「貴族主義的優越」)として重視されうること、そして第三に、ドイツ自由主義は、この貴族主義的優越を排除しているという点で問題になることである。

ビスマルク

1862年にプロイセン国王から首相に任命され、軍事改革を断行するビスマルクも、政治家として模範像を具現しているものとして、『自己批判』においてバウムガルテンはその業績を認識し、その政治家像を肯定的に―後に30)で注記するように、ドイツ統一後は「自由主義」を損なう大衆扇動性を批判することになるのだが―記述している。「自由主義者たちの意見では、新たらしい内閣総理大臣は、1848-1850年の演説と行動から、ただちに極度に憎悪されていた。かれらは、ビスマルク(Otto von Bismarck,1815-1898)を、もっとも嫌悪すべきユンカーの最悪の権化として見なした」(Ebd.,S.171)。しかし、シュレスウィッチ・ホルシュタインの「自己決定権のため」「デンマークの束縛から両国を解放する」という点にかかわるビスマルクの業績に、バウムガルテンは次のように記している。「プロイセン権力にとっては、それ自体明らかに困難ではない課題、すなわち、デンマークとの闘争は、プロイセン国内とドイツ政治との複雑さによって、そしてヨーロッパの嫌悪によって、一人の人間全体の賢慮と能力とが十分に試され得るような問題になった。ビスマルク伯は、こうした試練を輝かしいほどに克服した」(Ebd.,S.186-187)。プロイセンを「ヨーロッパの大国」として認めさせたビスマルクの業績、とりわけそれを導いた「賢慮と能力」について、バウムガルテンは次のように評価している。すでにふれた「政治」行為にかかわる本来的性格に関するものである。

「あらゆる政治的な諸徳のなかの最高の徳としていわゆる首尾一貫性(Konsequenz)を称揚することにわれわれドイツ人の場合には慣れてきた。しかしこの場合、ある種の真剣な熟慮だけで十分である。すなわち、上記のなかで再び、政治と、それ以外のあらゆる純粋な内面的な精神活動―そのなかでわれわれはあまりに豊かになる―を例の不幸な形で混同することが生ずる、ということを経験することである。…。けれども、政治においては同じ目標のみならず、目標にいたる方法を、目標と方法を規定する状況をめぐって惑わされずに固守することは愚行である。なぜならば、政治において肝要なのは、私(ich)が意図をもつということではなく、私とその意図を実現することである。そのことに関連して、政治は自己のもっとも重要な手段として、もちろん英知(Weisheit)によって導かれるべき賢慮(Klugheit)を含んでいる。賢慮は、目標に通ずる道を正しく選択することを教えるとともに、巧みに進むことを教える。けれども政治的英知(die politische Weisheit)の方は、次のことを私に要求する。私が全体状況を見渡す明るい眼差しを保持すること、低次の目的が私に対して、特別な事情によって、激しい興味をひき起こすことがあったとしても、私の努力の全体の最高の目的をひょっとして危険にさらさないことで

ある。賢慮については、われわれはつねに貧しかった。政治的英知に対しては、プロイセン野党とドイツ全体の野党は、デンマーク戦争の名誉ある結末以来、重大に離反していた。その野党は、公国[シュレスウィッヒ]をビスマルク伯とは別の方法で解放しようとした」(Ebd.,S.188f.)。

ビスマルクの業績をここでどう評価しているか。理想的目標それ自身の「一貫性」ではなく、状況との関連で目標を実現する、より好ましい方法(オーストリアと組んだこと)を選択したことをバウムガルテンは－ヘーゲルがその「国制論」でマキャベリを評価したように－重んじ、その政治行動を実現する知的働きを、「賢慮」という徳として評価していた。そして、全体状況との関連で目的設定できることを「政治的英知」として説明し、それを具現していたビスマルクと、離反していた野党を対比した。対オーストリア戦争に際しても、「剣に対して正しい道を示した」。「あらゆる自由主義ファンタジーをはるかに超えた力によって、勝利の険しい道を駆け上がり突き進んだ」と認識した(Ebd.,S.193)。

ローゲンバッハ

プロイセンと対比する形で、「新時代」の南部中規模邦国で「模範国家」バーデンの自由主義者で、1860年代(1861-1865)、外務大臣を務めたローゲンバッハ(Franz Freiherr v.Roggenbach, 1825-1907)も、模範的な政治家像として記述されている。とりわけ「国民課題」に関する計画提言(23)が着目されている。「1861年5月1日外相をひき受けた。…かれが引き続き敢行すべきであると考えていたことは、次の問いだった。国民課題(der nationalen Aufgaben)の厳粛性と緊急性によって正直に確信をもった、この小さな政府は、どの程度に、人々に浸透した共感と、強いられた必要性とによって助けられながら、祖国発展の停滞した進行を活性化できるかという問いである」(Ebd.,S.157)。南ドイツ人の「領邦分立主義の頑固」(Ebd.,S.162)のために、この「ドイツ問題」は推進できなかった。しかし、はるかに大きな問題であるカトリック教会との闘争に取り組んだことが立ち入って記述されている。バウムガルテンは言及してはいないが、学校への教会の影響力を排除しようとすることも、その闘争の重要な部分であった。

以上のように『自己批判』では、模範的といえる政治家像が記述されている。その主体がどう形成されたかは、ここでは細部に立ち入ることで記述されてはいない。その点では不明な部分が残るが、バウムガルテンの政治教育認識の一部を構成するものとして重要である。

f) ー iii) プロイセン・ドイツを構成する「国民」主体の意図的形成的課題

錯綜した領邦分立状態を解消してプロイセンを中心とする統一的ドイツを構築する、という課題は、模範的な政治家たちが形成されたとしても、十分とはいえない。その国家が－立憲君主制の国家であることを承認し、前提とした上で－「国民国家」であるために、ドイツ国家を構成する人民が、帰属意識をもち、なにかしらの資質能力を身につけた「国民」として形成されることをかれは期待している。その課題は、この1866年の『自己批判』の時点では十分には達成されない。1870年の『国民論』に引き継がれることをわれわれは知るであろう。『自己批判』のバウムガルテンとは別に、その見通しとともに前段階の『自己批判』において、国

民形成を課題とする教育認識がどのように示されていたか、史的経緯に即して跡づけていこう。

1848年以前の自由主義発展史

1848年のフランクフルト国民議会は、バウムガルテンが認識するところでも、政治教育の観点から評価できる出来事であったが、それは傑出した指導者によって突如導かれたというのではない。その前史があったことをかれは強調し記述している。

「われわれにとって、1815年から1848年までの自由主義発展史を詳細に知ることは、相当に価値があるだろう。今日われわれは、その発展史を普遍的な枠組みでのみ知るが、詳細で、真正な知識がいつの日かわれわれに伝えられるかどうか、疑問である。なぜならば、いったいどこに、十数名の次のような専門史家を見つけられるだろうか。すなわち、バイエルン、ヴェルテンブルク、バーデン、ヘッセン、ハノーファー、等における自由主義の歴史を、議会議事録の無数の束から、文書館や散逸した私的書簡の文書の集積から、探索する忍耐をもっている歴史家であり、同時に、近隣諸国の知識、ドイツ・ヨーロッパ政治の知識を身につけている歴史家であり、もっとも重要な転換点をみずからの転換の真実の起源に遡ることを目指す歴史家である。そのような骨の折れる研究を僅かな材料に即して可能にする読者はどこにいただろうか。歴史記述について、歴史記述者を刺激することのできないものは、重要な人物をもまた行動に駆り立てることはできない。われわれは正直であろうとするならば、自由主義の活動が、上述の小邦国の時代において、数々の功績を残したこと、個々の諸邦の状態を多くの点で改善したこと、とくにしばしば不都合なものを相当除去したこと、とりわけ国民の精神 (Geist der Nation) を目覚めさせたこと、そして、その精神に最初の政治教育 (die erste politische Schulung) を施したことを、われわれは認めなければならない。また、自由主義の活動は、しかしながら、全体としては小さく、喜ばしくはなく、成果が乏しかったこと、国民に対して緊急に必要とするものを授けることができなかったことを、われわれは認めなければならない」(Ebd.,S.92)。

北部のハノーファーは別として、バイエルン以下の地名はドイツ南部、南西部に位置する。北部プロイセン以外にも、自由主義の足跡に関する文書記録が豊かに、刺激的な形で蓄積されていることが、歴史学者としての専門的見地から説明している。後年、かれは同業のトライチュケの歴史記述の方法をこの見地から批判するにいたる(注の39を参照)。プロイセン以外の中小諸邦である足跡であるが、「国民の精神」を目覚めさせる「政治教育」として認識できるものであると、かれは指摘している。その「教育」はどのような意義があったか。上記の引用に続けて、かれは次のように隔字体で強調しつつ明らかにしている。

「そのことは、自由主義の責任ではなく、当時の状態の責任だった。ひとは国家において生きることができるためには、とりわけ一つの国家を持たねばならない。しかし、一つのドイツ諸邦は、その諸邦において、自由主義がプロイセンの諦念によって制約されているのを認識するかぎり、国家ではなかった」(Ebd.,S.92)。

各人は「自由」であるとともに、「国家」に属しながら、その自覚をもって生きる、ということ。

そうあらねばならないという、バウムガルテンの根本的な所見が、この文脈で明らかにされている。ここにいう「国家」は、個別の諸邦ではない、諸邦を統括するドイツ国家を指す。すでにふれた、フンボルト国家活動限界論における人間形成認識に対する批判的見解 (Ebd.,S.84) や「公的生活の舞台」での貢献こそ国家制度を成り立たせる、という所見 (Ebd.,S.140-141) と合わせて理解されるべきであろう。強大な領邦プロイセンは、諸邦に対して、そのような「国家」を構築する使命を果たしていないという現実認識も示されている。

プロイセンに対比して、中小諸邦はどうであるか。「小諸邦は、いかなる国家に不可欠な運動の自立性も獲得していなかったし、同様に不可欠な一定のまとまった精神的・物理的な手段に関しても自由にならなかった。…小諸邦は、オーストリアとプロイセンからの統一した圧迫によって妨げられ、あるいは、二つの勢力の敵対関係によって、恣意的にあちこちに翻弄された」。(Ebd.,S.92f.)。小諸邦におけるこうした限界性もうち消しがたい。

けれども、かれはこれに続けて、段落を変えながら以下のようにその努力と功績を記述する。「正義であろうとするならば、こうした小諸邦国が現存する諸状況の下で、平均して、人がなんらかの確実性で予想したかもしれない以上に成し遂げたことを認めることを要求する。事実として、ドイツ人の本性の謙虚さと誠実さだけが、次のことを可能にした。貧しい小さな諸邦国体制は全体として、われわれが負っている行政の有能性を獲得していること、ドイツ人民 (Volkes) の大部分は、政治的状況の悲惨な不都合にもかかわらず、1815年 [ドイツ連邦成立] 以来経済的精神的に喜ばしい進歩を遂げてきたことである。…」(Ebd.,S.93)。そして、非政治的な文化諸領域で生きているわれわれに、「国家的生活」をもたらすという点で前進だったとかれは評価している。

1848年フランクフルト「パウロ教会」での国民会議

1848年5月18日、同年の準備議会(約500名)を経て、各邦から判事、弁護士、行政官吏、学者たちが集まった。ガーゲルンを初代議長とする「ドイツ憲法制定国民会議」(Deutsche verfassunggebende Nationalversammlung)が、フランクフルトのパウロ教会で開催された。個別の諸邦が存在しつつも、国民的統一が目指された。「ドイツ国民の基本的権利」を定めることが審議され、同年12月27日、特別の法律として公布された。その第1条には、「ドイツ国民 (Das deutsche Volk) は、ドイツ帝国を形成する邦の所属民からなる」と記された。この法律は、「個別諸邦の権能の多くのものを廃止し、…ドイツ統一の途上における重要な一步」と一後の研究者による「ドイツ国制史」研究によれば一評される。後、この条文を含む形で(第131条)、1849年3月27日「フランクフルト憲法」と称される、「小ドイツ主義」的な「ドイツ帝国憲法」が成立する。が、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は他の諸邦君主の同意がなければ皇位をうけられないとして要請には応じなかった。個別諸邦の前に挫折するにいたった24)。こうした帰結をバウムガルテンはうけとめつつ、次のようにその積極的可能性を認めた。

「突如として、狭い小国家性から大きな舞台にむけて、まさにとるにたらない理論の討論から重大な国際的問題の解決に導かれて、ほとんど文献書類の事前検討なしに、また政府権力のあらゆる支えなしに、各方面の騒乱をひき起こす要求に押され、政治的状況は毎月にも、もっとも重要な変化を被るという基盤に立脚しながらも、このような人々一そ

の大部分は、教壇から、もしくはその他の非政治的な活動の場から呼び出されるのであるが—は、たとえかれらが、最初の段階で切望する目標に達しない場合でも、ある堅固さと慎重さを確認できていた。もっとも好都合な方法で国民の政治的思考（das politische Denken der Nation）を改造（umgestaltete）した、そのような堅固さと慎重さであった」（Ebd.,S.106）。

「ドイツ問題を解決するその最初の試みは、挫折せざるをえなかった」（Ebd.,S.52）こと、その点はバウムガルテンも認めなければならないが、「国民の政治的思考を改造」したこと、それによって、諸邦をまたがって、「多くの者が今日でもなお草案のなかにわれわれ国民的生活（nationalen Lebens）の有効な基礎を認識することを欲したこと」、「われわれの政治的夢の闇のなかにおいて、ドイツの分裂（deutschen Zersplitterung）の迷宮から導くことができる、もっとも明るい光を投げかけ、道を指し示す」ことができた（Ebd.,S.107）。この意義については、『国民論』でも、より掘り下げられる。図2



図2
1848年開催されたパウロ教会での「フランクフルト国民議会」。制作者不明。
<https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Bilderrevoltion0234.jpg>

1859年イタリア統一運動

プロイセン王（フリードリヒ・ヴィルヘルム4世）弟ヴィルヘルム（Wilhelm I, 1797-1888, 在位 1861-1888）が摂政に就任し、自由主義者たちに理解を示していた王弟の登場とともに、「新時代」がはじまった。その間（1858年—62年）、58年11月、ヴィルヘルムは内閣に対して「新時代」の政策の指導原理「統治綱領」（Regierungsprogramm）を告示し、プロイセンの対ドイツ政策について、「関税同盟の如き、統一のための諸要素の利用により、道徳的征服（moralische Eroberung）をおこなわれなければならない」と訴えた²⁵⁾。国民形成に通ずる共通資質の育成が期待されたのかどうか、この点は不明である。バウムガルテンは、

この「道徳的征服」理念について次のように指摘した。「かれら（プロイセン人の圧倒的多数及び議員の圧倒的な多数）は、ドイツにおけるプロイセンの発展に対して特別な興味を感じなかった。ドイツが道徳的征服の方法によってプロイセンによって指導されることを、かれらは、この征服に対する展望が開かれる当時、すなわち、「新時代」のもとでは、かなり問題のあるものと見なした」（Ebd.S.193）。この理念の実効性は疑わしい

このようなプロイセン「新時代」の状況の一方、バウムガルテンは、同時期のドイツ国外の動向に注意をむけていた。1859年のイタリアのオーストリアからの独立戦争の出来事にかかわって、その政治的指導者カヴールをバウムガルテンが評価していたことは、すでにふれた。同時代のその出来事は、政治指導者として模範像を示すのみならず、人民にとっても有意義であった。ドイツ国内の人民の関心を集めたことについて、かれは次のように記している。

「イタリア戦争の経過とイタリア運動の進行は、ドイツにおいてもまた自由で国民的な志向 (liberalen und nationalen Bestrebungen) に対して有効な鼓舞 (Ermutigung) を含むものだった。いかなる人も、オーストリアとその支持者によって、ローマ教皇全権論の聖職者によって、反国民主義的な貴族階級によって、小王朝によって、あらゆる健全な発展に震える偏狭な領邦分立主義によって、不愉快な方法で欺かれているという感情があった。人々が心の底から憎むべきであったことのために、人々は熱狂した。力のかぎり支援すべき義務があった活動に対し、人々は盲目的な憎悪でむき合った。国民 (Nation) のいかなる部分も特別な名誉をもってこの試練を乗り越えなかったけれども、プロイセンはある程度、分別ある方向に導かれた」（Ebd.,S.122f.）。

ドイツ国内の領邦分立主義等に対抗して「自由で国民的な志向に対して有効な鼓舞」があったとする。どのような意図的働きかけが、その「鼓舞」に示されていたか、その点の認識は不明であるが、「国民」たる主体の形成という事実が認められている。その一方、国境を守ることにしかかわる無気力が明るみになったと指摘されている。

1866年普墺戦争の以後

1866年6月、ドイツ統一の主導権をめぐってプロイセン、オーストリア戦争勃発した（7週間戦争）。ドイツ中規模諸邦はオーストリアにしたがい、北の諸小邦・イタリアがプロイセン側につき、プロイセンが勝利した。バウムガルテンは次のように記している。「こうした事実、世界は圧倒的な重みとともに出会った。ただちにプロイセンは最後尾の段階から、大国の仲間なかで最高位の段階の一つに前進した。英国は、[1815年] ワーテルローの連合国 [プロイセン] を見上げた。…いかなる人民も、プロイセンの偉大さに忠誠を誓った。…」 (Ebd.S.206)。「ドイツの国家的発展の領域からオーストリアを除去すること、不運な二元主義、すなわち、われわれの無気力と不和の源泉となるものを排除すること、そのことは数週間のうちに成し遂げられたのだった」（Ebd.,S.208）。ここにいう「二元主義」は、プロイセンとオーストリアとの対立関係を指す。プロイセン、オーストリア、中規模諸邦との緊張関係を示す「3邦国の矛盾」(Widersinn der Trias) とともに、「統一的事業の絶対的な必然性」(Ebd.,S.202) として錯綜した状況を指すことばである。その一部が除外されたと指摘している。

このように国際的地位上昇をもたらした政治的成果の確認の上で、バウムガルテンは次のよ

うにあらためて、「統一」を妨げてきた *Partikularismus* について、人間形成の課題にふれる。

「われわれドイツ人の空想とは、肉と骨を備えた地方独自主義である。われわれは、いつかドイツ人になる (*Deutsche zu werden*) ことを願っている。けれどもわれわれ生身のハノーファー人であり、バイエルン人なのだった。…ドイツ人であろうと正しく意識する人、その人にとって真剣に心の中心的案件は、こうした現在の無価値 [地方独自主義] に対してみずからの全力で阻むことであった。それにもかかわらず、あらゆる現実の諸関係の力が、かれが属する小さな特別な存在に不可分に結びつけられた。…もしも本質的に宗教的文学的私的な利害関心に満たされ、非政治的な過去がわれわれを、単純な政治的問題をわれわれの理論と独断によって混乱するよう習慣づけ (*gewöhnt*) てきたとすれば、次のことは避けられなかった。…あらゆる諸問題のうちのもっとも複雑な問題、すなわち、われわれのあいだのドイツ問題は、まさしくあのバビロンの言語混乱 [旧約創世記 11 章による。天まで届く高い塔を建築しようとした人類に神は怒り、言語を混乱させ阻止しようとした] をひき起こしたことである。単純な状況を根拠づけている重要な諸事実の助けのかわりに、こうした [ドイツ] 問題は何年かにわたって二つにひき裂かれてしまうということはけっして恣意的な主張ではないことはたしかである。なぜならば、否定できないのは、事実の関係がそうであったように、議論の方法によって、見解の徹底した一致はけっしてもたらされなかったことである。…われわれが長い間空想していた合法的手段によって、現実の多国家制を理想的なドイツ (*das ideal Deutschland*) にけっして変化できなかった。…」 (*Ebd.*, S.209f.)。

地方独自主義を克服し「ドイツ人になる」という人間形成が課題として提起される経緯について、『自己批判』の最後でもふれる。「こうしたあらゆる絶望的な苦境から、われわれはいまや一撃 [1866 年普墺戦争] でひき離された。…日々ドイツ人の思考様式 (*die Denkweise der Deutschen*) は変化を被っているほどである。われわれが何十年もの間期待することがゆるされなかったものだ。われわれが 18 年前 [1848 年フランクフルト国民議会] から苦しんできた、すべての未解決の問題は、突如としてわれわれの視野からとり除かれた。そして、唯一の問題がとりのこされた。」 (*Ebd.*, S.210) 「日々ドイツ人の思考様式は変化を被っているほどである」というとき、「肉と骨を備えた地方独自主義」が、次第に解消のプロセスにあることを指摘するものである。人間形成にかかわる成果の記述とってよい。

その一方、なおも課題が残されていることをバウムガルテンは自覚する。南部ドイツは、オーストリア側に立っていた。「バイエルンとプロイセンの間には、ある隙間が裂かれていたように思われた。…南部と北部との統一は、今日ほどーライン川線によってドイツ全体を分断することに関して空想家たちが悲嘆する場合もあったが、その今日ほどー大きくなったことはけっしてないことである。われわれはしばしば心配するのだが、いかにプロイセン指導の下で中規模諸邦の領邦分立主義を屈服させることが可能になるだろうか？」 (*Ebd.*, S.208)。南北間の *Partikularismus* が、なおも桎梏として意識されている。ドイツ国民としての統一がなおも課題とされている状況が、バウムガルテンによって認識されている。

g) 19世紀ドイツにおける政治教育

－その課題に関するバウムガルテンの洞察

『自己批判』に着目して、そこに示された政治教育に関するバウムガルテンの認識を辿ってきた。19世紀ドイツにおいて、ドイツ国民を形成する取組がかれによって着目され、その成果とともに課題が把握されていた。その場合、意図的な人間形成の働きかけとして政治教育はどう特徴づけられていたか、ここに整理しておこう。

「最初の政治教育 (die erste politische Schulung)」(Ebd.,S.92)、「政治教育の第一の要素 (die srsten Elemente politischer Bildung)」(Ebd.,S.93)、「鼓舞」(Ebd.,S.122)等の表記を見出された。それらが示すように、国民形成にかかわる政治教育の事実が認められていた。その場合、当事者の行為にどこまで人間形成意図をバウムガルテン自身が確認した上で表記しているか、その点は不明である。けれども、かれが意図的な働きかけの必要性を自覚しつつ、国民形成の課題について視野に入れていたことを、以下留意しておこう。

「自由」と「統一」の理念にかかわって、『自己批判』の最後の方で、「自由を通じて統一を (Durch die Freiheit zur Einheit) ! というスローガン」について、「あからさまなキメラ (幻像)」だったとして、次のようにかれは記していた。

「というのも、ドイツ人の自由の理念は、小諸邦にあっては、国家喪失 (Staatslosigkeit) の本質的特徴があったからである。その自由理念は際限の無い権利と、わずかな義務で賦与されていた。無制約的な個人主義の主張、われわれのもっとも危うい邪悪と、健全な市民感覚の要求とをしばしばこの自由理念は混同していた。将来ドイツにおいて自由な模範国家として認められるために、プロイセンは、みずからの国家的な能力の重要な諸要素、すなわち、みずからの真剣な規律、みずからの軍事的厳格さ、みずからの貴族的な基礎、これらを放棄しなければならなかったが放棄しなかった。われわれがけっして忘れてはならないことは、旧バイエルン地方の人々、ライン地方の人々、シュヴァーベン [ドイツ南西部] の人々、そしてニーダーザクセン [ドイツ北西部] の人々を鼓舞させるために、[上記の規律等とは] 相反する行動が必要であったことだろう。1859年 [「ドイツ国民協会」結成、「軍制改革」問題対応]、プロイセンはあらゆるドイツ諸邦のなかで、もっとも自由主義的な政府を有していた。そのことは、南部の共感をプロイセンは獲得したか？プロイセンはまさに当時ほど、その地 (南部) で憎悪されることはなかった。しかしながら、あらゆるこれまでの経験から、ありえないことをありうることに仮定しよう。すなわち、プロイセンが本当にいつか自由主義的見解をうけ入れたというケースを設定した時、当の見解はいかなる政治的力量を証明してきただろうか？ [証明できなかった!]」(Ebd.,S.203f.)。

「自由を通じて統一を」というスローガンが幻像だったと指摘している。このスローガンでは、「自由」を手立てとして「統一」を結果的に実現する見直しになる。その結果、二つの事態が憂慮をもって着目されている。一つは、「国家喪失」で、「無制約的な個人主義の主張」になる、という事態である。もう一つは、プロイセンには、ドイツ各地の人々を「鼓舞する」(zu begeistern) という役割が期待されるが、その「統一」にむけた目標を実現する手立てをもち、－「自由主義」が重んじられていたとしても－プロイセン内部に閉じこもる領邦分立主義が支配するのであれば、ドイツ統一問題は解決できないという事態である。そのように機能した

スローガンという呼びかけに、かれは着目している。こうした状況批判には、「統一」なき「自由」は可能か、「自由」も、「統一」も、という両立的な課題設定でなければならない、という認識がある。ドイツにおける人民が代議制等を通じて政治的に「自由」になる、その目標とともに、どのように、各人が共通の秩序、とりわけ小ドイツ主義的に統一的なドイツ「国家」秩序の構成員になるか、という両立関係が実現されねばならない。その場合、おのずからではなく、意図的な働きかけによる目標設定とその目標実現の努力こそ、その両立が可能になる、という判断が、この課題設定の根底に導かれている。意図的働きかけとしての人間形成、とりわけ政治教育がどうおこなわれるか、社会科学者の眼差しでかれは数年後に追求することになる。

3) 『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』(1870)

a) 中心的な問題意識

本書初版は1870年8-9月に、第二版は同年11月に刊行された。図3. 独仏戦争は、同年8月2日開始され、9月1日セダン総攻撃でナポレオン3世の軍は敗北する。本書(以下、第二版)は、その戦況をうけ、勝算を意識しながら、これまでの成果を主に総括している。本書刊行以後、ドイツ帝国が翌1871年1月に成立し、独仏戦争は5月1日締結することになるが、本書が記述している成果は、この種の軍事・行政上の客観的事実を指しているのではない。本書は、それらの事実に関連しつつ、主観的意識のあり方に焦点化されている。その内容は、書名が伝えている通り、われらはいかにして再び一つの“ドイツ国民”になったか、という経緯とその成果が記述されている。この点にかれの中心的な問題意識がむけられている。

この点について、あらかじめ次の点に注意をむけたい。

i) 人々が“ドイツ国民”になったという場合、事実関係にせよ、出来事の自然的経過として

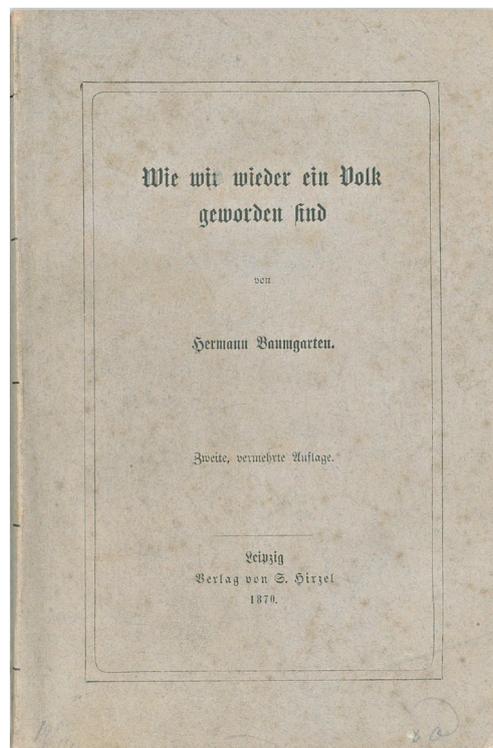


図3.
H. バウムガルテン『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』1870年刊行の表紙。仮綴本。
全108頁。19.4 × 13.0 cm

結果的にそのように人間形成したのか、それとも、形成的自覚をもって意図的な働きかけとしてそのように人間形成したのか。

ii) “ドイツ国民”となった、という場合にどのような困難を乗り越えたか、という点。『自己批判』で展開していた諸問題、すなわち、領邦分立主義、内面的自由の主張（とくに「国家敵対的」な主張）といった中心の問題関心の対象は、どう認識されたか。

iii) 「ドイツ自由主義」が、『自己批判』で批判的对象にされたが、「自由主義」そのものをバウムガルテンは手放したわけではなかった。この『国民論』において、「自由主義」は保持されているかどうか。保持されているとすれば、「国家」構築の課題とどのように「自由主義」は関係するものとして、把握されているか。こうした問題関心は、この『国民論』の主題に沿う内在的なものであることも留意しておこう 26)。

b) 「自由」の両義性に対する二つの「形成力」

さきにとり上げた『自己批判』において、人間形成の課題が「自由」に関する問題構造として掘り下げられていたように、『国民論』でも同様に把握されている。

「われわれドイツ人にとって、種々の学問部門でもっとよく教育された国民であるよう（*das unterrichteste Volk zu sein*）に独自の運命が与えられているが、しかし、われわれドイツの独自の過去については、フランス、イギリス人、あるいはひょっとしたら他の諸国民（*Völker*）ほどは知らないように、その運命が与えられている。…まさに他のヨーロッパ諸国民が国家的に集合する時代に、われわれがむしろ完全に分離してしまったことがいかに生じたか。われわれがその点を問うならば、われわれの国民（*Nation*）の衰退時代に関して、皇帝の崇高と権力から小諸侯の悲惨や弱点まで、多くの人々の場合に明確に洞察されていることをわれわれは見出すだろう。と同時に、それらについて知っている人々を、しばしば矛盾（*Widerspruch*）のなかにわれわれは見出すだろう」（*Volk., ebd., S.251*）。

われわれが「分離」するよう運命づけられている「独自の過去」とはなにを指すか。そして「矛盾」とは何を指すか。バウムガルテンはルターの名とともに、あるいは、別の箇所ではヴェルテンブルク人の名称とともに次のように指摘する。「すなわち、ドイツ人の優越性が諸国民に対して、もっとも持続的な地位を付与するような諸点、— 内面性の純然たる勢力（*die reinen Mächte des Inneren*）にかかわる、良心の点、真剣な真理認識の点、没我的な献身」の点で明らかにする、そのような偉大な運動、まさに宗教改革運動が、なんらかの以前の対立（*Gegensätze*）よりも深刻にわれわれを分離することになった、という事情である」（*Ebd., S.252*）。

「自由」の両義性にかかわる矛盾対立といってよいだろう。一方では、内面的良心を可能にするが、他方では、われわれを分離させる。自由と秩序をもとめる課題。「ドイツの本質」の最深部を表している（*Ebd., S.253*）。本文の後半部分（*Ebd., S.291*）でも言及される。バウムガルテンの主導的な問題意識を示している。この「分離」という負の側面は、社会的事実として指摘できる。「そのときから、ドイツ人のためのドイツ史はもはや存在しなかった。そのときからわれわれ過去は、プロテスタントとカトリックとがそれぞれ別の衣服を着るようになった。バイエルンとプロイセンとがそれぞれの別の衣服、ラインラントとザクセンとがそれぞれ別の衣服を着るようになった。一方の人間が温かい讃美で称えた人物を他方の人間は呪った。一方の人はルターを自国民の最も偉大な善行者としてみるならば、他方の人はあらゆる悲惨の元凶としてルターを忌み嫌う。…」（*Ebd., S.252*）。

だが今や「公然たる争いのもとで、しずかに統一という種が芽生えた。われわれが相争い、分裂し

ていた一方、ドイツ的本質の力が目には見えないが、しかし不断に成長した。…」(Ebd.,S.254)。バウムガルテンは、樹木の生長に譬えつつ、その成長ぶりについて、序文で記した内容との重複を厭わず立ち入って記述する。

その上で、どのように「矛盾」にむき合ってきたか、宗教改革以後、30年戦争(1618-1648)とそのウェストファリア条約に言及して、かれはふり返る。

「2世紀前、すなわち、ぞっとする、かの宗教戦争が終わった時、われわれは死ぬほどだった。ドイツを見渡すかぎり、生き生きとしたものはなにも見出されなかった。…この国に対し、世の中で本来値打ちあるものを授けてきた、健全な裕福さ、新鮮で陽気な精神生活、武装した軍事力—それらは、30年戦争という無慈悲なノアの洪水で沈没した。…」(Ebd.,S.255)。

こうした過去の悲惨を指摘して、次のように二つの力について、かれは洞察する。

「ウェストファリア条約がわれわれにもたらした壊滅から救い出されるために、われわれは、二つのものを必要とした。一つは国家形成力、もう一つは精神形成力(eine geistbildende Kraft)。ドイツ帝国という名の痛ましい廃墟から、腐敗した帝国制度の風俗紊乱し、国中を滅亡させる虚構から、われわれは解放されねばならなかった。フランス、イングランド、スペイン、オランダ、スウェーデンが15世紀末以来完遂していた、大規模の国家的創造プロセスを、われわれはようやくこの時に回復しなければならなかった。また、保護し、鼓舞し、世話する力の不可欠な基礎をわれわれの存在に付与しなければならなかった。国民をはじめて国民にするもの(was ein Volk erst zum Volk macht)、すなわち、国民的構成員(Volksglieder)を結合し、秩序づけ、教育(erziehenden)し、保護する政治的な組織を、われわれは獲得しなければならなかった」(Ebd.,S.257)。

「国家形成力」と「精神形成力」ということばが一對にして把握されている。この『国民論』において、このことばは以後も活用される(Ebd.,S.36,50,107)。われわれはこのことばを、“国民形成”という目標課題にかかわるバウムガルテンの中心的概念としてうけとめたい(Ebd.,S.271)。とりわけ後者は、「国家」を構成する人的要件としての「国民」にかかわる。その形成が自然的に形成される場合と、意図的に形成される教育行為の場合があるだろう。「組織」という場合には後者である。「国民」を意図的に形成する取組の必要が、ここに明確に認識されているという点で、この概念はとくに重要である。

c) われわれが直面する「困難」な事態—「国民」形成の観点から—

「教育」する組織、ドイツ「国民」を形成する組織が必要であるとすれば、その認識はより具体的にどう展開しているか。上記引用の後に続いて、バウムガルテンは「こうした課題は、しかしながら、われわれの場合、まったく見慣れない困難に必然的に直面した」(Ebd.,S.13)という。『自己批判』と同様な眼差しが、ここでも貫かれている。その困難とは何か。

第一。反宗教改革の圧力(イエズス会の活動)の破壊的な活動、ローマ・カトリックの支配、ルター派の無力などに展開する宗教上の対立と、それに必然的にともなって世俗の問題が未解決に放置される、という困難である。

この状況について記述した後、かれは「プロイセン国家の基盤を築いた」として、ブランデンブルクの選帝侯フリードリヒ・ウィルヘルム(1620-1688)にふれる。「二つの部分の独断

的な信仰熱から自由な選帝侯であり、宗教的党派を越えた立場をみずからの国家に対して指導することを理解していた選帝侯であり、最高の心的関心はローマ・カトリック的カテキズムでもルター主義のカテキズムでもなく、むしろ、みずからの国民（Volks）の再生のために、新しい時代の力強い課題とその精力的な解決に満たされていた選帝侯である。…ドイツ国土に再び国家を築こうと企てた」（Ebd.,S.19）。そのように世俗内において、「国家行為の比類ない事例を提示」（Ebd.,S.263）して、国家形成に貢献した人物として、ブランデンブルク選帝侯は「偉大な政治家」（Ebd.,S.261）と、かれは称した。

第二。民衆の現状にかかわる困難があった。この選帝侯にふれた後、バウムガルテンは、次のように記述している。「それにしても、われわれを長い間妨げてきたのは、ドイツにとってプロイセンの偉大な使命を認識することである。そのことは、われわれ国民（Volkes）のよき精神（Genius）がプロイセンを指示した道にむけてプロイセンが前進することに対して障害になった。プロイセンがその国家形成力によって、その準備の初期段階から多少でも明確に歩み出て、ドイツ人の生活のなかに目立つ形で関与し始めるや、当然のことながらプロイセンは、あらゆるドイツ国内及び外国間の矛盾や、われわれ国民 — 帝国不在の無政府状態のカオスのなかに巻き込まれてしまう国民 — 間の習慣や力関係の矛盾に直面した。…そのなかで、祖国喪失した存在の無規律状態や悪質なエゴイズムが支配した。…プロイセン・ユンカーの不遜、ルター派牧師の頑迷さ — 他のあらゆる信仰者に異端者の烙印を押すという権利をけって奪われたいとする — 頑迷さ、支配者身分の狭い利己心、思考欠如し、無為で漫然とした生活に慣れた市民及び農民の怠惰な安楽、役人の小さな視野、— これらはすべて」（Ebd.,S.263）は、とバウムガルテンが列挙しているが、総じていえば、「民衆」（Volk）問題があった。「哀れで、前例のないほどのひき裂かれた、大部分の、国民のもっとも未熟な教育段階（jungsten Bildungsstufe der Nation）に属し、どこも妬みと憎しみによって満たされた、そのような領土によって、この選帝侯は、ドイツ国家基盤を確立しなけりばならなかった」（Ebd.,S.264）。

ここに指摘されている政治的に未成熟の問題は、プロイセン領邦内にとどまらない。「ドイツ民衆は、自分たちの現実の国民的（nationalen）な必要を完全に忘れてしまうほどに、その青年期に中世的生活に没頭してしまう。その結果、新たな時代の開始に際しても、宗教改革の深く一面的でもある特徴の理想主義とともに、現世を忘れた信仰生活を、国民的、政治的、経済的利益の犠牲の上に育んできた。こうしたドイツ民衆は — 結局、国家喪失・権力喪失のなかで重い試練をうけながら、しかし同時に、それ以上にコスモポリタンの個人存在に魅せられて — ただ徐々に、政治的現実の厳しい訓練（Zucht）と実践的な苛酷さに馴らされていくことを望んだ。いわば本来ドイツ人の本性は、国家敵対的に形成されてきた」（Ebd.,S.266）。

ドイツ民衆の間に習慣形成した精神構造の問題が、ここに考察されている。「国家敵対」的な傾向、そして「コスモポリタンの」傾向は、“国民形成”の観点からすれば、第一の困難とともに懐疑の対象だった。

その状況記述をふまえて、バウムガルテンはその状況が打開していく動向について論じていく。「民衆の政治的無関心からの前進が、ほとんど目立たない形で、かろうじて注目された。若きシュタイン [1757-1831] やグナイゼナウ [August von Gnaisenau,1760-1831] のような、少数の選ばれた精神の持ち主のみを、年老いてゆく国王＝大洋は、抵抗しがたくひき寄せた」（Ebd.,S.267）。二人の人物が、ここに着目されている。前者は、プロイセン改革の立役者（プロイセン王国の首相。在任 1807-1808）、後者はプロイセン参謀本部創設者である。このそれ

それぞれについて、以下、バウムガルテンの所見をみてゆこう。はじめに後者について。

d) 二つの「形成力」はどう発揮されたか—「戦争」遂行による「国民意識」覚醒

戦争が国境画定ともに、精神的要素においてきわめて重要であることを、— 戦争は「政治の継続」と捉えたということで後世知られる『戦争論』(1832-33)の士官学校校長クラウゼヴィッツのように — バウムガルテンも確認する。なぜ重要か、その認識をたどっていこう。「理念の自己讃美を信ずることは、理念の宿命的な誤りである。理念は、現実世界において、献身的な行動の道徳的領域を征服する場合にこそはじめて有効に働くことができる」。『自己批判』でもふれられた道徳的征服ということが着目されている。それが有効に働くのは、理念それ自体の世界(「理念の帝国」Ebd.,S 276)ではなく、現実世界においてである、と強調している。続けて、その主張の意味をかれは掘り下げる。

「そのことは、とりわけ政治的社会的宗教的生活の諸問題にも通用するならば、諸国の民衆の生活のあらゆる状況についても高い程度であてはまる。根拠だけではいかなる利益も、いかなる身分の判断も、いかなる現存する支配も、支えられない。諸国の民衆の間では、根拠は大抵完全に無力である。…民衆の意志は論駁されるのではなく、他国の民衆の優勢な意志によって、強制されうるだけである。こうした優勢さは、ある種の外的事態においては武力によってのみ表現される。…諸国民衆間の対立が決定づけられるのは、一方が他方に対し、自己保存に全力を尽くすという決意の点で優っていることを示すことによってである。国家が健全であるかぎり個々の国家では、法律の支配があって、戦う人々をある制約のもとに繋ぎ止める。しかしながら諸国民衆の間では、判決を従わせなければならぬ裁判官の席はない。結局は、諸国民衆は戦争という神の判断に従うのである」(Ebd.,S.277f.)。

民衆は、「根拠」によってではなく、みずからの諸国の「自己保存」にかかわる「武力」＝戦争遂行によってこそ、突き動かされる。バウムガルテンはこの『国民論』で、戦争遂行を肯定する。その際、反論を予想して、次のようにかれは記す。「野蛮であるか？まさに人間的ではないか、と私は思う。…なぜなら、われわれは人類史の運命について知って以来、すべて、あらゆる重要な変化、あらゆる至福に満ちた変化が、直接、間接に剣の鋭さによって確証されてきたことである。どんなに長く、ギリシャ文化は、ペルシャ帝国に統合されたオリエントを凌駕したことか！」(Ebd.,S.278)。歴史のなかから「剣の鋭さ」が想起される。

それはたんに過去の出来事にとどまらない。かれはいう。「さて、あの昔日の時代についてはたしかに妥当するとしても、教養ある19世紀の場合には事情は別ではないか — そう人はいうかも知れない。私はそうは思わない。人間存在の本質的条件は、2000年前と同様に今日でも同じである。…今日でも巨大な — かれらを直接的に震撼させる — 事実、大半の人間を感嘆させる。しかも今日でも、民衆存在のもっとも内面的なものは戦争においてのみ明らかになる。なぜならば、戦争はあらゆる民衆の諸力(Volkskräfte)を一定の国民(Nation)の存在全体に条件づける目標以外のなにかであるか？」(Ebd.,S.279)。

「民衆」を対象に、「国民」たることを目標として、それに「条件づける」ことができる、という認識がここに示されている。戦争遂行を通じての国民形成といってよい。その場合に、「目

標」といっても意図的な人間形成としての教育としてかれは把握しているのではないことに、われわれは注意したい。戦争一般が無条件に肯定されているわけではない。「当然のことながら、民衆の心性になにも関係しない浮薄な戦争もまた存在する」(Ebd.,S 279)。であるがゆえに、結果的に作用する人間形成として、そのかぎりでかれは把握している。そうした認識を示して、かれは、今世紀に経験した戦争、フリードリッヒ大王の7年戦争、1813年[対ナポレオン解放戦争]、1854年[クリミア戦争]、1859年[イタリア統一戦争]、1866年[普墺戦争]、とともに今日の戦争[普仏戦争]を列挙(Ebd.,S.279)し、次のように記す。

「それらは諸民衆(die Voelker)が真実にはなにであるかを明らみに出す。…諸国民(die Nationen)は、それ(戦争)なしには、明らかにはならない。民衆は、その全体性において、戦闘の雷鳴を通じてのみ目覚める。その結果、諸個人には個人的には関係しない事物に対して、かれらは耳を傾ける。なにが農民、労働者の多数を気遣いさせるか。…農民、労働者の多数が自分たちの家族を軍隊に行かせ、かれらのすべてが戦争の進行にかかわった場合に、かれらは、自分たちの考えを、偉大な国民的利益の領域に高め、自分たちの全存在がはじめてこの利益に依拠するのを感じる。そしてこうした、目覚め高められた状態において、かれらは、戦争がなければつねに暗愚にとどまるであろう事態を理解するとともに、自分たちの生活全体を通じて影響を与え、次世代にもうけ継がれていく偉大で高貴な印象をうけとめるのである」(Ebd.,S.279f.)。

「国民」としての人間形成は、日常の種々の気遣いを通じて「目覚め、高められ」ることで、「偉大な国民的利益」に依拠する、という形で価値づけられる。

では、より限定してわれわれドイツの場合はどうであったか。バウムガルテンは、「ドイツ国民(Nation)そのものの消失は、30年戦争[1618-1648]において生じた」(Ebd.,S.280)と記して、プロイセンを中心しつつも、ナポレオンによるドイツ支配が始まった1806年「神聖ローマ帝国」終焉、そして、「プロイセン改革」(1807)が始まって以後ドイツの全体の状況をふり返る。そのなかでまず着目しているのは、シュタインである。

かれは「精神力と国家力とが融合すること(Versöhnung)を国家のうちに実現した」(Ebd.,S.280)と、二つの力の観点からかれが評価される。その上で、プロイセン参謀本部創設に尽力したシャルンホルスト(Gerhard von Scharnhorst,1755-1813)と、その後を継ぎナポレオン軍に対し効果的な戦略構想を打ち立てたグナイゼナウとの名前が挙げられ、その献身が記される。「一方[シュタイン]では国家の再組織において、他方[グナイゼナウ]では軍隊の再建において遂行された特質は、本質的には同一のものであった。」(Ebd.,S.281)

この点をバウムガルテンは確認して、敗北の惨憺たる状況に至った事実をふまえて、こう記す。「しかし二つのものは、現実に達する以上のものを達しようとする。いかに他のものになってきたらうか。1807年のプロイセンが屈服していた逆境状態の圧迫は、選帝侯フリードリッヒ・ウィルヘルムがこの国家を治めた当時以上になお大きいものであった。フランス軍によって四肢を縛りつかられ、フランス人の憎悪の興奮のもとに見張られ、身体的に恐ろしい力で疲れ果て、道徳的に打ちのめされ、イングランド、オーストリア、そしてロシアから悪しき記憶によって隔絶されながら、こうして、エルベ側東に撤退させられた国家は、われわれの国民的存在を再建する(Herstellung unseres nationalen Daseins)という仕事を企てることになった。

もちろん、この聖なる課題の内面性に満ちた偉大な人々はいかなる困難に対して怯むことはなかった。かれらは恥辱の人生を耐えることよりも、むしろ名誉豊かに戦死することを欲した」(Ebd.,S.281)。

こうした状況があったが、1815年ナポレオンに勝利して以後をふり返って、バウムガルテンは次のように記す。「しかし、人々はそのような時代でも速やかに成長する。1807年少数の人々のなかにおいてのみ生きたもの、それが数年において新しい信念の力で民衆全体を越えて広がった。ロシア人の不幸が、その専制君主の抑圧を揺り動かした時が来たおり、プロイセンが一人の人間のように立ち上がった。国家の古くからの鉄の力、重い犠牲を厭わない民衆の習慣、高価な王家や名声にみちた国旗のための伝統的な献身、これらは新しく生まれたドイツ精神の支配的手立てであることが判明した。われわれが、ドイツ解放戦争と呼び慣わしているものが始まった。幾世紀以来、実際にもっとも重要であったのは、ドイツの一部あるいは他の一部の関心であったのではなく、ドイツ全体の存立であった。…ドイツ民衆のあらゆる部分は、自由のみならず長く失われた統一を奪還することになった」(Ebd.,S.282)。

ここにいう「統一」を実現するプロセスに「国家形成力」の発揮のありようをバウムガルテンは見出している。とりわけ、対オーストリア(1866年普墺戦争)。もう一つは、再び対フランス(1870年独仏戦争)。

e) 「精神形成力」はどう発揮されたか

「国家形成力」の発揮のなかに、軍事力とともに「解放戦争」としての意義づけを理解できるという点で精神的要素は欠かすことはできない。そのような「国家形成力」とともに、バウムガルテンが不可欠的に把握している「精神形成力」は何か。『自己批判』でかれ自身が把握していた「矛盾」にむき合い、その課題－「ドイツ国民」たるに必要な「困難」を解決する課題にどう対応できたか。とくに二つあった。i) 「美的教育」批判、ii) 「自由主義」追求を通じて Partikularismus 「領邦分立主義」の克服、である。

「美的教育」批判

「1807年から1813年まで[プロイセン改革]の深い意義は、ドイツ国家とドイツ精神とが、その年月のうちに、分かちがたく結合することになったことである」。こう記して、バウムガルテンは、W.v. フンボルトのベルリン大学創設(Ebd.,S.272)とともに、「国家形成力」の箇所でもふれた、もう一人の立役者シュタインに着目する。「われわれのなかで時代の最も重い課題を所有しているすべての人々が、自ら希望を新たに蘇るプロイセンに結びつけている間に、われわれは、健全で調和的な民衆教育(Volksbildung)の道程において、画期的な一步を踏み出したのだった。われわれドイツ人に当時国民的な(nationaler)健全さにいたる道程を示してくれた」(Ebd.,S.272)。どのように「健全で調和的な民衆教育」を進めだのだろうか。民衆のなかの「国家敵対的な感覚特性」に、ここでもバウムガルテンは着目する。

「外的苦境だけでは、ドイツ人を国家敵対的な感覚特性(staatfeindlichen Sinnesart)から解き放ちしなかった。その特性とは、われわれが見たように、本来の性格特性にいたるまでのすべての発展過程を通じて形成されてきたものである。こうした性格特性を、宗教改革－世界に対する気遣いから解放され、そして、世界闘争を敬虔なキリスト教に

は不作法なものとして見なすことを教える、そのような宗教改革— は、われわれの文学と哲学との観念論へとまさに再び最高の頂点に押し上げたのだった。国家の世界と国民の世界が、ゲーテ、シラー、そしてフンボルトが思っようように、実際なにかしら無関心でいられるものであるならば、国家と国民 (Staat und Nation) は深い悲惨に沈むかどうか、という点について、一体どうということになるか？ 実際においては、こうした悲惨は、ゲーテのようなわれわれの精神領域の支配者の心を動かすことはなかったに等しい。私が間違っていなければ、シュタインの計り知れない功績は、こうした世界観が不健全であることをかれの力強い道徳性の深みから明示したことである」(Ebd.,S.273)。

われわれドイツ人に習慣的に形成された「国家敵対的な感覚特性」があること、その特性は、宗教改革がもたらした、国家と国民が属する世俗世界に対する気遣いの欠如によって際立たせた、とかれは指摘する。その上で、国家活動限界論のフンボルトなどと対比して、シュタインの積極的役割に関心がむけられる。それはなにか。「従来の立場を放棄するためには、政治的活動なしには人間形成の調和 (Harmonie der menschlichen Bildung) は獲得されえないということ、そのことをわれわれは認識しなければならなかった」(Ebd.,S.273)。

「人間形成の調和」が期待される場合でも、「政治的活動」は不可欠であるという。挑発的ともいえる。その点でかれは、『自己批判』と同様に「美的教育」にふれる。この『国民論』では、その限界性について徹底的に論じている。

「重要なことは、— 手短かにいえば— われわれの文学と哲学が、崇高な理想として見出した美的教育 (ästhetischen Erziehung) に、真実の人間の (die wahrhaft menschliche) 教育を対置することである。シラーがおこなったように、それ [美的教育] は、美の偉大な功績、意味、そして重要性を深めることであり、最高の人間的課題と内的に関係づけることである。しかしそれにもかかわらず、次の点に大きな誤りがある。そういってよければ、キリスト教と比較してギリシャ精神の過剰評価であり、健全な民衆教育 (Volksbildung) を犠牲にしての高度な人間形成領域 (Bildungssphären) を優位にすることである。われわれの文人が自分たちの時代の方向全体と知識とにしたがって、人間の発達過程に関する公正な歴史的見地をもつことができたとすれば、かれらは一つ以上の重要な点として疑念をもたざるをえなかったであろう。ペリクレス [古代アテナイの政治家] 時代のアテネ市民よりも、これまで人民は美的に徹底的に教育された (durchgebildeter) ことがあったろうか？ [いや、なかった] それにもかかわらず、ペロポネス戦争はアテネ市民を美的人間形成 (Bildung) の最高の高みから不意に突き落とした。ソフォクレスやエウリピデスの悲劇も、アリストファネスの喜劇も、建築や彫刻の傑作も、ソクラテスの真剣な哲学さえも、こうした悲惨な場合を妨げることはできない。われわれドイツ人も同様に、まさに今、われわれの文学の偉大さは維持できなくなったのも同然である。まさにギリシャ史は、それぞれの美的な人間形成に限界があったことの印象深い表現である。世界は美的偉大さを生み出すことはないであろうが、しかし、またギリシャ人の混乱と同様な悲劇的混乱は望むらくは二度と続かないであろう。あるいは、もしもわれわれが近代を見つめるならば、イタリア・ルネサンスはかならずしもいつも新たな賛嘆をもたらすものではない。16世紀17世紀のすべての諸国民のなかで、イタリアの民衆は内面的に外面的

に痛ましい状況に置かれていなかったらどうか」(Ebd.,S.273f.)。

「美的な人間形成」が「国民教育」を犠牲にするという点で限界性があること、こうした美の一方的な崇拝を、歴史的出来事を参照しながらバウムガルテンは指摘する。この内容がはたして妥当か問うこともできよう(27)。けれどもここではその検証しない。かれの批判的関心をさらに跡づけていこう。より一般・普遍的に、次のように続ける。

「美の領域がなにかしらの他の領域と同様に、単独で支配するように運命づけられることは稀であることは疑いない。すなわち、美の一方的な崇拝は、道徳的な課題の一方的な保護と同じように衰弱する。人民がそれなしですませないとすれば、それは、かれの人生の健全な宗教的基礎とかれの実際的義務を巧みに充実させるという場合である。何か犠牲にしなければならないとすれば、むしろ善以上にはるかに美でありうる。…美は、その作用を特定の層を越えて下方に拡がっていくものでない。みずからの手仕事で生きている人間の大部分は美の光から、せいぜい一時的にかすめるにすぎない。とくに美が、われわれの文人の場合のように、排他的で高度に理想的な性格を備えている場合であれば、なおさらである。人間の大多数は、もっとも重要な理念を宗教的形式のうちにうけとめる。そして、もっとも力強い刺激を、健康的に成長した人民の生活と国家生活を通じてうけとめる。文学、音楽、そして造形芸術のあらゆる輝きが、もしもけっして体験されない充実でわれわれの間で現れるとした場合に、それらの芸術はわれわれの人民を遠くから、日々の心配事の無価値さを越えて真実の理想的な領域へと力強く高めることはないだろう」(Ebd.,S.274f.)。

「美的教育」の限界性、「善」から切り離された「美」そのものについての一方的崇拝の脆弱性、「美」の享受の特性などについて、このようにバウムガルテンは所見を示す。文化的諸価値との関連で、美的価値そのものの優位性崇拝が、ここで批判されている。その上で、こう記している。「以上は、シュタインがかれの道徳的人格の力とかれの敬虔な感覚の力とともに、感じ、述べたことである。精神的人間形成(*geistiger Bildung*)に対する軽蔑者ではなかったかれは、ながらく現実を忘れてしまうほどの形而上学的思弁を適切な枠内に後退させるとともに、道徳的な諸力を前面に押し出した」(End.,S.275)。

どこまでがシュタインの所見なのか、不明な部分が残る。いずれにせよ、美的人間形成について批判して、その一方「政治的活動なしには人間形成の調和(*Harmonie der menschlichen Bildung*)は獲得されえない」ということを認識する点で貢献した政治家として、バウムガルテンはシュタインに共感し、その業績を評価している。「健全で調和的な民衆教育」を進める道程で一步を進めた、とはこのような意味だった。

「自由主義」の展開と *Partikularismus* の克服

ルターの両義性については『国民論』のはじめの箇所(Ebd.,S.252)でとり上げられていたが、あらためて「もっとも自由な精神形成」に関する文脈のなかで、その積極的な意義が強調される。「レッシング、ゲーテ、そしてシラーが、われわれを純粹に精神的な関心に包み込んだとき、かれらは1806年[神聖ローマ帝国終焉]の悲しむべき事情を準備することをた

しかに助長した。けれども、かれらによって形成されたドイツ精神は、シュタイン、グナイゼナウ、フィヒテ (Johann Gottfried Fichte, 1866-1870)、シュタイエルマハー (Friedrich D.E.Schleiermacher, 1768-1834) らの国民的活動において、輝かしく明らかにならなかったか」(Ebd., S.291) と指摘し、その流れとの関連で歴史学派の人々にふれる。かれらは、「一見、真逆の道を進んだようだった」。しかし同様に、「歴史学派の人々は、真実には、かれらは成長する世代を、将来の行為へと鍛錬 (stählen) した。すなわち、国民的課題まずは内面的に掘り下げ、その後にはじめて実践的解決に着手するように — ドイツの場合にはそれ以外のことは考えられなかったように — かれらは成長する世代を導いた (anleiteten)」(Ebd., S.291)。「鍛錬」といい、「導いた」といい、それらは教育概念に属する意図的な人間形成のあり方を指し示す。ともに「国民的課題」の実現に努力したという。

「ダールマン、ゲルヴィヌス、グリム、そしてわれわれ歴史科学のその他の先達は、力強い担い手、すなわち、国民思想の影響のある告知者になった。ゲッティンゲンの7博士 [1837年追放、失職事件] が、はじめに示したのは、いかに真面目に、いかに節度とともに不屈さをもって、民衆の教師 (die Lehrer unseres Volkes) は振る舞うことを理解したかという点であった。けれども厳密に学究の道にとどまった人々も、国民という覚醒 (Weckung der Nation) に関して力強く働いた。というのは、真実と良心的な仕事に対する — 純粋に精神的な事物において鍛えられた — 感覚は、政治的課題にもまた役立てるといことが、時間の問題にすぎなかったからである」(Ebd., S.291)。

フランクフルト国民会議以前から活躍した「自由主義」の学者集団の系列28) がここに振り返られている。たんに自由な精神の開発に貢献したというにとどまらず、「国民という覚醒」をもたらしたと、その政治教育的意義が特記している。プロイセンで望ましい形で実現するのみならず、ドイツ各地においても「自由主義」が活動した状況について、かれは次のように上記の人々について論じていた。

「まさに当時、まさききに明快な首尾一貫性と鋭い規定を示して、ドイツの将来計画は、打ち立てられた。一方で南ドイツの自由主義は、パリの方に憧れの眼差しをむけていたが、南部ドイツ人、パウル・プファイター [Paul Pfizer, 1801-1867, ヴェルテンブルクにおける初期自由主義者] は、30年戦争以来われわれの発展からはじめて実践的総括を導くとともに、ドイツのためにプロイセンの指導を主張した注目すべき書を著した。ほとんど同じ時期に、ダールマンは、プロイセンの政治家にむけて自らの真剣な勧告を与えた。ドイツの生活を適切に更新するための貴重な瞬間を逸さないように求める勧告だった。また南部ドイツ人・ゲルヴィヌスは立ち上がって、果敢な明確さで教示した。詩作や歌う時代、また部屋に籠もった研究者の時代は過ぎ去り、そしてわれわれは遂に国家建設を始めなければならない、そう教えた」(Ebd., S.289)。

フランクフルト国民会議以前、このように南ドイツにおける自由主義者に着目し、その国民意識の形成の努力をかれは跡づけている。『自己批判』と同じ関心である。南ドイツは、本書序文でも特記されているように特別だった。「ドイツ没落を組織することを課題とするとも

に、大国フランスへのわれわれの国境地方の依存」を課題としていた（Ebd.,S.302）。このような地方でも、自由主義者がドイツ全体にかかわる視野を拡大している事例は、領邦分立主義克服のきわだった証跡とされる。

こうした先駆的事例にふれつつ、1848年のフランクフルト国民会議について本書でもかれはとり上げている。1815年ウィーン会議を経て、オーストリアが議長国の「ドイツ連邦議会」の悲劇をうけとめながら、「国民的帰属の感情（Gefühl der nationalen Zusammengehörigkeit）はきわめて急速な進歩を遂げた」（Ebd.,S.294f.）。領邦分立主義と対極をなす。全ドイツから人々が議会に集結した。その成果について、かれは次のように指摘する。

「われわれが精神的に、文学及び学問において、何世紀もの間所有してきたもの、それはあらゆるドイツ人の諸能力の内的協同作用である。それをわれわれは今や政治的領域のためにも獲得した。長い間共通してドイツの精神力について築いてきた後、われわれはたがいに、ドイツの国家力（Staatsmacht）もまた立ち上げようとした。偉大な選帝侯の困難な始まりの後2世紀、ドイツ民衆はもっとも固有な仕事にみずからの手で取り組んだ。民衆は、思想、文学・研究のみならず、現実の世界においても、再び一つの民衆（ein Volk）であろうとした。そして、最初の全体議会 — そのなかで、民衆は「国際的に」諸国民の前に現れる — は、国民的建設（nationaler Herstellung）の途上では強靱な指導者たちに忠誠を誓った」（Ebd.,S.295）。

「偉大な選帝侯」とは、『自己批判』のはじめにふれられ、この『国民論』でも「偉大な政治家」として記されたブランデンブルク侯フリードリヒ・ウィルヘルムである。その業績を嚆矢とし、人々はみずからの諸能力を政治的領域で発揮し、たがいに「協同」できた。その結果「ドイツの国家力」を立ち上げ、「一つの民衆」といってよい人間のあり方を実現しようとした。「私はここで、1848と1849年[自由主義者が結集したフランクフルト国民議会]の政治的闘争について、もちろん詳細に立ち入ることはできない。その闘争のなかで、民衆の大部分は、完全に政治的な無思想からはじめて目覚めたのであり、政治的活動の入り口に歩み出ながら、われわれは即座に大胆な着手とともに最高の目標を追求することを企図した。何数か前まで、誰かわずかでもドイツ国家について語ったであろうか。こうした偉大な行為のための準備は、どこにあったらうか」（Ebd.,S.295f.）。より積極的には諸領邦の分立を越えて、全ドイツの「国民」をめざそうとしたことは、同時に、消極的には「政治的な無思想」から目覚めたことでもあった。そのような、「偉大な行為」はいかに「準備」されたか、という。「国民」を形成するという行為が、意図的な人間形成の努力の結果としてどうおこなわれたか、という問いかけである。かれは、次のように記している。

「遠方のバーデンの小さな友人サークルをまさに敢行して活気づけたものが、最初の緊要な課題として、憲法制定の国民議会の議題として今や突如として現れた。もしもわれわれの精神生活の理想主義が、われわれにとって際立った現実的力でないとするれば、説明しがたい現象である。われわれが内面的に何百年も前よりもますます堅固に一体化してきたこと、精神生活のあらゆる重要問題にあまりに長い間互いに吟味し、そしてこの吟味のなかでわれわれの帰属性を意識するようになったこと、とりわけわれわれの文学者がドイツ人

の心に、あらゆる本質的なことに一撃を与えたこと、こうした理由から、政治的な闘技場 (die politische Arena) が開かれるやいなや、われわれがまた国家的に統一的になろうと欲したことはいうまでもない。それに加えて、もちろん、関税同盟 [1834] と、交通制度の力強い発展とは、われわれに対し、思想的・感情的生活の統一の後、商品生活の統一をもたらした。強固な精神的結びつきのみならず、強固な物質的な結びつきによってもまた、ドイツのあらゆる部分は互いに繋げられた。こうしたあらゆる要素に存在した国民的統一 (nationalen Einheit) に、政治的形式を与えることは、すこし以前ではほとんど活潑ではなかったけれど、事実において、申し分なく正当な要求であった」(Ebd.,S.296)。

「教育」という用語はここに表記されていない。「政治的な闘技場」という譬喩が用いられている。議会討論の外見の様子を示すと同時に、闘争を通じて互いに切磋琢磨することが要請されたということだろう。(図 2.) たんに 1 度かぎりの機会というのではなく、持続的な形式に対する期待が表れている。その意義は大きい。関税同盟、交通制度による功績とは異なる。軍事力によって国が防衛される。しかし、そうした諸制度確立だけでは国家、とりわけ「国民国家」は構築されない。代議制等という形で「自由主義」を実現しつつ、同時に、ドイツ国家を構成する“国民”(Nation)たる主体の形成、とりわけ自覚的形が不可欠なものとして想定されている。

こうした人間形成が想定される「政治的形式」が、より持続的に、より確実性を保持して働くようにすることが、期待されるであろう。この点について、『国民論』でバウムガルテンはどう明確にしたらどうか。ハプスブルクの帝国理想の影響をとり除き、オーストリアを完全に切り離すという課題にかかわり、「ドイツが活動的な民衆能力によって国家的に組織立てること」(Ebd.,S.301)の必要が指摘されている。それがどう組織構想されるのかは記述されていない。

この点が留意されるが、『国民論』では、最後に書名を含む次のような成果の記述で閉じられる。「心から有難く思う、いかなる勝利の報告も、偉大な事実を告げる。すなわち、われわれの国民 (Volkes) の長く重要な復活のプロセスは、それを開始し、継続した国家形成力 (staatbildenden Kraft) を終了させる地点に達しているという事実であり、われわれが熱く待ち望んでいたことを今や成し遂げられたことを認識するという事実であり、われわれは再び一つの国民である (wir wieder ein Volk sind) という事実である」(Ebd.,S.316)。「長く重要な復活のプロセス」としてふり返っている。30 年戦争以来、より遡れば宗教改革以来ということである。

f) 19 世紀ドイツにおける政治教育

—その成果に関するバウムガルテンの認識—

以上のように『国民論』の内容と展開を、政治教育認識という限定した問題関心から跡づけることができる。はじめにふれた視点 (3) - a)) に沿って整理しておこう。

i) 個別の領邦国家の「国民」ではなく、オーストリアを除くドイツ全体に属する「国民」になったということが成果として記述されている。その成果は客観的具体的にどう検証されるのか。この点について本文で詳細な掘り下げは見られない。序文での詳細な記述のなかにも、「ドイツ南部にとっては、全く新しい生が獲得される」(Ebd.,S.243)と記されるにとどまる。そ

の点で不明な部分を残すけれども、本書執筆時点では、全体的直観をもって成果が強調されている。ドイツ帝国に属する「ドイツ人である」という主観的意識が集合的に形成されたこと、その点が成果である。

その成果にかかわる出来事は、単に普仏戦争に至る一連の政治社会的出来事の経過を通じて結果的に「ドイツ国民」として人間形成されたのか、それとも、その経過のなかで、人々の形成的自覚をともなった教育行為とその組織的な実施によって達成されたのか。この点について『国民論』では、「国家形成力」と「精神形成力」が働いた、と指摘されている。その場合、超個人的な実体というのではなく、人々の集合的行為として把握されている²⁹⁾。軍事行為とともに、教育行為の集合を部分的に含むものとして二つの形成力が見出されていたといえる。

ii) その成果は、二つの困難に対応することで導かれていた。『自己批判』でもとり上げられていたものだった。その一つは、Partikularismus がもたらすドイツ国内の分裂状態。とりわけドイツ南部の領邦分立主義、中規模諸邦のそれであった。『国民論』の最後のページで、「中規模諸邦起源」についてかれは次のように記していた。「ナポレオンはオーストリアとプロイセンと並んで、第三のグループを産み出した。それはまず当初に、ドイツの没落を組織することを課題とするとともに、大国フランスへのわれわれの国境地方の依存— ルードウィヒ 14 世以来の伝統的であった依存— を憲法に基づき強固にすることを課題とするような第三のグループだった」(Ebd.,S.301f.)。「中規模諸邦の分立主義」(Ebd.,S.305)は、「ドイツ没落」に結びついてきたという経緯を、かれは掘り下げて説明していた(Ebd.,S.306-309)。統一を困難にしてきたドイツ南部(その中心は「バイエルン政治」)であったが、その南部が、対仏戦争では普仏戦争であるよりは、独仏戦争として「われわれ」のもとに戻ることができた(Ebd.,S.305)。もう一つの困難は、非政治的な領域において精神的習慣と化した— と見なされている— 国家敵対的」な感覚特性(Ebd.,S.266)であった。「国民のもっとも未熟な教育段階」とも称される。政治的未成熟としてバウムガルテンは把握している。この問題解決にかかわって、シュタインの功績が特筆された。「国家においてのみ、人間教育(menschlicher Erziehung)の最高の目標は実現される」(Ebd.,S.276)というかれの所見は、単に対象についての事実関係認識であるよりは、むしろバウムガルテンの根本的主張にも属するといえてよい。同時代ドイツにおいて、人々は「国家的敵対的感覚」を克服して、このような世界観に近づいたことをとかれは評価した。

iii) 国家においてのみ、という条件設定とともに、「自由」を実現することは『国民論』で手放されていたのではなかった。「自由な精神形成」は1848年パウロ教会での国民議会での活動として発揮されたことが特記されていた。自由主義者たちの努力によって「国民の覚醒」が生み出された、とも指摘されていた。『自己批判』の場合は、その出来事以降において、プロイセンに見出された急進的自由主義に対する批判であったが、『国民論』ではむしろ積極的な可能性の方に光が当てられていた。その場合、プロイセン以外の中小諸邦の取組も特記されていた。そうした認識態度に着目して、「国家においてのみ」という教育観を関連づけるなら、バウムガルテンにおいて、「自由」を実現することと、共通の全体秩序、とりわけ「国家」の秩序に参画することは矛盾することではなく、むしろ必要不可欠性をもった両立的な課題として設定されている。そのように性格づけられる点に注目したい。ただし、人々は政治的に「自由」でありつつ— 統一後の帝国議会での普通選挙導入以前であるので、より制限された人々の範囲であるが—、同時にどのように「国家」の秩序に位置づけられるのか、という点は、『国

民論』のかぎりでは、もともと執筆意図には考慮されていないためか、明確に理論的に正当化する認識はうかがえない。

4) 「自由主義」自己批判論が示した政治教育認識 －「自由」と「国家」の両立的関連において－

本稿はバウムガルテンの二文献を、以上のような内容と展開で「自由主義」批判論として捉える。ルター受容にかかわる内面的自由の史的根源、「美的教育」論、ドイツ南部バーデンの自由主義者の政策提案、軍制改革、中規模諸邦の起源、「精神形成力」と「国家形成力」、などの事項に関する分析、説明、洞察、そして「政治家」の専門性にかかわる問い、自由主義の当事者としての自己批判。こうした細部の史的事実に関する記述にわれわれが感じとるのは、雄渾ともいえる流れであった。かれは数年前にスペイン独立史に関する二書（1861,1985）を上梓していた。その実績をふまえた、このような内容豊かな記述から、断ち切るようにしてかれの政治教育認識を摘出したこと、論の展開も、本稿が研究関心をもって構成したことを、本論最後に承知しておきたい。

書名が端的に示すように、一方は、ドイツ「自由主義」を批判的対象とし、他方はドイツ国民になった、という秩序構築志向が際立っていた。そのように記述された内容は、重複する部分を含みながらもその基調は異なっている。一方は憂愁、他方は安堵といえる。「政治的」なもの、「国家」を消去する精神構造が認められたこと、政治の領域においても「国家建設」の志向をひき継がず、政権担当能力を欠如していることが、かれの憂愁の源である。ドイツ国内、とりわけドイツ南部の人々も、仏、奥に属するのではなく、「ドイツ人である」という意識の形成「自由」の意識とともにドイツ民衆を国民として結束するプロセス集合的な全体としてうかがえたことが、安堵の源である。

こうした差異が見出されるが、しかしながら、二文献を一括して捉えれば、一つの主題のもとで導かれていた。「ドイツ民衆を国民として結束するプロセスを進める」という主題である。その点で、すでにふれたケースラーの所見は、政治教育認識を跡づけた以上の論述でも確認できた。ただしその場合一つの点に注意を要する。どう進めなければならないか、という問い―すでに1848年フランクフルト国民議会で共有された歴史的問いであった―に対して、バウムガルテンは、この二書をもって実践的に政策提言したのではなかった。今や、どのように一つのドイツ国民になったか、それを阻害する精神構造上の根源的な問題確認とともに、課題解決の経緯と成果の部分的プロセスが事実関係を基本にして記述・認識されていたことである。

この様式にかかわって、バウムガルテンの生涯を論じたマルクス（Erich Marcks,1861-1938）の指摘がここで想起される。ルターが活躍した頃の神聖ローマ皇帝をとり上げた、バウムガルテン晩年の『カール5世の歴史』第3巻（1892）の序文にふれて、バウムガルテンは「国民（eine Nation）は、国民的で、健全な国家の内部においてのみ健全なりうる」（Marcks, Einleitung, CXXVII）という思想であったと、身近にいたであろうマルクスは証言していた。国民国家の確立にかかわるその思想は、自由主義の立場から、どうあらねばならないか、というバウムガルテン自身の実践的価値判断を示すものにちがいない。没する前年の時点で確認された思想的立場としてうけとめられる。同時代の統一ドイツ（第二帝政）のもとで、輝かしい「1848年の歴史」（フランクフルト・パウロ教会での国民会議）の想起（1880.7.21 ジー

ベル宛書簡)とともに、辺境で、現実の「ドイツ帝国」のただなかを感じとり、 („hier sind wir mitten drin“, ebd.S.332)、あるいは、ビスマルクの内政(とりわけ普通選挙法導入、文化闘争、社会主義鎮圧にかかわる大衆扇動)に対する危惧、再びの憂愁をかれが抱いていたことが確認できる。若きヴェーバーや、「ゲッティンゲン7教授」の一人で、同世代のランケの弟子ジーベル(Heinrich von Sybel, 1817-1895) —バウムガルテン28才のとき、無署名の処女作によってその「政治的信念」を理解し、擁護した— に対するかれの書簡30)から、その一端をうかがうことができる。

このような最晩年の同書と比較すれば、「自由主義」自己批判論の二文献は、ドイツ統一前の時点において、事実はどうあったか、という認識判断を堅持してその思想を力強く世に明らかにしていた。ドイツ国内を中心に、関連する国外動向にも視野を広げて、政治領域に関心をむけて、その史実を記述した、歴史学者(ランケ史学の学統)としての認識態度であった。そこに示された「ドイツ民衆を国民として結束するプロセス」は、どのように達せられたか、バウムガルテン自身に即した形で総括しよう。

内面的な精神の自由や領邦分立主義Partikularismusに埋没する精神構造を克服すること、その問題解決によって、ドイツ統一にむけた「自由」と「国家」との両立的な構造において、「行動する人生」を通じてドイツ人となるという政治教育思想であった。形の上で統一された「国家」が場合によっては自由主義の敵になりうるという事態 —書簡でうかがえるように、まさに現実に当面してかれ自身も認識するものであったが— は、統一前の「自由主義」自己批判論のバウムガルテンの想定するところではない。むしろかれがめざしていたのは、ルター(派)を思想的起源とする化していたドイツ人の「非政治的本性」(Selbstkritik, S.97)、「国家敵対的感覚」(Volk, S.273)を「自由」の精神構造として省察し、それを克服することであった。こうした批判意識には、かれの現実感覚が働いていた。それは、外的環境、とりわけドイツ内で強大な領邦を誇るプロイセンの置かれた状況にもむけられていた。強国との国際関係の局面のなかで、どのように領邦分立状態を克服し、ドイツとして、議会主義という形で「自由主義」であるとともに統一的な「国制」を確保した「ドイツ国家」として構築できるか、という課題にむきあった。そのような内的秩序(人間性内)と外的秩序(国際環境)の課題は、人間の在り方の問いとしてうけとめられていた。こうした課題設定の上に、「自由」と「国家」との両立可能性という基本的課題が、ここに追求されていた³¹⁾。こうした課題設定から導かれる政治教育認識は、二文献の範囲では原理的にとどまる。基本原則、将来的ビジョンと主要な政策、学校経営、授業実践、教員養成の諸指針等をもしも求めるとすれば、種々の点で未整備であるといわざるをえない。教育論として十分に体系的には成立していないその認識は、事実として歴史に埋もれている。にもかかわらず、その思想をあらわす言説は、一つの立場 — 根源的な洞察力をもって、自由とともに「統一、国家権力、国民的独立」(モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1889 - 1920』)を志向する立場に対しては、選択を促す一つの歴史的可能性を示していた。

こうした記述を支える実証的な「政治的歴史家」としてのかれの系列に着目したとき、自身の継承の主観的意識に即していえば、歴史学の敬仰すべき泰斗ランケ等が存在しているであろう。けれどもわれわれは、その意識とは別に、二文献が示したこの教育認識そのものが歴史的な文脈においてどのような客観的意義を示したかを、上記の歴史的可能性を明らかにする形で、次に問わねばならない。

4. H. バウムガルテンの「自由」と「国家」の関連構造における 政治教育認識とその史的意義

－M. ヴェーバーとの関連に焦点化して－

これまでの論述を経て、バウムガルテンの二文献（1866,1870）の「自由主義」批判論が示した政治教育認識の特質とその史的意義を、ここで考察できるだろう。本稿の課題（課題1,2）は、M. ヴェーバー政治教育認識がどう形成されたか、という問題関心に導かれていた。この点で、以上の論述全体からなにかが推測されるだろう。「ヴェーバーの政治的成長」に関する所見（モムゼン）とともに、かの「職業としての政治」にいたる『政治論集』（マリアンネ・ヴェーバー編、1921）の一連の論説内容（1860-1919）と接続しないだろうか。政治思想史上の特質に着目する研究関心からは、そう推測できるかもしれない。けれども、ヴェーバーとの思想的関連性に関心を焦点化する前に、あらためてバウムガルテンの政治教育認識の特質を把握し、先行者と同時代人との位置関係にふれていこう。

ドイツ統一（1871）以前の二文献に示されたかれの認識を、まず概括しておく。『自己批判』はその冒頭、ルター宗教改革の史的意義はなにであったか、という確認からはじまっていた。長期的な視野の下で小ドイツ主義的な「国民国家」の形成・展開・挫折等にわたり「問題史的に記述した近年の政治社会史研究、H.A. ヴィンクラー『自由と統一の長い道』（ミュンヘン：2000）もまた、その出発点の一つとして「信仰の分裂」をもたらしたこの出来事をとり上げていた（第1章刻印）。それと対比すれば、－ともにルター評価に関しては、両義的であったが－バウムガルテンの二文献は、「自由」と「統一」という当の課題解決のただなかの、そして当事者としての次のような同時代史的回想録といえる。宗教改革以降、ドイツの場合には、内面的な精神的自由の尊厳を主張する一方、世俗の政治的領域に対して顧慮しなくなった³²⁾。加えて、30年戦争(1618-48)以降の国内が分裂し、個別の諸領邦分立主義が進行することになった。その結果、ドイツ「国民」たることをめざす人間形成がおこわれなくなった。こうした事態を、何世紀にもわたって持続するドイツ人の精神構造の問題としてかれは捉え、憂慮した。が、個別諸領邦間及び、国外（デンマーク、オーストリア、フランス）との軍事衝突等を経て文化的諸領域のなかで、自由主義者たちは「政治的」なものの固有性を認識し、その価値的自覚に基づいて、萌芽的であるが、政治教育を展開するにいたった。1848年パウロ教会に全ドイツから結集した国民議会の成果に関することばでいえば、人民の大部分の「政治的な無思想」（Volk,S.296）の状態から目覚めて、あるいは「国家敵対的感觉」から解放されて、どのように「国民の政治的思考を改造」（Selbstkritik,S.106）することができたか、という課題とその実現の種々の足跡が、ドイツ中小諸邦も含めて着目されていた。こうした経緯に示されるかれの政治教育認識を、われわれは二文献から摘出した。その教育認識は、以下の諸相1)～5)として捉えることができる。

1)「政治」領域の区別と国制について。学問、道徳、芸術等、ドイツですでに卓越した業績を有している文化的諸領域から「政治」が区別された。「支配する」働きを担う固有価値を有するものとして重んじられた。諸価値の固有法則性といったことば－ヴェーバー比較宗教社会学研究（「世界宗教の経済倫理」と題した、「倫理」論文を含む一連の研究）における「中間考察」で馴染み深い－が、「自由主義」自己批判論で明記されているわけではない。けれども、

学問、哲学、芸術、道徳といった諸文化価値から政治の領域を区別しようとする認識志向が、この二文献に通底していた。その観点から、かれはフンボルトの国家活動限界論(1792)を徹底的に批判しつつ、非政治的な内面的自由の領域を主張する立場に対抗した。その上で、「人格的発展」という観念(Ebd.,S.83)も、シラー「美的教育論」も問題にした。少年期を生き、19世紀初頭の時代精神から芸術作品それ自体の卓越性を評価することもできたであろうが、二文献のかぎりでは共同の秩序構築にかかわる「善」が、そこでは強調された。こうした政治領域の認識から、国制のあり方が追求された。「国家」とは、個別の諸領邦国家ではなく、諸領邦を包括する「帝国」としてのドイツ全体を指す。その国家を想定した「支配する」という現実政治の働きがその本質的任務として主張された。その場合、君主制にただちに反対するのではなかった。市民階級がその存在の本質において「民主主義的」であること(Ebd.,S.97)、また将来、民主主義が支配する方向であることを予想しつつも(Ebd.,S.113,181)、政治家としての君主の在り方をかれは認めていた(「プロイセン国家の基盤を築いた」ブランデンブルク選帝侯フリードリヒ・ウィルヘルム、Volk,S.261)君主制と両立し、その権力を制限する形で議会制政治の役割を主張した(Selbstkritik,S.178)。他方、ドイツ全体にむけた視野を欠落した領邦分立主義(Partikularismus)は批判された。

2) 国制にかかわる課題について。世俗的外的秩序として「国家」構築ともに、その構築にむけた「自由主義」のあり方が追求された。その場合における「自由」と「国家」とは、二者択一でもなく、どちらかが手段で、どちらかが目的であるというのではなく、両者は同等の重みで、両立的関連において主張されていた。その立場から、フランクフルト国民議会(1848年パウロ教会)で先駆的に実現され、特徴づけられたドイツ人民の政治参加を重んじた。その「統一」構想の企ては、挫折した。けれどもこの「挫折」(Ebd.,S.106)は、議会制そのものの限界を示す出来事として認識することはなかった。1848年は「民主主義の年であると同時に独裁の年」と、「独裁」を積極的に意義づけるシュミットの論文「現代議会主義の精神的状況」(1923)のようではなかった。バウムガルテンの意識では、「政治的な闘技場」と肯定的に公共的討議の可能性が認識された。関税同盟や交通網の発達とは区別して、「国民的統一に政治的形式を与える」ものとしてもかれは理解した(Volk,S.296)。それによって、「民衆の大部分は、完全に政治的無思想からはじめて目覚めた」(Ebd.,S.296)と意義づけられた。

3) 「自由」と「国家」との両立関係を実現する教育課題について。個別諸邦を統合するドイツ国家において、各人は、現実の所与として十分ではなく、政治指導者主体と、国民主体の形成が、不可欠な課題とされていた。人材選抜でも人材登用でもない。いかに“なる”か、その場合、政治的社会的出来事を通じて自然的に“なる”という部分(「戦闘の雷鳴」によって国民として「目覚める」Ebd.S.280)を含みながらも、形成的自覚をもって政治的社会的の一員に“なる”というその課題が自覚された。種々の組織的行為(戦争行為)とともに、教育行為を通じて実現されるべきものとして捉えられた(「精神形成力」)。その際、「血と骨を備えた」とも表現(Selbstkritik,S.209)されるほどの「領邦分立主義」に対して、その意志的な克服が人間形成課題として精神構造レベルで期待された。

4) 政治指導者像について。「政治においては、批判は創造的行為(dem schaffenden Tun)に絶対的に従属していなければならない」(Ebd.,S.182)と『自己批判』においてバウムガルテンは言明していた。その観点から、19世紀ドイツ自由主義者たち、とりわけプロイセン内での議会活動し、一時期政権を担当することになった、自由主義者たちの思考様式を批

判した。その一方、国政を担うに値する政治指導者の資質能力の諸要素をかれは明らかにしていた。すなわち、創造的行為、支配すること、「合目的」な行動、「理念の帝国」に閉じる「一貫性」であるよりも、「全体状況」を見渡すことによる「可能なものの遂行」等、そして、「賢慮」(Klugheit)や「政治的英知」(Weisheit)といった知的卓越性が明確にされた(Ebd.,S.142,153,216)。そのような政治指導の職務遂行は、固有の専門性を有する「職業」(Beruf)として規定された。その資質能力は、それを補う形で貴族的精神の役割が期待された。

5)「国家」を構成する「国民」たる主体について。この点について、掘り下げておこう。各人は－信仰世界の宗派対立のなかではなく－現実世界で、「自由」であるとともに、共同の外的秩序としての「国家」において生きることが期待された。「ひとは国家において生きることが出来るためには、とりわけ一つの国家を持たねばならない」(Ebd.,S.92)と原文隔字体で強調されていた。イタリア(1859年)と同様に、「ドイツにおいても、自由で国民的志向」(Ebd.,S.122)が期待された。当の「国家」がなにかしらの理念に主導された「国制」として示されるとすれば、諸個人に対して、公共生活においてどのような生き方を提示するものか、問われるはずである。フンボルトの国家活動限界論では、「国制」が「国家活動」にどのような制限を設けるべきか、という問いが中心にとり上げられていた。その一方、統治に関して諸個人あるいは国民がその部分(Teile)をどう担うべきか、等については、これまで蓄積されてきたので論題から外すことが、その序論(著作として公刊された1851版)では断られていた33)。この限界論では視野の外だった、部分的役割(諸個人の国家関与)については、バウムガルテンの二書ではどうなのか。各人の諸能力の多様性を可能なかぎり生かした形で、「国家」社会に各人が参画するという可能性はないのか。この点で、ランケの『政治問答』(1838)がかれの前にすでに応答した方向も着目される。「各人が自分自身の心に国家の精神的生命をなんらかの程度に感得し自分の一員と考え、それに愛をもつのだ。共同性の感情(das Gefühl der Gemeinschaftlichkeit)が州や地方や個人のそれぞれの分離感情より強く働くようになることだ。…各人が、自分の仕事(Geschäfte)は国家全般と一致したものであるかぎり最大限度の保護奨励をうけるものであることを経験するやうに骨を折らねばならぬ。…僕は君主制形式の意義は“適材適所”(der rechte Mann an die rechte Stelle komme)ということだといいたい。…各人がその本分を尽くすこと(ein jeder das seine tue)こそ一般公共のとなるのだ」34)と一方の話者は語っていた。『歴史・政治雑誌』に掲載されたこうした作品には、プラトン『国家』－為政者、軍人、生産者等の分業的協働の理念が示されている－も想起させている。諸個人それぞれがみな多様な諸能力を調和的に発展することが求められているのではない。諸個人がそれぞれに分業を支える長所を伸張することが期待されている。そのかぎり、成員・機関の「連帯性・自発性・自己活動性」に支えられた「国民国家」の理想が示されていると解される35)。「国民」たる主体の課題として－ドイツ国民である、という主観的意識とともに－このように能力伸長を求める考え方に、バウムガルテンは積極的に与するかどうか。こうした問いが、19世紀以降の状況に即して、歴史の場から生まれるはずである。二書には、「公共的事物はわれわれの義務感の外」という「諦念」(Selbstkritik,ebd.,S.92,109,149)、「静穏」という市民の徳(Ebd.,S.88)、「非政治的な本性」(Ebd.,S.97)、「国民的分裂」(Ebd.,S.102)等の生き方、人間の在り方を問題にする所見は示されていた。その洞察は貴重である。より積極的にはどうなのか、そのことを国制のあり方との関連で、理論的に、明確に掘り下げて正当化する姿勢はどうだったろうか。上記引用で「持たねばならない」と記した後続くのは、「しかし、

「一つ一つのドイツ諸邦は、…国家ではなかつた」と事実関係が認識されていた。国制、立憲君主政下の人間のあり方について、正面切って掘り下げてはいなかった³⁶⁾。しかし、隔字体等で強調されていないが、ランケ作品の応答に沿うような所見が、『自己批判』の別の箇所、「職業」としての「政治」の論で記されていたことを想起したい。

「公的生活の舞台において、落ちつかない、感謝しがたい[とも思われる]活動にわれわれの最善の能力を用いて貢献することが、ひょっとしてわれわれの習慣や好みにほとんど合わない場合でも、『もしも相当な数の有能な男性が、祖国に対するこうした貢献の行為に決心することがないならば、ドイツ国家制度の満足した秩序に関するわれわれにとって特別に重要なもろもろの困難事をわれわれが克服することはありえないだろう』という洞察が、やはり重要なことを可能にするだろう。その洞察とは、[換言すれば]あらゆるものの基礎、すなわち健全な国家が欠如しているかぎりにおいては、われわれのすべての学識、すべての教育(Bildung)、すべての福祉は、砂上の楼閣である、ということである」(Ebd.,S.140f.)。

この所見を、さきの「国家において生きる」という課題と、「市民たる者は労働する」という所見とを結びつけば、－「分業」ということばは用いられていないが－各人はみずからの職業労働を通じて献身的行為によって実現できる、と理解できるよう。フンボルトの人間形成論に対するかれの批判－「全面的な人間形成の美しい調和」理念でも、その人間形成論の基礎に国家を位置づけていたではないか、という批判的見解(Ebd.,S.84)も参照すれば、献身するに足る「国家」は、各人の職業労働に対して基盤的重要性をもったものとして意義づけられるだろう。

以上の諸相を明らかにしていると、「自由主義」自己批判論そのものをわれわれは把握できる(課題1)。それが示した史的意義を究明するために、その位置関係を確かめて見よう(課題2)。

まず着目しなければならないのは、ヘーゲル「ドイツ国制論」(1709-1803)との関係である。「憲法」制定をめぐる、領邦内とともに、「ドイツ問題」－諸領邦が分立する状況下で、諸領邦を統轄する国家の体制をどう構築するか、という問いの点で「国制」論の系譜に位置づけられる。「ドイツ人はこの自由で個人的で恣意に依存するかかわりを、自由であっても、恣意に依存せず諸法律の普遍性と効力とにおいて成立するところのかかわりに転換」(Werke 1,S.466)しようとするかとヘーゲルは問いかけていた。そして、ドイツ人民を対象にしての「自由」の両義性をふまえながらも、「代議制度」を通じて各人が「自由」を実現するとともに、どのように集合して「ドイツ国民」となるか、という課題意識は、－バウムガルテンの継受の自覚のあるなしは別にして－そのままバウムガルテンの中心的意識に流れ込んでいること、その点にわれわれは注意したい。ドイツ国家は、それが成り立つためには、－ヘーゲルの認識においても－「政府」を中心とする「統一的な国家権力」「領土」とともに、その構成員としての「国民」の存在を不可欠な要件とするのだった。だが、人間主体に関する実状はといえば、「何世紀もの間、国家喪失の混乱状態のなかで誤謬し、諸国民間でなにもなく、その最善の能力は成長が止まっていた人民」(Selbstkritik,S.212)と記さざるをえなかった。この問題解決のために、ドイツ国内の二つの大国オーストリアを中心にするか、プロイセンを中心にするか、という違いがあるにせよ、ともに「自由」と「国家」をめぐる政治教育認識を示していた。ヘーゲルは『精神の現象学』の序論で、「道程の長さを耐え忍」ばなければならないといった。バウムガルテンが求めたその道程は、精神現象の世界ではなはなかつた。精神現象の世界は、－バウムガルテンは名指ししてはいないが－「理念の帝国」という表現で、

非政治的領域に属するものとして斥けられていた。かれが基本的に着目していたのは、政治社会的状況において、どう思考し「行動」したかであった。その上で、政治社会的出来事と、それに関連した精神史的出来事が着目された。16世紀の宗教改革をはじめとして、主として19世紀後、その初頭から同時代にいたるドイツ政治的自由主義の思想と行動の軌跡が記述されていた。その領域は、ヘーゲル「国制論」の方向に展開していた。「存在するもの」の了解という基本的姿勢を堅持しつつ、「自由」の両義性をふまえて、特殊性への固着として表れる「自由」への衝動を「克服」することがヘーゲル「国制論」では課題とされていた。こうした「内的原因」にかかわる「反省」を、バウムガルテンは－ヘーゲルのいうように「外的状況」(Ebd.,S.463)からおこなうとともに、ヘーゲルとは隔たって、内側からも自己批判的に－徹底的に実践したことになる。「非政治的」な領域における内面的自由の尊重、そして *Partikularismus* として、その精神構造が問題にされていた。

このように先行者との関連で「国制論」の系譜に位置づけられるバウムガルテン「自由主義」自己批判論は、ディースターヴェーク 37) と対比してどのような関係にあったろうか。同時代のペスタロッチ主義者であり、プロイセン「進歩党」の教育政策立案者としても議会で活躍した自由主義教育学者であった。教会が現実の世俗世界を支配し、現実世界の教育の固有性を主張していたという点で、両者は共通する。プロイセン政府内のシュティール (1812-1878) が起草立案した、教育史上よく知られた「3 規程」(1854)－「新教派のゼミナール、予科ゼミナール及び民衆学校の授業の編制に関する 1854 年 10 月 1、2、3 日の三つの規程」－にも、関心の強弱の違いはあっても、ともに宗教教育の強化に対して批判的であった。プロイセン内務大臣ラウマーが学校政策において「3 規程」を用いて国民学校を監督した件について、「プロテスタント教会では、しばしばわれわれの教育 (*Bildung*) を正面から攻撃する正統説が繁茂した。カトリック教会においては、きわめて意地の悪いローマ教皇全権主義の傾向が力強く繁茂した。両者ともに、国家権力を絶対的に国家敵対的な傾向に隷属させるため」(*Selbstkritik*,S.112) だったと解した 38)。ディースターヴェークもバウムガルテンも、ともに世俗世界の「自由」を尊重していた。しかし、二つの点で「国家」に対する距離感が両者を隔てている。第一に、ディースターヴェーク(「ドイツの国民教育とゲルマン的生活原理」1854)が、「個人の自由か、国家的統一か」という問に対して、前者の優位を主張したのに対して、バウムガルテンは、両者の同等を主張し、両立的関連を追求した。第二に、ディースターヴェークが「国家的統一」に対して、ゲマインデ(町村)を単位とした教育を主張した(1858年プロイセン衆議院演説原稿 39)のに対し、バウムガルテンの場合ゲマインデは視野に入っていない。国家的統一との両立的関連が欠落している、そのかぎりでのゲマインデの主張であるならば、*Partikularismus* として退けられることになる。限定的にプロイセン人民ではなく、ドイツ人民をかれは人間形成の対象として明確に想定していた。

「自由」とともに、「国家」の視野をもちつつ教育の重要性を主張していた人物が、バウムガルテンの同業の歴史学者トライチュケであった。後者の「自由論」(1861) 40) との対比によって、かれの「自由主義」自己批判論を特徴づけよう。

両者には、次のような共通性 1) ～ 4) が認められる。

1) とともに諸邦を統一した「国家」構築の必要性を主張していた。トライチュケは、「自由な人間形成」の重要性を説いたフンボルトの国家活動限界説をとり上げて (*Freiheit*,S.4)、ドイツの現在にといつては克服されていると思われると指摘した。しかし他方、かれの限界説

は、「自由論」(1859)のミルや、フランスの法学者ラブライエ(1811-1883)によって称賛されている現状があると記した。その上で、「国家はあらゆる生存する者のように、それ自身にとって、自己目的である、国家は、それぞれの国家の市民のように、実際に生活を導くことを誰が否定できようか。[領邦国家という]小国家体制下のわれわれドイツ人が、フランス・イギリス人に対してより国家を重視せよと忠告しなければならないとすれば、なんと奇妙なことか。ミルも、ラブライエともに、力強く尊敬された国家のなかで生きている。かれらはこうした祝福を自明なものとしてうけとめ、国家を人間の自由を脅かす強大な権力とだけ見ている。われわれドイツ人には[統一国家をもたないという]苦しい難儀によって、国家の尊厳にむけた眼差しを研ぎ澄ませてきた」(Ebd.,S.15)。諸領邦分立がドイツの悲惨であることをかれも理解し、統一国家を構築することの必要性を認識していた。こうした認識は、バウムガルテンにも共通する。

2)ともに、個人の人間形成にとっての「国家」の意義を認めていた。トライチュケは、この両者の相互的な条件づけの依存関係について、次のような考えを示していた。「各人にとって、ある国家に参画することや、また国家に対して - その全体の存続が要求する、いやそれどころか生命の犠牲が要求するところの - いかなる人格的犠牲をもはらうことという、物理的必然性と道徳的義務が存在する。しかも、こうした義務に人間が従うのは、単に人間が市民として完全な人間になりうるということだけでなく、人類が国家、美しく善き国家を構築するということが歴史的命令であるからである」(Ebd.,S.16)。個人の人間形成にとっても国家が意義あることが強調されていた。バウムガルテンもまた、「国家においてのみ、人間教育(menschlicher Erziehung)の最高の目標は実現されうる」という見解(Volk,S.276)を明らかにしていた。ともに「国民国家」の形成を目指していた(Selbstkritik,S.83,99,104)。

3)「国民国家」の構想と関連して、ともに「自由」の重要性を主張していた。トライチュケは「政府は統治される者の合意によってのみ正当性の権利を得る」という合衆国独立宣言を肯定的に引用しながら、「政治的自由を求める闘いは、共和制と君主制との間の闘争ではなく、人民の統治する者と、同時に統治される者とが、この二つの[共和制と君主制の]国家形態において、等しく実行可能であることが、理解されるようになった」と、政治的自由について説明した(Freiheit,S.8)。立憲君主制を維持する形で、「自由主義」を理念とする代議制政治をバウムガルテンも主張していた。

4)ともに、「自由」がもたらす危うさをも認識していた。トライチュケは、この点について国家権力が圧政化する危うさとともに、次のように記していた。「社会の組織化されない大多数は、ゆっくりと知らず識らずと、しかも抗しがたい作用力によって、みずからの意見を市民の心情を悪意ある強制下に従わせることもまたありうる。しかも疑いもない危険は、人格の自立的形成が、全体意見を通じて、許しがたい方法 - 民主主義国家にあってとりわけ成長する方法 - で制約されるという事態である」(Ebd.,S.13)。いうまでもなく、ミルの警告に同意した形で「多数者の社会的専制という危険」(Ebd.,S.14)として指摘されていた。バウムガルテンも、非政治的な自由の主張が「国家敵対的」になる危うさとともに、 - ミルの名はあげていないが - 民主主義が進行することに伴う危うさを認識していた。貴族が政治指導者として協働することの重要性を強調していた。

こうした共通性の他方、次のような相違点1)～5)でバウムガルテンを特徴づけている。

1)中間団体に対する評価について。トライチュケは、「国家の頂点と公共団体、すなわち、群・

県(Kreise u. Bezirke)との間に、独立した市民の自発的行為がとり入れられている条件の下で、中間組織(die Mittelglieder)がもしも運営されていないのならば、議会は自由な公共団体なしには、後者は前者なしには、そして両者は存在しえない。こうした欠陥を、われわれドイツ人は以前から遺憾に感じてきた」(Ebd.,S.12)。このような「社会的自由」は、人間の大多数にとって、あらゆる政治的な願望の形象を築いてきたとトライチュケは評価していた。バウムガルテンの場合、国家と個人を仲介するという位置づけを伴う形では、自由で自発的な団体組織の重要性を主張する所見は示されてはいない。自由主義にかかわる政治的結社の動向は、二文献で跡づけられその教育的意義が評価されている(「労働者教育協会」Selbstkritik,S.153、等)が、より抽象化して中間組織一般の意義は論じられてはいない。

2) 市民と国家との関係について。トライチュケは、国家が「それ自身の固無法則で持続する自立的秩序」であると指摘して後に市民と国家の関係について、次のように論じていた。「市民は最高度の個人的自由を国家に要求する。自己を実現して生きようと欲するからであり、みずからのあらゆる能力を育成する(entfalten)ことを欲するからである。国家はそのことを許容する。国家は個々の市民に好まれるだろうからではなく、国家はみずから全体を視野に入れてきたからである。すなわち、国家は市民に依拠しなければならない。しかし、倫理的世界で[市民が]自由であること、すなわち、抵抗もできることのみが[国家は]頼りになる。このようにして国家が各人とその個人的自由に対して示す尊敬は、たしかに国家文化のもっとも確実な基準を形成している。けれども、国家がこの尊敬を許すのは、まさに次のような理由からである。当の国家自身が必要とする政治的自由が、市民 — 自分たち自身の事柄が妨げられず、みずから配慮しないような、そのような市民 — の下では不可能になるからである」(Freiheit,S.15)。トライチュケは、こうした市民と国家の関係について、「政治的自由と個人的自由との不可分の結合」(Ebd.,S.16)において把握していた。バウムガルテンの場合には、政治的指導者の役割の固有性を強調する形で、市民を「労働する」存在として位置づけていた。政治的自由をもって媒介する形で、市民と国家との関係を原理的に把握する視点は、かれの場合、自己批判論の諸相⁵⁾でふれたようにけっして顕著ではない。

3) 「国民教育」の組織の重要性について。この2)のことに関係して、トライチュケは、「国民教育」を充実することの重要性について認識していた。「いかなる人民においても精神的物質的文化財が存在する。それなしには国家は存立できない。立憲的な国家であれば民衆教育(Volksbildung)の高水準を前提とする。両親が自分の子どもを必要最低限の教授を与えようとするかどうか、国家はその両親の意向に委ねることは断じてない。国家は就学義務(Schulzwangs)を必要とする。全体の生存のために必要な文化財の範囲は、礼節の増大とともに、不可避免的に拡充する」(Ebd.,S.17f.)。国家的必要のための国民教育の必要が、ここに提起されていた⁴⁾。こうした立場に対し、バウムガルテンの場合には、その必要性に即した所見(「国民の覚醒」Volk,S.291)は明らかにしていたが、明確に就学義務としては位置づけてはいなかった。

4) 学問的認識と政治的価値判断との区別について。トライチュケの場合「自由論」を、自国のフンボルト国家活動限界説、シラーの美的教育論とともに、先駆的にアリストテレスの「自由の」の二つの概念を紹介し(Freiheit,S.6)、ミル、ラブライエ、トクヴィルなど同時代の英仏の関係する所説を引用しながら、「自由」の所見を明らかにし、ドイツの現状に即してその在り方を追求するものだった。その姿勢は理論的な明確さを示していた。上記、相違点として

記した1)～3)の事項はそのことを証している。「われわれ」という場合には、学問的な認識を展開する「われわれ」であるとともに、ドイツにおいて「国民教育」を政治教育実践として要請する、そのような「われわれ」であった。こうしたトライチュケの思考においては、学問的認識と政治的価値判断は接続する。他方、バウムガルテンの場合には、文化的諸領域のなかで政治の固有性を主張するとともに、政治に関する学問的認識と、政治に対する価値判断にかかわる実践領域とは、原則的に識別されていた。すくなくとも慎重に区別しようとする自覚的意識が、「自由主義」批判論の事実関係の認識判断を基本とする記述態度には働いていた。事実はどうあったか、という認識関心であった42)。

5) 政治的なものと「自由主義」の主張について。この原則的識別に基づいて、ドイツにおいて「政治的な自由」をどう実現するか、その点で、規範理論的に説明することをトライチュケは基本としたのに対して、バウムガルテンの場合には、当事者性の意識をもってより実践的であった。当事者としての明確な意識をもって、「自由主義」の取組を困難にする「われわれ」ドイツ人の精神構造を根本的次元で問題にし(『自己批判』)、その克服を求める(「規律」Selbstkritiki, S.84)とともに、他方、「自由主義」の先行者の事例に着目した。その場合、プロイセン領内のみならず、プロイセンには属さない諸邦に属する人々の種々の取組にも着目し、その業績を評価した。ブルシェンシャフト運動(Ebd., S.90f.)は、小諸邦にも展開して国民の精神(Geist der Nation)を目覚めさせた最初の政治教育(die erste politische Schulung)であったとした(Ebd., S.92)、南部ドイツ人ゲルヴィヌスなど(Volk, S.289,291)、バーデンの自由主義者ローゲンバッハ(Selbstkritiki, S.155-162)も、「自由」と「統一」にむけた働きを積極的に評価した。その一方、ドイツ自由主義の限界性(政権に対し「否定」をもっばらにする精神構造と、それに起因する政権遂行能力の欠如)について自由主義者として「自己批判」していた。

バウムガルテンの認識、とりわけ二文献「自由主義」自己批判論(1866.1870)は、「自由」との関連では、以上のように特徴づけられる。「ドイツ国制論」とともに、国民教育論の系譜にも位置づけられることが、あらためて留意される。その点で、フィヒテ『ドイツ国民に告ぐ』(1807-1808)に示された国民教育論が、同時代にすでに政策論議として、バウムガルテンの前に蓄積されていたことも確認しておくべきであろう。「自由主義」であるとともに、諸邦を越えた「国家」の視野で構想していた1848年49年の国民会議での教育論議があった43)。それらは「市民民主主義的な国民教育」と「統一的な市民民主主義的な国民国家」の確立を求めて効果的に進めるために体系的に整理されている。「就学義務」の必要を説いたトライチュケも、小冊子ながら後に『ドイツ・ギムナジウムの将来』(Die Zukunft des Deutschen Gymnasiumus, Leipzig 1890: S.Hirzel.)、『プロイセン国民学校法の構想』(Der Entwurf des Preussischen Volksschulgesetzes, Stuttgart 1892: I.G.Gotta'sche Buchhandlung)を公刊した。そのような教育構想・計画と対比すれば、バウムガルテンの政治教育認識は多くの不備がある。かれの中心的関心事項の一つであるに違いないが、断片的なのだった。けれども、ドイツ人における「国家喪失」の精神構造を問題状況としてうけとめ、その現実認識から萌芽的にせよ課題設定されている、という根拠づけの点で際立っている。そのようなバウムガルテンの政治教育認識は、19世紀ドイツ教育史研究にとっては視野の外だった44)。

その外側にあって、政治的感覚と人間形成の感覚をもって成長途上だったのが、若きヴェーバーである。「話好きなくせに孤独に追い込まれた学者は、あらゆる政治的事件について自分

の甥にあたかも同年配の者に対するように意見を述べたいという欲求をおぼえ 80 年代の政治の動向を見て屢々おぼえる憤慨を甥の上におちまけた。」と、ヴェーバー夫人は記していたが(本稿注 8)、その証言の通り、すでに 10 代の頃のヴェーバーにも「同年配の者」に対するようだった。シュトラスブルク ー 直近の普仏戦争でアルザス・ロートリンゲン州としてドイツ領になったこの辺境で、伯父はみずから置かれた状況について、書簡で遠慮なく伝えていた。シュトラスブルク大学の建築予算の拠出分担(帝国と州)について(1877.3.30,4.18)、あるいは、ドイツ領土になることを望まず、フランス共和国にシンパシーを感じている当地の人々の心情(年月日不明)、等についてである。書簡を通じて、自己を全幅に信頼してくれている伯父の存在を感じたであろう。若きヴェーバーは、この伯父に書簡を通じてどのように語ったのだろうか。そのような人格的交流も含めて、両者は思想的にどのような関連(連続性・非連続性)にあったか。本稿の以上の比較検討とともに先行研究の成果の一部をふまえ、本稿の中心的課題としたこの点に焦点づけ最後に考察しよう。

この関連については、1) 両者の間に非連続的関連性が確認される部分、2) 若きヴェーバー(20 代)によって自覚され、両者の間に、その連続性が検証される部分、そして 3) ヴェーバー自身の自覚の有無とは別に、両者の間に連続的関連性が検証できる部分に分けて整理する。

1) について。両者間で非連続である部分はなにか。「君主制は、阻止されない民主制と結びつけらるべきであった」(Selbstkritik,S.169)とし、君主制を所与の権力基盤として承認するかという点は、それぞれの時代状況との関連で、両者の所見は半ば必然的に異なる。その違い以上に、顕著なところを 2 点あげよう。一つは、武力行使についてである。「剣の鋭さ」= 武力行使を通じて、国民形成という目標達成することについて、両者は異なっている。「戦争はあらゆる民衆の諸力を一定の国民(Nation)の存在全体に条件づける目標」(Volk,S.279)として肯定されていた。他方、人間の人間に対する「闘争」可能性を認め、軍事行為の選択可能性を認めつつも、「国民」の形成という目標実現のために、ヴェーバーが求めたのは、「政治的な教育事業」であった。1895 年のヴェーバー教授就任講演「国民国家と経済政策」とそれに先行する関連論文において、自然的な生起を通じての「育成過程」(Züchtungsprozesse)ではなく、人為的な意図的計画的行為に属する「政治的なもの」の自覚とともに、「国民」教育の推進が求められていた。もう一つは、中間団体の評価について。バウムガルテンの場合、トライチュケと対比したように、市民の自発的結社一般を意義づける所見はうかがえなかった。他方、ヴェーバーの場合には、米国体験とともに、セクトの人間形成的意義が確認されていた。

こうした両者の隔たりに示される、ヴェーバーが強調した政治教育認識は、バウムガルテンの認識を次のように連続的にうけ継ぐものであったことが注意される。

2) について。その連続性を 20 代ヴェーバーのバウムガルテン宛書簡によって確認しよう。
・バウムガルテンは、ドイツ自由主義が議会において「否定」の精神傾向を有し、建設的に秩序構築する志向に乏しいことを批判していた。「政権遂行能力を身につけなければならない」(Selbstkritik.,S.214)と結論づけていた。ヴェーバーも、以後の自由主義について同質の問題意識を次のように示している。「70 年代の自由主義にとっては国家の社会的諸任務は、正当とみなされ、あるいはわたしたちがすくなくとも目下正常とみなす以上に、他の任務の背後に退いたこと、自由主義者たちは社会的立法をいまも、しばしばたしかにそれ自体としてもっともであるが、しかしまったく受動的な不信の念でもって耐え忍んでおり、それに干渉したり、自分としては本当に重要な疑念を修正によって払いのけたりしていないこと、一… - 立法計

画への関心にかれらはけっしてさほど注意力を集中していないこと、こうしたことは否定できない事実です」(1888.4.30,S.157) 45)。「自由主義が現在の社会政策的潮流に誠実に参加しなければ、自由主義の将来は暗澹となります」(1891.1.3. S.231) 46)。こうした意識のヴェーバーは、「自由主義」を手放しているのではない。「自由主義」が政治の創造性を発揮することを期待している。

・バウムガルテンは「自由主義」自己批判論で、学問的な事実認識と政治的实践にかかわる価値判断とを混同せず識別する重要性を指摘 (Selbstkritik,S.93) していた。ヴェーバーは、このことに関して述べていた。「カール 5 世に関する歴史記述 [バウムガルテンの著作] と現代に関する歴史記述とは、二つの、原理的にまったく異なるものとみなされるということ、一方は学問的であり、他方は政治的=教訓的 (politisch-didaktisch) であるとみなされていることは特徴的でもあります。とにかくまさにその点に、人々がこの二面性をまったく別個のものとして識別しようとする、すなわち、人々がはじめから求められ、かつ望まれている結果に向かう努力をしない、ある種の歴史記述 [トライチュケの 19 世紀史] に、客観性の特性及び純学問的探究の特性を認めないのは、間違いではないことが示されます」(1885.7.14, S.531) 47)。「求められ、かつ望まれている」領域で価値判断すること (a) と、「歴史記述に客観性の特性及び純学問的探究の特性」について価値判断せず事実確定すること (b)、この二つを原理的に識別するという伯父の姿勢に対してヴェーバーは共感とともに支持している。その一方、その識別がうかへないトライチュケの歴史記述を、伯父に共感しつつヴェーバーは暗に批判している 48)。前者の領域 (a) に「政治的=教訓的」が属することが指摘されている。ドイツ「自由主義」自己批判論に示されている政治教育認識は— その固有性が尊重された形で — ここでは前者からきりはなされ、歴史学的事実判断の領域 (b) で記述され、その上で、この事実判断領域に属するものとして、あくまでも史的事実に即した形で、国民の形成という「求められ、かつ望まれている」部分が、価値関係性において記述されている。

・この二つの領域の識別にかかわって、ヴェーバーは次のようにトライチュケに言及している。「ドイツ国法とプロイセン行政法に関するグナイスト [Rudolf Gneist,1816-1895] の講義は、私の見るところでは、形式といい内容といい真の傑作で、いままでに聞いた、すべての法律学講義のなかでもっと気に入ったものです。その際、私が本当に驚いたのは、かれがその講義のなかで直接時事問題に入っていくやり方と、そこでかれが展開する、たくましい自由主義的な見解ですが、しかもとトライチュケが国家と教会についての講義でいままでやっているような宣伝のないし扇動的になることはないのです」(1884.11.10,S.473)49)。グナイストとの対比でトライチュケの場合、「講義」において「宣伝のないし扇動的」であることが問題として指摘されている。「講義」では、上記の書簡の言葉でいえば「歴史記述に客観性の特性及び純学問的探究の特性」について、価値判断ではなく事実確定であるが、トライチュケの場合にはその認識態度の領分実践的判断が混入していると、ヴェーバーはふれている。ケースラーが指摘 (Kaesler,Max Weber,S.237) するように、伯父に対しても「教え」(Belehrung) のパトスをヴェーバーは感じたであろうが、ここでは、伯父の自覚的な識別の方法態度を意識的に尊重している。大学人として、「教壇禁欲」(講義室では事実確定の態度を基本) についてのヴェーバーの主張に示される。

以上のようにヴェーバー書簡をたずねると、バウムガルテン「自由主義」自己批判論の次の諸要素が肯定的にうけとめられていることがわかる。すなわち、i) 学問的認識と実践的政策

課題との区別、ii)「自由主義」の継承、すなわち社会政策的諸課題をひき受ける態度による「自由主義」の批判的継承、iii)以上のi)ii)を前提の条件とする政治教育領域の尊重である。

3)について。20代のヴェーバー書簡では明確にはうかがえないが、後、フライブルク大学教授就任講演(1895)以後のヴェーバーとの継承関係に着目すれば、次の二つの諸要素もその連続性(親和的關係性)を示すものとして指摘できる。

- ・祖国愛:世界市民(「コスポリタ的な個人」Volk,S.266)ではなく、「祖国」(Selbstkritik,S.84)のために、という感情。

- ・「自由主義」の擁護、及びこれに関連して「急進主義」(Radikalismus)に対する警戒(同上)。

この二つは、個々の所見以前の両者の根本動機となって共有されているであろう。

その上で、政治教育認識に限定しよう。すなわち、iv)文化的諸領域から識別される「政治的なもの」の固有性認識と、それに基づく政治教育認識、とりわけ政治的指導者の理想的な資質能力の諸要素(創造としての政治、「全体状況」を見渡すことによる「可能なもの遂行」、専門的「職業」として政治、専門性の習得、等)に関する所見、および、その資質能力に関連して、貴族的精神の尊重、大衆の熱狂に訴える「扇動」行為に対する警戒(バウムガルテンのゾーベル宛書簡,1881.3.29)について、v)ルターを起源とする「内面的自由」の主張(とりわけ「国家敵対的感覚」)、「静穏」を市民の徳とすることなど人々の「政治的未成熟」に対する課題意識、及び「行動する人生」(Selbstkritik.,S.86)、より限定すれば、実践的合理主義とそれに支えられた職業生活態度の尊重⁵⁰⁾、等についてである。

以上のi)~v)は二文献中の諸要素として本稿でとり出したが、歴史的現場のなかで潜在していることに留意したい。そのなかの諸要素は、歴史的事実とともに現在の状況に対する根源的な洞察力をもつ者に対して開かれ、来るべき時代にむけた選択可能性を示している。そのような実践的モーメントといえる。それを含む二文献の著者に接した若きヴェーバーは、後年の諸論文で、1848年の「パウロ教会」国民会議の記憶⁵¹⁾とともに、そのモーメントを一般普遍的な指針として「特殊ドイツ的」ではなく「擁護し、ひき継いでいくことだろう。

こうした諸要素(モーメント)は、バウムガルテンにおいて、それぞれ別個のものではなく、密接に関連づける思想的基礎があったことにあらためてここで着目したい。本稿で究明できたのは、「自由」と「国家」との両立を、人間のあり方として不可欠に関連づけるかれの中心的な問題設定であった。自由主義についての後世の研究者(注2参照)によっても、その問題設定は原理的なものとして把握されるものだった。まさにこれに即した形で、ヴェーバーとの関連、とくに連続性の視からバウムガルテンの政治教育認識がどのような史的意義を示したか(課題2)、考察をさらに絞ろう。

第一に、「政治的なもの」に関する系譜について。こうした継承関係のバウムガルテンの政治教育認識は、より遡ればヘーゲル「国制論」の系譜に位置づけられることが明らかになった。「国制」を支えるものとして、ドイツ人の「自由」にかかわる精神構造の問題認識も含まれる。かの『政治論集』(1921)は、「国民国家と経済政策」(1895)、「新秩序ドイツの議会と政府」(1918)、「ドイツ将来の国家形態」(1918)「職業としての政治」(1919)などを収め、同時代転換期ドイツが直面する政策的諸案件をヴェーバーは論じている。それらもドイツの「国制」Verfassungにかかわるものだった。「政治指導者の養成と国民の政治的判断力の教育」の課題を同時代に提出するヴェーバーの政治教育認識は、この論集のなかで、「国家形態」と並んで人間主体の課題、すなわち、その秩序構想の人間主体(治家)とともに秩序構成する種々の人

問主体を形成するという主要課題といってよい。その点に着目すれば、『政治論集』として没後編集・刊行された同時代政治論はバウムガルテンの「自由主義」自己批判論の延長線上に位置づけられ、遡ればともにヘーゲル「国制論」の系譜に属すること、すなわち三者の連続性を、政治教育認識の視点から本稿であらためて確認できる。

第二に、中心的観点について。バウムガルテンの政治教育認識がこうした系譜に位置づけられることにかかわって、国家体制のみならず、人間のあり方にかかわって、「自由」と「国家」をめぐる両義的関連構造において、すなわち、反撥（「国家敵対的感覚」）とともに、両立的関連の構造において政治教育認識が示された。その場合、二つのことが注意されねばならない。その一。「自由主義」の追求と支持（パウロ教会での国民会議）に端的に示されるように理想主義の立場とともに、ヨーロッパ「大国」間の権力関係の認識、国内におけるPartikularismus（領邦分立主義、地方自主主義）及び諸個人の内面を規定する「国家敵対的」な精神構造の認識に示される現実政治の立場を保持していたこと。『自己批判』に先行しロウハウ（Ludwig Augst v.Rochau）『現実政治の諸原則』（1853）が存在していたことも、ヘーゲルとともに留意しておきたい。その二。「自由主義」者として当事者性の意識をもって、みずからの認識を時代状況の事実関係についての冷徹な観察的記述（「国家形成力」と「精神形成力」の認識枠組みなど）とともに、状況内において自己批判的に明らかにしていたこと。その場合、「自由主義」の脆弱性（Schwäche）が認識されていたことが注意される。すなわち、積極的に、秩序形成にむけて政権内で政権遂行する志向とともに能力を発揮するにいたらず、それ以前において、消極的に、政権批判を主たる使命とする、そのかぎり「議会主義」を実現するにとどまってしまうという脆弱性が徹底的に認識されていた。1850年代末から60年代プロイセン自由主義者たちが、その批判的の対象になった。その一方、より先駆的に別の可能性を示していたと、かれが－プロイセンではなく、南部の中小諸邦の事例として－強調していたのは、1848年以前の自由主義発展史、南ドイツの自由主義者ゲルヴィヌス等が示したような「国家建設」の志向と実践であった（Selbstkritik, S.91-93）。こうした第二の観点・両面的立場も、バウムガルテンとの連続的関連性を顕著に示すヴェーバーの政治教育認識を特徴づける。

以上の論述で、モムゼン等の知見を確証するとともに本稿課題も達成できたことを、われわれは確認できるだろう。今後の研究課題の方向を見通すために、バウムガルテン「自由主義」自己批判論そのものについて、ここに要約しよう。この論説のうちに、ドイツ人民の「国民」としての「政治的成熟」（Ebd., S.38）を課題とする政治教育認識をわれわれは見出すことができた。その教育認識は断片的で萌芽的であったが、「自由」と「国家」をめぐる中心的課題の関連を構造的に明らかにしていた点で徹底的だった。すなわち、一方で各人が「自由」であるとともに、他方でどう共同の秩序を構成する人間になるか、という教育課題が設定されていた。その場合、自由を追求するゆえに国家敵対的ではなく、また単に地方独自の共同秩序にとどまるというのでもなく、共同の秩序としての「国家」を構成する人間にどうなるかという課題設定を求めるものだった。「自由」であるとともに、「国民」たることが期待されたのである。先行事例（1859年イタリア独立）を思えば、かれの意識において、その課題解決は不可能ではない。しかし厳しい。その困難はドイツ人の精神構造の問題にかかわる。その課題の両立し難さに直面する事態は、不可避的な緊張をともなうことを覚悟しなければならない。1870年ドイツ統一直前のバウムガルテンの場合に、なにほどかの達成感とともに、その人間形成課題の困難さを思うとすれば、たしかに「真摯に苦悩する態度」（今野元）を生むものだった。

こうした史的状況の確認をふまえ、残された研究課題の方向も見えてくる。ここで浮上するのは、「限界状況にある自由主義者」としてのヴェーバーというモムゼンの根本的な所見である。教育思想領域でも妥当性ある思想像として、検証に値するのではないか。その所見の通りであるならば、伯父の「真摯と憂愁」を感じとりながら、後のヴェーバーはどのように発展的に政治教育認識を展開したのだろうか。より明確に言えば、20世紀初頭の「国制」の転換期、自身の比較宗教社会学研究で試みた史的省察 – 「特殊」の専門史を重んずるバウムガルテンの姿勢 (Selbstkritik, S.39) と対比して、「普遍史」的視野からの省察 – とともに、数々の同時代批判論とにおいて、「自由主義」を手放さず、そのかぎり、どのように発展的に、あるいは限界状況まで政治教育認識を展開したのだろうか。その場合、「ドイツ人はこの自由で個人的で恣意に依存するかかわりを、自由であっても、恣意に依存せず諸法律の普遍性と効力において成立するところのかかわりに転換」(ヘーゲル「ドイツ国制論」) しようとするかどうか、という問いが想起される。その問いは、対立構造をより先鋭化した種々の様相のなかで、20世紀初頭にも開かれた形で通底しているだろう。そうであれば、なお依然として、一連の「国制論」の系列で展開する主体形成の諸課題に対して – バウムガルテンが、残された課題として十分に確認できなかった諸課題も含めて – ヴェーバーがどう応答したか、その原理的思考の徹底性と事実確定の一貫性をともなう「道程の長さ」を、ヴェーバー自身も、われわれも、「耐え忍」ばなければならない。

注

1

1) 「自由主義」自己批判論として本稿はバウムガルテンの次の二文献をとり上げる。『ドイツ自由主義 – 一つの自己批判 –』(Der deutsche Liberalismus. Eine Selbstkritik, 1866)、『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』(Wie wir wieder ein Volk geworden sind, 1870) である。いずれも、その著『歴史・政治論集』(Hermann Baumgarten, Historische und politische Aufsätze und Reden, Straßburg 1894; Karl J. Trübner) に収められているものを底本とする。邦語書名については、それぞれ『自己批判』『国民論』と略記し、文章の引用に際しては、Selbstkritik、Volk、と略して表記する。なお、『自己批判』の初出は『プロイセン年報』第18巻への掲載で、同年1866年に特別版としてGeorg Reimer (Berlin) より刊行された。全114頁。図1。近年では、Hermann Baumgarten, Der deutsche Liberalismus. Eine Selbstkritik, (1866). Berlin 1974: Ullstein 版がある。このUllstein 版ではAdolf M. Birkeの解説とともに、本文注記を掲載している。『国民論』は単行本として同上書名で、1870年にS. Hirzel (Leipzig) より第2版増訂版が刊行された。全108頁。図3。

バウムガルテンの生涯(1825-1893)については、その著『歴史・政治論集』のはじめに編者でもあるErich Marcks(1861-1938)による「序文」として長篇(130頁)の伝記が置かれている。マルクスは、バウムガルテンの弟子であり、その伝記はこの人物にかかわる代替しがたい「源泉」と評される(Dirlik Kaesler, Max Weber. Preuße, Denker, Muttersohn, München 2014: C.H. Beck, S. 229)。以下、このマルクスの記述を参照する。

1825年、4月28日、北部ドイツのブラウンシュヴァイク公国のヴォルフエンビュッテル(Wolfenbüttel)の牧師の家系に生まれた。

8才のとき、母を失った。かれの後の人生に「真摯と憂愁」を刻印した、ケースラーは指摘する(Kaesler, ebd., S. 230)。父は再婚した。息子バウムガルテンは、両親の家を去らねばならなかった。(Erich Marcks,

Einleitung,VII)

1834年ヴォルフエンブッテルの伯父の家に来て、そこから同地のギムナジウムに通った。多くの自由を感じた。シェイクスピア、ゲーテ、ベートーヴェンに打ち込んだ。

1838年頃、全ドイツ的に広がっていたドイツ統一をめざす学生結社＝「大学学友会」(Burschenschaft、1815年創設)に属する数名が同地を訪れた。その一人、アルバート・シュミット (Albert Schmitt,1812-1891) と出会い、「尊敬」の念を抱いた (Ebd.,VIII)。

1842年、イエナ大学に入学した。友人とともに、ミュンヘン、ウィーンまで遠出した。後に自著でとり上げるとともに、書簡を通じて交流することになるゲルヴィヌス (Georg Gottfried Gervinus,1805-1871) の「文学史」にも出会った。クリスマスの後、その地にあらたにブルシェンシャフトを立ち上げようとした数名と接した。そのもっとも指導的な一人との哲学にかかわる会話によって、「哲学的に未開拓の私の頭は、宗教、国家、社会など一切を新たに築こうとする、この常軌を逸した世界攪乱者の無防備な餌食となった」となほバウムガルテンは自嘲気味に伝えている (Ebd.,IX)。こうした率直な姿勢に導かれた自己批判は、「政治的な成長過程」にとって意味をもち、「責任ある現実政治 (Realpolitik)」への方向選択を規定したと、ケーラーは指摘する (Kaesler,a.,a.,O.,S.231)。

1843年、ハレにおいて、初期の「大学学友会」メンバーでもあり、後に政治史家で、小ドイツ主義穏健自由主義の指導的機関誌「プロイセン年報」の共同編集者ともなるイエナ大学教授マックス・ドゥンカー (Max Duncker, 1811-1866) と出会う。「たんに外的事柄を私にもたらすだけでなく、私のもっとも内面的な本質に触れた現実の教師であり、最初の教師だった」と後に回顧した (Erich Marcks, Einleitung, X)。

1845年秋、シュミットを介して、ボン大学で「ゲッティンゲン7教授事件」のダールマン (Friedrich Christoph Darlmann, 1785-1860) と出会うことが許された (Ebd., XIV)。1837年の当事件については、東畑隆介『ドイツ自由主義史序説』近代文藝社、1994、参照。「7教授は、立憲主義的な国家は国王個人よりも上位にあるとする」立場を示していた。同、p.167。その事件後のダールマンの自宅で、かれの政治史や、新しい独逸史の関する講義に接することができた。その著『政治学』(Die Politik auf den Grund und Das Maß der gegebenen Zustände zurückgeführt,1830) は、歴史に基礎をおいた自由主義の国制原理を理論化した。C.-F.Menger, Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit, Heidelberg 1988: C.F.Müller, 6.durchges. Aufl., S.121 (C.F.メンガー『ドイツ憲法思想史』石川敏行訳、1988、世界思想社、p.170)、東畑、前掲書、第4章フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの政治思想、pp.92-93参照。バウムガルテンは40年後(1886年)に回顧して、人格とその学問の「その啓発的で強化する力によって、尋常ならざる感動的な影響」をうけたことを語った。純粋な献身によって、バウムガルテンは、ダールマンほどの人物はいなかったと、マルクスは指摘している。後、1870年自身の『国民論』でも、「プロイセンの政治家にむけてみずからの真剣な勧告を与えた」(Volk, ebd., S.289) とし、「国民」という覚醒に貢献したと特記する (Ebd., S.291)。

1848年のパウロ教会の出来事を大きな関心でうけとめた。穏健自由主義に共感する一方、ヘッカーやシュトルーヴェ (ともにバーデン出身) については、民主主義的急進主義として危険な要素を見出した。

1850年代の「反動の時代」においては、プロイセンに失望しつつも、プロイセンを中心とした小ドイツ主義を志向した。

1853年28才のとき、7教授事件(1837年)で職を追われた自由主義者の一人、ゲルヴィヌス『19世紀史入門』(Einleitung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts. Leipzig Wilhelm Engelmann: 1853) を擁護し、『ゲルヴィヌスとその政治的信念 - 自伝的論稿 -』(Gervinus und Seine politischen Überzeugungen. ein biographischer Beitrag, Leipzig 1853: Wilhelm Engelmann.) を同年無記名で著した。図4その信念の特質

について以下に要括しておこう。1. ドイツ政治に対するみずからの行動的なかわりは立憲君主制を支持するものであったが、その場合に「国民」(Nation)の必要・願望が導かれる、そのかぎりであった。君主制はドイツにおいて遠からず失われると、1848年の出来事を通じてかれは確信した(Ebd.,S.113)。2. 上記『入門』では、プロテスタントの「精神の自由」などを説いたゲルマン起源の本質として、「平等」、「自己支配」、「万人の幸福に対する配慮」、「個人的自由」といった民主主義的理念の萌芽として捉えていた(Ebd.,S.114)。3. 科学的認識と行動する人生とをわけて両者の相互作用するように持続的努力することはゲルヴィヌスの本質に属していた。ゆえにかれにとって『入門』に横たわる認識が行動に無関心であることはありえなかった。この書によって、かれは民主主義の世界的運動のために捧げた(Ebd.,S.115)。4. しかし、民主主義理念は、その純然たる支配については適切ではなく、君主制によって穏健化されるべきことをゲルヴィヌスは期待していた。ドイツの国家発展の固有の道を築くかぎり、対抗的に進行する民主主義理念を当然避けなければならないと考えた。(Ebd.,S.117)。以上のような所見のゲルヴィヌスの姿に、バウムガルテンが見出しているのは、民主主義の動向をうけとめながら、将来にむけてどう国家構築していくか、どう「国民」(Nation)を形成していくか、という格闘する思想と行動である。本稿でとり上げる「自由主義」自己批判論でも、同世代のこの先駆者に、断片的ながら、共感をもってふれている。また、ドイツ統一後にも、書簡において、深い敬倒の念をもって、みずからの同時代批判を率直に語っている。注30)を参照。

1855年、マックス・ヴェーバーの伯母・18才のIda Fallensteinと結婚する。

1861年、バーデン＝ヴュルテンベルクのカールスルーヘ工科大学で、歴史学教授として世界史等を教える。その間、1859年小ドイツ主義の連邦改革案を作成した自由主義者ローゲンバッハ(Franz Freiherr v.Roggenbach,1825-1907)とそのカールスルーヘ時代(1861-1872)親密な関係を築いた。『自己批判』でも、その取組について言及されている(Selbstkritik,S.97-102)。ローゲンバッハの取組みについては、飯田芳弘『想像のドイツ帝国－統一の時代における国民形成と連邦国家建設－』東京大学出版会、2013、p.84、参照。この間、スペイン史の研究に従事し、その成果をまとめた。

1861年『フランス革命時代までのスペイン史』公刊。

1865年『フランス革命勃発以降のスペイン史』公刊。

ハプスブルク家に支配されたスペインが独立する経過を記述した本書を同時代で絶賛した一人は、同世代のジーベル(Heinrich von Sybel,1817-1895)だった(Marcks, Einleitung, LXXXVIII)。ランケ(Leopold von Ranke 1795-1886)の弟子の一人(第三の弟子。G・P・グーチ『十九世紀の歴史と歴史家』上、p.126以下)で、ミュンヘンで『史学雑誌』を創刊し、主著『革命時代史』(1853-79)のあるかれは、1848年フランクフルトの予備会議に参加していた。マルクスによれば、「ダールマンとゲルヴィヌスが望んでいたような、学問と人生との結合といったものが自分たちの弟子にいまなお支配している」と評価することが

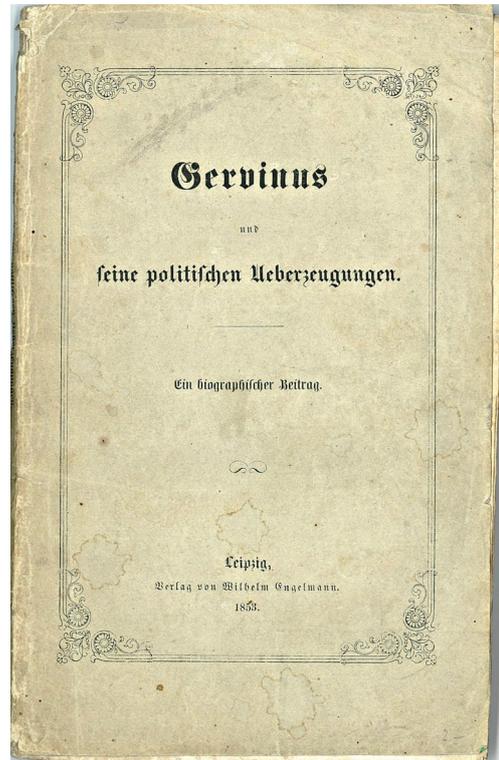


図4 H.バウムガルテン『ゲルヴィヌスとその政治的信念－自伝的論稿－』1853年刊行の表紙。仮綴本。無記名。全119頁。23.0×14.2cm

できた (Marcks, Einleitung, LXXX)。そのようなバウムガルテンは、ジーベルの言葉でいえば、一群の「政治的歴史家」の一人だった (LXXX)。ジーベルたちの仲間では、変動するなかでさえ、50年代60年代の支配者はなにかしら持続的なもので、それは歴史家のなかで「ドイツ統一と新しい帝国」を構築する案内者であり、協力者である。かれらは中庸な政党に傾聴し、その政治的目標は、国民的体制 (die national Verfassung) であり、その手段は歴史的証明である。そして「歴史と政治との間の結合」をめざした (グーチ、前掲、p.127)。こうしたサークルのなかの一人がバウムガルテンだった (Marcks, Einleitung, LXXX)。牧野雅彦『歴史主義の再建－ヴェーバーにおける歴史と社会科学－』日本評論社、p.51、参照。その歩みは、シュトラスブルク時代も継続した。関連して、後注 22) の牧野の指摘も参照。

1866年、6月の対オーストリア戦争後の10月上旬『ドイツ自由主義－一つの自己批判－』を脱稿した。プロイセンの勝利は、リアル・ポリティックの認識とともに、バウムガルテンの心にドイツ統一にむけた希望を芽生えさせた。

1870年『われらはいかにして再び一つの国民になりしか』刊行。

1872年、フランツ・ロゲンバッハの求めに応ずる形で、シュトラスブルク大学で歴史学を教授する。47才のかれは、プロイセンから離れたこの土地で21年過ごすことになる。ゼミナールでの学生との交流について、マルクスは、次のように証言している。「まさしくかれの人格的な謙抑を私は強調したい。かれはみずからの知的範囲のなかに誰かを誘い入れるようなことはなかった。人がかれを求めるまで待っていた。けっして学派をかれはつくらなかつた。それにもかかわらず、少なからぬ青年たちがかれと接触した。かれは、かれらに対して自由な趣のある、－かれらが欲しているならば－学問的に忠実な、人間的な助言者であった。…かれは、いかなる者にも、至高のものとして内的自由を望んだ。…」 (Marcks, Einleitung, XCV-XCVI)

1876年シュトラスブルク大学学長に就任。就任講演が、『歴史・政治論集』に収められている。

1883『トライチュケのドイツ史』公刊。トライチュケ『19世紀ドイツ史』について批判的に論ずる。その第2巻 (1883) の一方的にプロイセン中心の立場と史料選択、等について激しく批判した。H.-U. ヴェーラー編『ドイツの歴史家』第2巻、未来社。牧野、前掲書、pp.61-68。本稿の注 42) も参照。

1880年代後半から1890年代前半にかけて、シュトラスブルク大学在学中、及び同地での軍事演習中の、甥にあたるヴェーバー (1864-1920) と、大学あるいは自宅で接する機会をもつ。ヴェーバーと書簡のやりとりは、下記が確認されている。

ヴェーバー宛バウムガルテン書簡 : Paul Mentzcke (Hrsg.) , Deutscher Liberalismus im Zeitalter Bismarcks. Eine politische Briefsammlung, II . Band, Bonn u. Leipzig 1926: Kurt Schroeder.

1877. 1.18, 3.30, 4.18, 11.4, 12.23

バウムガルテン宛ヴェーバー書簡 : Max Weber Gesamtausgabe, II / Bd.1 (Brief 1875-1886), Bd.2 (Brief 1887-1894) , Tübingen 2017: J.C.B. Mohr.

1884. 11.8, 11.27

1885. 7.14

1887. 4.25, 5.11/12

1887. 6.29, 9.30

1888. 3.13, 4.30, 6.25

1889. 5.30, 12.31

この年、ヴェーバーはベルリン大学で学位取得し、『中世における商事会社の歴史』を公刊する。

1891. 1.3, 2.15, 2.20

この年、ヴェーバーは教授資格取得論文『ローマ農業史』を公刊する。

1892.4.28,11.30

この間、『カール5世の歴史』第1巻1885、第2巻第1分冊1886、第2巻第2分冊1888、『カール5世とドイツ宗教改革』1889、『カール5世と1538年以来のカトリック教団』1891、『カール5世の歴史』第3巻1892、を刊行した。宗教改革時に在位したカール5世(1500-58,在位1519-1516)の治世をとり上げた同書第3巻序文には、宗派間対立の激化のことを意識して、次のように記されていた。「当時のわれわれの人民の発展は、誰かしら一人の人間の功績あるいは責任によるのではなく、強大な諸関係によって、全体的な世界状況、特殊ドイツ的事態によって、種々の勢力と方針の相互作用によって規定されていたこと、この点にわれわれが気付くならば、情熱的な告発によってわれわれの良心を和らげようとするは、他のものではありえなかった事態の経過として甘んじ、断念するであろう」(Hermann Baumgarten, Geschichte Karls V, Dritter Band, Stuttgart 1892: I.G. Gotta'sche Buchhandlung, VII - VIII)。バウムガルテンのこの所見を引用して、マルクスは、成熟した年代、そしてなほどうか労苦を尽くした年代の一種の「断念した様式」(eine resignierte Art)であり、バウムガルテンの以前の様式とはかけ離れていたと捉えた。その上で、次のように指摘した。「この場合ですら、かれを導いている、研究を“人生”に役立てる、という世代の憧憬が、ここでも貫かれている。そして、かれの宗教改革史の主導的な思想は、1850年代60年代の経験にかかわる琴線に明らかにふれ、当時のわれわれは、幾度もバウムガルテンの言葉を思い起こせるものだった。— その思想とは次のようであった。ドイツ国家(der deutsche Staat)は病んでいた。そのために、ドイツの本質にとって、国家の深く、高貴な内面的な努力もまた萎縮していた。国民(eine Nation)は、国民的国家、健全な国家の内部においてのみ健全なりうる」(Marcks, Einleitung, CXXVII)。『カール5世の歴史』第3巻の序文全12頁に、このように期待・展望を明記する箇所は見出しがたいが、本稿で対象とする『自己批判』、『国民論』の論調をふまえれば、マルクスが指摘するように捉えられるだろう。なお第3巻序文では、実証史学の先学としての敬意を根底に、「客観的政治」の立場を重んずるランケの事実認識にふれていた(Baumgarten, Geschichte Karls V, Dritter Band, XII)。そのランケは、かれの学統意識のなかでは、単に先学の一人という以上にその道の泰斗といえる位置を占めていた。とりわけダールマンとの対比におけるランケとの位置関係については、牧野、前掲書、p.66参照。

1893年68才のとき、シュトラスブルクで死去。

2) 南原繁「自由主義の批判的考察」(1928)『南原繁全集』第3巻(「自由と国家の理念」)岩波書店、1973、p.39、参照。同「政治原理としての自由主義の考察」『国家学会雑誌』第42号第10号、1928、参照。後者の論文で南原は、「吾人の主題とする政治原理としての自由主義は個人の価値と権利を形成するに急にして、国家は一の制度、機構としてのみ観られ、社会共同体其自身の客観的意義と秩序原理は定立せられぬのである」(p.272)と論じていた。自由主義が孕む脆弱性(課題)を指摘しているものとして着目したい。南原『政治理論史』東大出版、1962、p.226、も参照。本稿が中心的な対象とするバウムガルテンの「自由主義」自己批判も—南原の論文では事例として名指しされていないが—、この指摘の内容と同様の方向に位置づけられると考える。その点で、丸山眞男の「独逸理想主義」(カント、フィヒテ、ヘーゲル)についての「十九世紀以降欧州社会思想史—特に独逸を中心として—」(1946)での指摘は、よりバウムガルテンに即した内容にふれている。「独逸理想主義は近代精神の核心をなす『自由』の最も深い基礎づけであり、自由が何故に個人的恣意ではないかの問題、自由が社会的=国家的共同生活と何故矛盾しないかの問題、いな進んで自由と国家乃至社会生活との必然的索連を最も深遠な論理に於て説いた」(『丸山眞男話文集1』みすず書房、2008、pp.215-216)。丸山「日本における自由意識の形成と特質」(1947)『丸山眞男集』第3集、岩波書店、1995、pp.154-155。大局的にいえば、バウムガルテンの「自由主義」自己批判は、「深遠な論理」

ではなく、同時代史的事実に即しながら、「ドイツ自由主義」の脆弱性の認識とともに秩序形成志向の足跡を論証したのではないかと本稿は予想する。

3) バウムガルテンが論述している主な対象は、とくに 19 世紀ドイツであるが、その対象と部分的に重なる範囲を後に論述するマイネッケはその著『世界市民主義と国民国家』（1928）で、Nation と Volk の概念的区別について論じている（Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, FRIEDRICH MEINECKE WERKE, München 1969: R. Oldenbourg, 9. Auflage.）。前者は、「文化的共同体もしくは国家共同体から、一つの国民になることができるという感じが、無意識のうちにあるということは、興味ある事実である。すなわち、それは、一つには種族的＝言語的統一体をあらわすことばであり、また、一つには帝国に属するものの全体をあらわす言葉であった」。それに対して「人民（Volk）というものは、むしろ、勤勉な服従を宣言された受動的・植物的な存在のための表現であった」。ここに示されている用法は、本稿がとり上げるバウムガルテンの論説のなかの用法でも合致する事例もあれば、そうではない事例もある。「国民的帰属の感情」（*Gefühl der nationalen Zusammengehörigkeit*）が進歩したという場合には、合致する事例である。「われらはいかにして再び一つの国民になりしか」（*Wie wir wieder ein Volk geworden sind*）という場合の Volk は、後者の事例である。個別の諸領邦国家に属するというのではなく、人民が諸邦の全体を含む「帝国」に属するという意味で、一つの「国民」（Nation）となった、という意味である。「一つの」という冠詞によって意味が限定されることで、Volk の表記であるが、Nation としての規範的な意味を帯びてくる。このバウムガルテンの書名の用法は、本稿で後にふれる 1848 年 12 月「ドイツ国民の基本的権利」の第 1 条「ドイツ帝国を形成する邦の所属民からなる」という場合の「ドイツ国民」（*das deutsche Volk*）の用法に沿っている。バウムガルテンの論述に不統一な部分は見られるが、Volk は人民、民衆、Nation は国民として、基本的には訳語をさだめておく。注 31) のブーバー『1789 年以降ドイツ国制史』の所見も参照。

4) 飯田芳弘、前掲『想像のドイツ帝国』は、「統一の時代における国民形成と連邦国家建設」という副題が示すように「国民形成」に関する事実関係が主題的重さで論究されている。「何がドイツ連邦下での国民形成を進める原動力であったのか。それは、『国民的な一体感の強力な要素』である法の統一という全国制度の創設であった」（p.57）と指摘される。また、マイネッケの前掲書でも、民主的個人主義と貴族的個人主義にふれて、「個人主義の二つの方向は、ともに国民形成的なはたらきをすることができた」（Meinecke, S.9, 訳書、p.10）と記されている。「国民形成」（*Nationbildung*）がけっして自動的・自然的過程にとどまるのではないこと、一定の因果連関があることが、両者（飯田、マイネッケ）によって着目されている。その点で、政治教育史研究としてもまた貴重である。国民形成をもたらしことになるその対応が、国民形成ということを一直接的にせよ、媒介的にせよ— 明確に目的にする方法として意義づけられた措置かどうか、教育認識の研究としては重要な視点になる。

5) C. シュミット『政治的なものの概念』（田中浩・原田武雄訳）未来社、1970、pp.89-92、参照。本稿で着目するバウムガルテンの「自由主義」批判論は、シュミットの特徴づける 19 世紀ドイツ自由主義 — 「国家」及び「政治」を回避する「個人主義的自由主義」として特徴づけられる「前世紀の自由主義」（*Liberalismus des letzten Jahrhunderts*）— には該当しない。シュミットがとり上げる対象（ただし「前世紀の自由主義」と限定されてはいない）を、前世紀の自由主義者の一人に他ならないバウムガルテンは、シュミットとは違って、「自由」を擁護しつつ、当の対象を批判することになるであろう。本稿の直接的な課題ではないが、両者の異同を見極めることは、バウムガルテン・ヴェーバーの系列の性格づけを理解する意味で重要である。

6) わが国の先行研究では、望月幸男『近代ドイツの政治構造・プロイセン憲法紛争史研究 -』ミネルヴァ書房、1972、牧野雅彦『歴史主義の再建 — ヴェーバーにおける歴史と社会科学 —』日本評論社、2003、が『自己批判』をとり上げている。望月は、ドイツ進歩党の組織的解体（1866）以後、自由主義が「改良主義、

現実主義、国民主義の方向に流れを旋回した」ことの代表的的事例として『自己批判』を紹介している。同上、pp.163-167。牧野はトライチュケとの関連でとくに二つの視点から『自己批判』に着目している。一つは、プロイセンをドイツ統一の担い手として期待できると主張するトライチュケ「連邦国家と単一国家」(1864)との対比で、プロイセンの「内向きの消極的な政治」を告発するものとして(同上、p.60)、もう一つは、歴史研究の現代的意義に対する考え方の対比で、「自由主義的政治史家たちの政治的思考の問題」を指摘するものとして(同上、p.66)。トライチュケ批判については、注1)、42)も参照。

7) Wolfgang J.Mommsen, Max Weber und Die deutsche Politik 1890-1920, Tübingen 1974: J.C.B.Mohr, 2. Überarbeitete u. erweiterte Auflage, S.5, 12 (ヴォルフガング・J・モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1889-1920 I』安世舟、五十嵐一郎、田中浩訳、1993、未来社、p.30, 38)

8) モムゼン以前に、もっともはやくバウムガルテンからの「影響」を証言していたのは、ヴェーバーの夫人・マリアンネ・ヴェーバーである。「話好きなくせに孤独に追い込まれた学者は、あらゆる政治的事件について自分の甥にあたかも同年配の者に対するように意見を述べたいという欲求をおぼえ 80 年代の政治の動向を見て屢々おぼえる憤慨を甥の上におちまけた。疑もなく彼はその物の見方を通して甥に影響を与えていた」(マリアンネ・ヴェーバー『マックス・ヴェーバー』大久保和郎訳、みすず書房、1987 新装版 p.65)。政治教育認識上の関連はどうであったか。バウムガルテンの娘に宛てマックス・ヴェーバーが次のように証言していることを、マリアンネ夫人は紹介している。「今日私 [マックス・ヴェーバー] には、シュトラスブルクのあなたがたの家で受けたあの拭い去ることのできないほどの深い印象と人格形成的な倫理的感化、そしてその残したさまざまな影響のすべてを私の生涯から除いて考えることはできません。「あなたがたの家」にヘルマン・バウムガルテンがいる。この伯父がヴェーバーに与えた感化について、マリアンネは統一後ドイツ首相ビスマルク政治に対する批判であったと、次のように指摘している。かれ [伯父バウムガルテン] は「権力行使と国家の神化、およびその結果である軍国主義とが、単にドイツ人の人間としての精神性に危険をもたらすばかりではなく、さらになおプロイセン的性向がのさばり出すことによって政治の領域においても宿命的な誤謬がおかされているのを見た。…青年の甥 [マックス・ヴェーバー] はこの伯父の悲観論には賛同せず、絶えず伯父の心を引立てようとしていた。しかしビスマルクの政治に対する伯父の批判に彼は大幅に同意した」。同上書、pp.66-67。ドイツ政治にかかわって、「ドイツ人の人間としての精神性」の領域を問題としていた伯父にヴェーバーは大幅に同意していたという所見は、「政治教育」という言葉は用いていないが、ヴェーバーの政治教育認識の形成に関する重要な要因となったということを示している。モムゼンの研究が刊行された年、Adolf M.Berke は、ドイツ国民の広汎な政治的未成熟と、それに関連する職業政治家の要請、そして政治は医療や法曹のような「職業」でなければならないというバウムガルテン『自己批判』の所見をふれながら、若き日のヴェーバーの思考動機は、バウムガルテンの「大成した」立場に根ざしていると指摘している (Adolf M.Berke, *Einleitung, in: a., a., O., S.22*)。今野元は『マックス・ヴェーバー—ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯—』東大出版、2007、pp.20-22、において、伯父との出会いが「有意義な修練」になったこと、この伯父を含めてヴェーバー家に集う人々には共通項がある、として次のように指摘した。「1860 年代という激動の時代に、『自由』と『統一』という二つの理想を情熱的に追求しつつ、その双方を容易には実現できないという現実を直視し、それぞれの道を模索したという点である。少年ヴェーバーはこのような人々に囲まれて、個々の状況認識はかならずしも共有しなかったにしても、理想と現実との間で真摯に苦悩する態度を忠実に継承した」(p.21)。この指摘は、バウムガルテンとヴェーバーに限定してふれられたものではないが、本稿が教育認識に中心的に限定して論証する方向 (1860 年代) を示す所見として貴重である。

9) 「ドイツ自由主義」に関するバウムガルテンの自己批判論との関連において、ヴェーバー (W) を位置づ

けるということは、バウムガルテンの認識するところのドイツ自由主義 (a) と W との関連とともに、その認識から一応切り離された、ドイツ自由主義そのもの (b) と W と関連づけることが、はたして妥当であるかどうかの問題になる。(a) に関して。Adolf M. Berke は、バウムガルテンの『ドイツ自由主義 — 一つの自己批判 —』が大きな歴史的な文脈では「1848年の挫折以後、パウロ教会会議での“理想主義”から、ビスマルク時代の“現実主義”にいたる、穏健な自由主義の概念変化のありようを刻むものである」と指摘していた。Adolf M. Berke, *Einleitung*, in: a., a., O., S.14. この点は、本稿の全体を通じて検証されねばならないが、両面の契機を含むバウムガルテンの立場を把握するものとして適切と考える。(b) に関して。クリス・ソーンヒルは『現代ドイツの政治思想家 — ウェーバーからルーマンまで —』安世舟、永井健晴、安章浩訳、岩波書店、2004、において、「ドイツの自由主義者たちには、国家を、契約に基づく団体ないしは代表団体としてではなく、自由主義的成功の前提条件として見る傾向があった。このことを完全に例証しているのは、マックス・ウェーバーである」(pp.21-22)と指摘している。ここでは直接に自由主義者バウムガルテンに言及しているのではないが、両者の思想関係を辿ることが一定の系譜として跡づけられることを意味する。その場合、「自由」と「国家」との関連構造が注意されることを示唆するという点で、本稿は支持する。この関連構造の点で、魅力的な副題の佐野誠『ヴェーバーとリベラリズム — 自由の精神と国家の形 —』勁草書房、2007、も着目される。自由主義の諸局面を「価値自由」論、「心情倫理と責任倫理」論、「官僚制」論等において検証している。教育認識の問題は本書の本文では考察の外に置かれ、本書の結論で、「リベラリズムの思考を象徴する」ものとして「責任倫理的思考」の内実にかかわると指摘される。ヴェーバーを自由主義の系譜に位置づけるという点で、笹倉秀夫の研究も貴重である。注12) 参照。

このようにヴェーバーを「自由主義」の系譜に位置づける先行研究とともに、ヴェーバー政治教育思想に理解を示しているヘニスの研究も、ここで見落とせない。かれはヴェーバーを「自由主義者」として捉えることに一定の理由を見出しつつも、その見解を — 一方でマキャヴェリ、ルソー、トクヴィルの系譜にヴェーバーは位置づけられると指摘しつつ — 批判的に検討している。Wilhelm Hennis, *Max Webers Fragestellung*, Tübingen 1987: J.C.B. Mohr (ヴィルヘルム・ヘニス『マックス・ヴェーバーの問題設定』雀部幸隆・嘉目克彦・豊田謙二・勝又正直訳、恒星社厚生閣、1991)。その観点からすると、ヴェーバーとバウムガルテンとの関連に着目して、自由主義を共通項として把握する本稿のアプローチには、なにほどこか疑義を伴うかもしれない。

10) Dirlk Kaesler, *Max Weber. Preuße, Denker, Muttersohn*, München 2014: C.H. Beck, ケースラーは、バウムガルテンがヴェーバーに与えた根本動機として三つあげている。第一に、国民的なものへの志向、第二に、ドイツ市民の歴史的任務もしくは役割について、そして第三に、「教え」(Belehrung) に対する情熱、である。第一について、ケースラーは、次のように記している。家の談話で、のみならず、シュトラスブルク大学の講義室での聴衆として、「ヴェーバーがシュトラスブルク時代において伯父から国民的愛国的パトスによって感銘をうけなかったわけではなかったけれど、ヘルマン・バウムガルテンの歴史理解と後のヴェーバーの歴史理解との間には深い断絶が現れていたことは明らかにされるべきである。バウムガルテンは、みずからの甥に対して、考えられるかぎりまったく逆の意味において、歴史学を現代に活用することを試みた。こうした学問理解は、かれは核心において自身が讚美した教師・ゲルヴィヌスからひき継いだものであったが、確実に歴史家としての根本的職業観にとって規定して続けていた。まさにヘルマン・バウムガルテンが、かつての友人ハインリヒ・フォン・トライチュケの書籍『19世紀ドイツ史』について肯定的に強調したことは、バウムガルテンという歴史的著者にあてはまる。『トライチュケは明確な主体性 (Subjektivität) で語っている。[かれは] 新ドイツ、あるいはむしろ新プロイセンの素晴らしさを、躍動する高揚感で告げている。歴史はかれ [トライチュケ] にとって目的ではなくて、手段なのである。この

著書は、現代に対するある特定の見方を、熱烈に読者に得させる。」(S.236)。第三について、ケースラーは次のように述べている。そのパトスは「政治的論文のみならず、大学での講義においても貫かれ、マックス・ヴェーバーに対して、あるモデルを提示したであろう。たとえば、1919年の『職業としての学問』に関する講演と論文において、ヴェーバーはそのモデルから鋭く距離を置いている。バウムガルテンは、みずからの講義と演習において、つねに高度の歴史的判断と、それを用いた政治的判断を教育することを試みた。かれは、熟考することを刺激した。思慮深い正義にむけて警告した。しかしながら、最後には、自己の本性の全エネルギーを尽くした。バウムガルテンのこうした観念は、核心においては、ゲルヴィヌスからうけ継いだものであり、それにしたがえば学問は人生に役立てなければならず、学者は時代の必要性のため、国民の啓発のために活動しなければならないとするものであるが、それは、ヴェーバーの学者としての態度決定と際だって対照をなしている」(S.237)。ここにふれられているバウムガルテンの動機は、ケースラーによればヴェーバーに鮮烈な印象を与えるものであるが、その場合、ヴェーバーに対して距離(非連続性)を確保するような形で働いたとする。本稿の論究では、主たる対象とするバウムガルテンがどのように事実判断、事実確定にかかわって記述しているか、どのように政策的提言等として実践的価値判断を示しているか、そしてどのようにこの両者を自覚的に識別しているか、という点に留意したい。注42)参照。なお、このことはバウムガルテンからヴェーバーへの継承関係の問題にとどまらず、19世紀ドイツ自由主義の「没落」にかかわる問題にもふれる。注48)参照。

11) C.F.Menger, *Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit*, Heidelberg 1988; C.F.Müller, 6. durchges. Aufl. (C.F. メンガー『ドイツ憲法思想史』石川敏行訳、1988、世界思想社)。F・ハルトゥング『ドイツ国制史—15世紀から現代まで—』成瀬治・坂井栄八郎訳、岩波書店、第10章第37節「1806年以降の国制は発展の主要な方向」参照。「立憲思想と諸邦分立主義とのこのもつれ合いの中にこそ、1806年以降のドイツ国制の発展の特異性と難渋さの根源がある。立憲的自由を経ての単純な道を通っては、国民的統一は見出されなかった。個別諸邦が乗り越えがたい障害となって道をふさいでいたからである。それが1848-49年の経験であった」(ハルトゥング、同上、p.240)。難渋するその課題に対して、どう教育が要請されるか、が問われる。この課題にむき合ったバウムガルテンの「政治教育」認識を本稿は究明する。

12) 笹倉秀夫『政治の発見—マキャヴェッリ・ヘーゲル・ヴェーバー—』東大出版、2012。「ヘーゲルは、近代社会の条件として、およびドイツの現状を打開するための道として、個人の自由・自立とともに強固な統合国家を重視した」(p.161)と笹倉は指摘し、その観点から「ドイツ国制論」を分析対象の一つとする。その上で、ヴェーバーの主張した民主主義もまた、「その根底においては、19世紀ドイツ自由主義の精神構造、とりわけその「国民主義」に深く規定されていたのである」(p.312, 傍点は笹倉)と結論づけていた。本稿は、この笹倉の所見を支持する。その上で、ヘーゲルとヴェーバーを媒介するものとして19世紀「ドイツ自由主義」の担い手としてバウムガルテンを位置づけ、政治教育認識の継承関係に焦点化する。

2

13) 篠原助市『欧州教育思想史』上巻、創元社、1950、pp.471-507、参照。篠原は同書で、18世紀の先行研究としてタウロー(Gustav Thaulow, 1817-1883)の書をあげている。Hegels Ansichten über Erziehung und Unterricht. 1853. 注41)も参照。1808年着任したニュルンベルク中等教育機関ギムナジウムの校長としてのヘーゲルの講話の記録内容に、われわれは個別案件に対する具体的教育意見を把握できる。G.W.F.Hegel, *Gymnasialreden*, in: *Werke in 20 Bänden*, Bd.4, Frankfurt am Main 1970; Suhrkamp, S.365(「1813年9月2日のギムナジウムおよび実科高校終業式での式辞」における「人文研究」の意義について。『ヘーゲル教育論集』上妻精編訳、国文社、1988)また、『法の哲学』(1821)に、

「家族」「市民社会」とともに「国家の活動」との関連で、哲学大系における「教育」の位置づけ (§ 278) を把握できる。あるいは大学講義のテキストとして著された『哲学諸学のエンツェクロペディー』(初版 1817) の構成において、どのような「教育」上の配慮が認められるか、検証できるだろう。さらに、個人の成長において、あるいは人類の歴史において、人間の「意識」が「反省」する—「他となる」媒介する—経験によって、人倫的世界(とりわけ「国家」と関係しながら、どのようにより高次の存在に到達するかという「遍歴」プロセスにかかわる、一種の“Bildung”論にも着目できる。このプロセスの場合、その「道程の長さを耐え忍ぶ」(傍点は、原語斜体)ことを含めて、各人は、意図的に作為(行為)するという主体的契機をもって、どう自己自身を形成するか、という教育の主題を含んでいる。G.W.F.Hegel, *Phänomenologie des Gestes*, Werke in 20 Bänden, Bd.3, Frankfurt am Main 1986: Suhrkamp, S.33, (『精神の現象学 上』ヘーゲル全集、第4巻、金子武蔵訳、岩波書店、1971、p.28)。

14) G.W.F.Hegel, *Die deutsche Verfassung, 1800-1802*, in : Werke in 20 Bänden, Bd.1, Frankfurt am Main 1986: Suhrkamp (Werke1). 本文書は、未刊の遺稿であり、「ドイツ国制論」というタイトルもヘーゲル自身によるものではない。邦語への翻訳は「ドイツ憲法論」という名称で『ヘーゲル政治論集 上』金子武蔵訳、岩波書店、1967、に収録されている。

15) G.W.F.Hegel, *Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahr 1815 und 1816*, in : Werke in 20 Bänden, Bd.4, Frankfurt am Main 1986: Suhrkamp, S.582, 591 (『ヘーゲル政治論集 下』上妻精訳、岩波書店、1967、p.159, 171)。「ドイツ国制論」で示した問題意識をふまえて、ヴュルテンブルクの憲法争議という個別具体的な案件を論じている。笹倉秀夫、前掲書、第二部第5章第1節、参照。

16) フランツ・ローゼンツヴァイク『ヘーゲルと国家』村岡晋一・橋本由美子訳、作品社、2015、p.120。「過去既成の事実のみを意味するのでは決してなく、過去を負ふと共に未来を孕む現在をさして居る」という金子武蔵の指摘も、ローゼンツヴァイクのそれと同じ趣旨を示している。『ヘーゲルの国家観』岩波書店、1944、p.182。

17) 先行研究によれば、1893年刊本が最初である。G.W.F.Hegel, *Kritik der Verfassung Deutschlands (1800/01)*. Aus dem handschriftlichen Nachlasse des Verfassers, herausgegeben von Georg Mollat. Kassel 1893. 帝国議会改革議案の一つとして紹介された。早瀬明「ヘーゲル著『ドイツ国制論』訳と註(1)」『研究論叢』京都外国語大学、82号、2013。より一般には、*Sämtliche Werke Band VII : Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie*, Herausgegeben von Georg Lassen, Leipzig 1913: Felix Meiner、によって *Die Verfassung Deutschlands* という標題とともに紹介された。

3

18) Dirk Kaesler, a., a., O., S.233.

19) 『自己批判』において、バウムガルテンが表記する「われわれ」という主語は、次のように大別できる。

1. 国民としての資質を身につけ統一されるべき「われわれ」。プロイセンおよび、中規模諸邦、小諸邦に属する人々。諸邦分立状態ではなく、統合されるべきドイツ人の意味。ルター派諸侯の政治のもとで、「われわれ国民的存在」を失っていると認識される。かつての「神聖ローマ帝国」の人々に重なる。ただしこの場合には、オーストリアは除かれている。2. 大学教授としての「われわれ」。とくに歴史学者としての「われわれ」。ゲルヴィヌスらの先行者が存在する。どのような方法で政治行動にコミットするか、という問題に注意している (Selbstkritik, S.152-153)。3. ドイツ自由主義者としての「われわれ」。政権批判を本務とする思考習慣を固定的に身につけていると慨嘆せざるをえない。(Ebd., S.92)。なお、プロイセン人

民を指す場合は、die Preußen と明確に記している。「私」を主語している部分が二例ある。自己批判する「私」の自覚 (Ebd.,S.213)。そして、政治の行為主体を指している場合の「私」 (Ebd.,S.188f.)。後者の「私」については、後注 50) 参照。

20)1856 年 10 月王弟の摂政就任以降「新時代」が始まり、「自由主義」者が多数内閣に入る。その陣容については、望田、前掲『近代ドイツに政治構造』p.88、参照。衆議院における自由主義者の反対活動の経緯 (1861 年 11 月衆議院選挙では、圧倒的勝利し、その三派のうち多数派が進歩党で第 1 党)、国王 (1861 年 1 月以降ウイリアム 1 世) の対応、1862 年ビスマルク内閣の成立、等の詳細については、前田光夫『プロイセン憲法争議研究』風間書房、1980、参照。

21)H.A. ヴィンクラーは『自由と統一への長い道 — ドイツ近現代史 1789-1933 年 — 』2008、昭和堂、において、自由主義者ロッハウ (Ludwig v.Rochau,1810-1873)『現実政治の諸原則 — ドイツの国家状態への適用 — 』(1853) にふれ、「支配することは権力を行使することであり、権力は権力を有している者だけが行使できる。権力と支配とはこのように密接に関係しており、この関係こそがあらゆる政治の根本真理」である、「オーストリアは没落しないためにはプロイセンを強大にさせてはならない。これこそが現実であり、…」とするロッハウの言葉を引用し、その見解の成り立ちを次のように説明している。「1848 年革命の挫折が、現在および未来についていかなる政治的結果をもたらしているかを明確にしようとする目的からなされた自己批判であった」(pp.146-147)。「支配する」ことを政治の本質とするバウムガルテンの場合も — ヴィンクラーはこの箇所では言及してはいないが — このロッハウと同様の現実感覚を国民議会の「挫折」の経験から獲得したであろう。他方で、国民議会は「挫折」であっても、「自由」な公共的討議の重要性を感得させる意義もあったことは、この『自己批判』でも『国民論』でもかれ自身も強調していたことは、かれの両面的な思考様式として特徴づけられる。

22) この「学問と政治」の混同について、牧野雅彦の次の指摘は大いに傾聴に値する。それは、ランケ『政治問答』の「歴史と政治の類似と相違について」が示している問題意識に通じ合うとともに、バウムガルテンが「1866 年の時点ですでにリベラルな政治学=政治史学派の根底にある方法的な難点に気づいていたのである。しかしながらこうした認識は 1866 年当時にはおそらく少数派にとどまっていたし、帝国統一の後にも事情はかわることがなかったように思われる」。牧野、注 1) の前掲『歴史主義の再建』p.68。

23) 飯田、前掲書、p.84。H.A. ヴィンクラー、前掲書、p.183。

24)F. ハルトゥング『ドイツ国制史』成瀬治、坂井栄八郎訳、岩波書店、1980、pp.258-265。なお、シュターデルマン『1848 年ドイツ革命史』大内宏一訳、創文社 (原著:1948 年)、p.190、では、パウロ教会の姿を「老婆たちの集会」と呼んだカール・マルクスと対比させ、「観念から現実に通ずる道を求めて、しかも見出すことができないというドイツ理想主義の悲劇」が演じられたと評した。

25)「道徳的征服」の理念を自由主義者たちは、みずからの主張に沿うものとしてうけとめた。前田、前掲書、pp.105-107。

26) 本書 (本文 S.249-316) は、序文を置かない『自己批判』と異なって、長文の序文 (9 頁) が記されている。第二版の刊行 (1870 年 11 月) に際して初版 (1870 年 8-9 月) について、加筆修正をと思ったが、できなかったという断りの後、むしろ本文の内容にかかわる部分が、この序文に付加されている。ドイツ国内での南部 (オーストリア・フランスの影響を受けていた諸邦) の位置にふれた成果の確認である。かれは以下のように記述している。

「私が主張したことは、この戦争は、南部にとって、南部において、これほどまで大きな驚きをもたらしたところは他にない、ということである。いつの日か後世の史家が、1870 年という年月を、それを見聞していない人々に対してイメージを与えるという、羨望すべき課題を追求するとすれば、1870 年のもっ

とも重要な結果のなかで、私がおそらく際立たせるであろうことは、次のことである。その出来事によって、ドイツ南部にとっては、まったく新しい生が獲得されるということである。ドイツ北部は — 後世の史家がひょっとしてそういうであろうが — 長い間、確実な発展を享受してきた。とくに 1866 年 [普墺戦争] 以来北部にとっては、大きな将来は、ほとんど確実になった。けれども南部にとって、思わしくなかった。南部は、数世紀以来、ドイツ組織の重要な構成要素を、他の要素の後に失った。…強大なフランスとますます異国となったオーストリアとの間には挟まれながら、ある時は一方の国によって、ある時は他方の国によって、軍事的あるいは道徳的な侵略に恐れ、害を与えられながら、今日ではウィーンの後啓蒙主義、明日にはパリの軽薄にひき渡されながら、南ドイツは健全に発展できる本質的に物質的、精神的な諸前提を欠落させたのだった。どんなにかしばしば、フランス国軍は南部ドイツの美しい地方を破壊的に進軍してきたか、どんなにか重大にハプスブルクの圧迫影響を南部はうけたことか！現代世界は大きな震撼を経験したので、ドイツ南部は戦争の波が破壊的に押し寄せるということを南部は確信していた。そしてもしも平和が訪れた場合でも、南部ドイツにとっては立ち上がる力はやももち合わせず、阻害し、傷を広げる競争関係が存在した」(Volk,S.242f.)。

こうした南部(バイエルン、ヴェルテンブルク、バーデン、ヘッセン)に関する厳しい状況をふまえて、バウムガルテンは、普墺戦争(1866)と普仏戦争(1870)の経過にふれて次のように記した。「こうしたカオスから、無惨な結果から導かれる道はどこにあったか?…戦争がフランスにむかうライン川を越えて突き進み、そしてあらゆるドイツの地域の子どもたちは高名な旗にしたがった。故郷に残された人々は勝利に歓喜の声をあげながら戦争犠牲者に関する苦しみの中で、大きな家族のように、愛の感情と感覚を通じてまとまった。その時、イザール川流域とネッカー川流域の住民と、エルベ川流域とオーダー川流域の住民を、非常に確固とした紐帯(ein so festes Band)が結びつけることになった。その結果、特別な利益に対する考慮も、古い対立の気むずかし思い出も、この紐帯をもはや打ち破ることはできなかった。不快な震動から脱して、南部は、たちまち新しいドイツの確固とした基礎に転ずるのを見た。その新しい名声と幸福から、南部にはかなり部分の行為と喜びが、いまや再び生まれた。数世紀以来抑圧され、萎縮していた能力(Kräfte)は、偉大な健全な国家生活と堅実な発展の深い基礎に移植されるやいなや、新たに開化した」(Ebd.,S.244f.)。

「謙虚さ(Bescheidenheit)ということが、今以上に大きな必要なものはない」(Ebd.,S.242)と記していたように、かれはけっして大言壮語の弁を述べているわけではない。抑制された調子である。しかし、『自己批判』に示されていたような憂鬱な調子は、ここにはうかがえない。冷静にふり返りつつ、「確固とした紐帯」を確保できたという安堵感をうかがわせる。こうした序文の内容に沿う形で、本文においても、現時点での成果が確認される。かれは、次のように冒頭に記している。

「この偉大な時代に、ドイツ人民(das deutsche Volk)はわれわれの目の前で — われわれのあらゆる希望にまさる — 統一と権力へと立ち上がった。ドイツ人全体は、その同じ感覚と決心と行動によって、ひょっとしたら始めてドイツ人全体が存在して以来、内面的に結び付いていると感じた。そして、あの一撃[普仏戦争の開始]がすべてのドイツの心を動かし、ドイツ人である(deutsch zu sein)という誇りの意識が、それ以外のあらゆる感動を押しやった。こうした偉大な時代に、われわれの眼差しは、これほど素晴らしい現象の原因を探し求める。その現象をまさにその核心で把握するためであり、その意義を十分に解明するためである。

こうした必要は、種々の道程において満足させるだろう。信心深い感情は、感謝する心で、上方に向け、この数週間を世界的指導者の素晴らしい作業と捉える。他の人々は、プロイセンの軍隊とその制度の卓越を賞賛する。他の人々は、若いバイエルン国の愛国的な決断を賞賛する。他の人々は、フランス皇帝の幸

運に満ちた誤算を賞賛する。けれども、どこを見てもつねに重要なことは、ドイツ国民生活 (Leben des deutschen Volkes) に対する大きな眼差しである。諸国民の歴史を偶然の戯れであると認めることができないのではなく、今日の出来事を昨日のそれと結びつけ、人民 (Volk) が毎日経験することをみずからの内的自然に結びつけるにちがいない人は誰でも、われわれすべての心を満たす素晴らしい出来事を、われわれ国民 (Nation) の長い間先行した苦勞と努力との成果と達成と見る」(Ebd.,S.249f.)。

「ドイツであるという誇りの意識」を形成することができた、その苦勞と努力は、先行する出来事を人びとに想起させる。1813年の対ナポレオン戦争である(Ebd.,S.250)。そのことにふれた後、バウムガルテンは、次のように問いかける。

「いかにして、力強く完璧に賞賛されるフランスは、一夜にして、われわれに打撃のもとで打ち砕かれたか？

もし諸国民あるいは人間が何かしら偉大なことを成し遂げる場合には、つねになにかしら不可思議であり、説明しがたいものが存在する。たしかに幾分については、われわれは、その不可思議なものが成長する萌芽を解明することができる。ドイツ人が過去数世紀で経験したこと一切の[悲惨な]出来事の後では、われわれが今みているような、1870年のこの年に[国家統一にむけた]転換が、いかに生じなければならなかったか、その点を立証できる研究も、著作もないだろう。なるほどわれわれの過去をふり返って見れば多くのことを[学問的に]説明できる。[その場合]とりわけわれわれが時代の重要な出来事をまったく偽って説明するという事態を妨げることができる。しかし他方[政治的には]、その偉大な出来事を正しく評価することともに、その偉大な出来事の強大な影響力について明確な意識によって可能なかぎり徹底的に探究すること、そのことは誰も怠ることはできない義務である。というのも、大きな感動の時代はいつの時代でも短期的であるからであり、今われわれすべてを高める素晴らしい躍進の方向に、必然的な弛緩が導かれる場合、われわれの間に、兵器が準備するものを平和裡に成し遂げるという、落ちついた洞察がなければならないからである」(Ebd.,S.250f.)。

出来事の成果を素朴に喜ぶというのではなく、安堵感とともに、いかにして可能になったかという問いかけが、実践的な探求関心とともに、ここに示されている。

27) シラー「美的教育論」についてバウムガルテンは、非政治的な価値領域を主張したものとして問題にしている。こうしたかれの認識とは別に、近年においては、美的教育論(第27書簡)の「美だけが人間に社会的性格を与えることができます。…美的伝達のみが社会を統一します」等の所見に「美的国家論」の構想などに政治的意義を見出す研究が蓄積されている。J.ハーバーマス『近代の哲学的ディスクール I』三島憲一・饒田収・木前利秋・大貫敦子訳、1990、その他。「自由主義」自己批判論が刊行された頃、Schillers sämtlich Werke, 11.12. Band, Stuttgart 1869: I. G. Gotta'sche Buchhandlung が刊行され、その文献(合本)12巻103頁に該当の記述はあるが、バウムガルテンはこの「美的国家」の構想については言及していない。

28) Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Band II: Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830 bis 1850, Stuttgart 1960: W. Kohlhammer, S. 392f.

29) ケースラーは、前掲書で次のように指摘していた。「バウムガルテンの歴史概念にあっては、偉大な歴史人物が運命を導く人として、歴史的規定の実行体 (Vollzugsorgane) として、本質的役割を果たしている。よりささやかなスケールであるけれども、ヘーゲルの世界精神の力強い執行者と似ていないことはない。民族の魂あるいは、国民の本質もまた— この場合には、ドイツ的であるが— 本質的に歴史過程の推進力なのである」。D. Kaesler, a., a., O., S. 236. ケースラーのこの指摘は、バウムガルテンが『国民論』でいう「国家形成力」「精神形成力」の概念にも近似する。かれのこの歴史的形成物の概念が、ケースラーが指

摘するように－ヴェーバーの方法論から隔たる形で－目的志向性をもった「目的論」(Teleologie)の支配(Ebd.,S.235)として捉えられるかどうかは、別である。それらの形成物は、－バウムガルテンの歴史認識において－超個人的な実体ではなく、諸個人の行為とその組織的努力の表出として、われわれは把握すべきである。

30) 1878年5月30日、ヴェーバーに宛ててバウムガルテンは次のように記した。「何年も前から、良好なことは期待していません。私たちは、今日、非政治的な人民(ein unpolitisches Volk)なのです。いつもそうであったようにです。12年前、私たちは数ヶ月遅れて来たのでした [1866年ビスマルクの外交政策上の成果の後に、自由主義者たちはこの新しい指導者の政治に与した。・注記を参照] そのことで酷い目に遇いました。国内政治に関するビスマルク正当な評価において、私たちはもっと何年も前に評価すべきだったと、私は思います。遅れたことでさらに酷い仕打ちにならないことを願います！かれがいないならば、事態は以前よりは悪くなるでしょう。しかし、将来よりも、現状の方がなおましでしょう。時の経過とともに、そのような悲惨を人々は冷静に見つめるでしょう。この悲観的な見方も、25年前をふり返ってみれば、陽気にもなるでしょう。たった一つの点で、当時と比較して悪く後退しているのですが。国民生活の道徳的基礎です。それはあまりにも揺らいでいますので、人々の気がかりです。帝国議会は教会について、ついに話題にしていました。もちろん教会だけにながしかはおこなうことはできます。けれども、教会はどこにありますか?…」Paul Mentzcke (Hrsg.) ,Deutscher Liberalismus im Zeitalter Bismarcks.Eine politische Briefsammlung, II .Band,Bonn u.Leipzig1926:Kurt Schroeder,S.194f. ランケの弟子で、同世代のよき理解者ジーベル(1817-1895)に宛て、バウムガルテンは1873年に次のように伝えている。「国民的建設という第一の課題が解決された後に、私たちは重要な第二の課題の前に直面していると、私は思います。すなわち、私たちの宗教的基礎を確立すること、正統説が32年来 [1841年のケルン紛争解決] 策略と権力で遂行してきたものを除去しなければならないこと、私たちの精神的存在の核心を精錬することです。そして思いますのは、こうした課題をビスマルクは解決することも、支援することさえしないだろう、ということです」(Ebd., S.72.)。「国民生活の道徳的基礎」を確立すること、「私たちの精神的存在の核心を精錬する」という課題は、統一ドイツという国制は形式的には成立したものの、その国制を構成する国民の形成という実質的な内容を指すであろう。教会の力をかれは期待してはいない。世俗の国民意識にかかわるその課題解決にむけたビスマルクに対する失望の念を明らかにしている。1880年7月21日、同じくジーベルに宛てて、現状に対する危惧の念とともに、「1848年の歴史」について学問的にふり返っていただきたい、と次のように促している。「外の世界はますます病的になると、私は怖れています。私たちみな信じていた有能な医師自身が病に犯されているので、どうして私たちが健康でありえようか。したがって、私は、あなたが今後、活動的な政治に対して背をむけて、再び学問のために過ごそうとされることを、心から喜んでいます。…、あなたは今もう一度、重要な任務につかなければならないと、私は思うのです。したがって、私はペルテス [出版人] に次のように書かせていただきました。なんとしても、あなた [ジーベル] が1848年の歴史 [フランフルト国民議会] を書くようにしていただきたい、と。[私のお願いに対するペルテスの] 返答は、あなたがそのお気持ちがあり次第、自分はただちにあなた [ジーベル] のもとにうかがいます、とのことでした。この歴史書を本当に必要なものと思うのです。まず私が危惧しますのは、1840年 [プロイセンのウィルヘルム4世即位] から48年の保守的な愚行の別種の再来ではないか、ということ。もう一つは、危惧するところは、急進主義者の愚行の無限に悪化した改訂版ではないか、ということ。ビスマルクは、こうした方向にまさに道を開いたのです。普通選挙権と、かれの強力で迷いのない政策の数多くの文書とによってです。1848年のよき歴史 [書] は、なるほどこうした事態を防ぐことにならないでしょうが、しかし書籍がそもそもできるかぎりでは、その事態を和らげることはできるでしょう。(もっ

とも重要なことは、もちろん困難な試練の時期を通過しなければならないでしょう。私たちに免除されません)。しかし、それにしてもあなた以外に、いったい誰がこの歴史書を巧みに書くことができますか？ ひょっとして、あなたは 1840 年から 48 年までの愚行の再来ということを笑うかもしれませんね。ところがここ [帝国直轄領となったアルザス＝ロートリンゲン] では、私たちはまさにその只中なのです。マントイフェル氏 [アルザス＝ロートリンゲン州総督] は、折にふれて告白しているように、ドイツ皇帝ウィルヘルムのたんなる下士官であるとともに、フリードリヒ・ウィルヘルム 4 世の政治の賛嘆される弟子なのです。マントイフェル氏は、その場合、あまりにも空想的です。自分の手本 [皇帝] が大きな案件に対して禍をひき起こしたのと同じぐらい多く、小さな案件に関して禍をひき起こしました。この方 [マントイフェル氏] は、かつて重要なことをいかに外交官として行ったか、私には理解できません。といますのも、政策的な判断力ということ以上に、もっとも素朴な対応術に対しても、罪を犯したのです。かれが自己の仕事を首尾よく実施していると、ベルリンの人々は信じて思っています。そして、卓越した知性のある私たちの意見を拒否しています。ですから、私たちは、空想的な政策という杯で最後の一滴まで飲み尽くさねばならないでしょう。フランス人の最高の喜びと有利のためにです」(Ebd.,S.332f.)。普通選挙法導入に関する懐疑については、後の書簡で明らかにされる。ここでは 1848 年の出来事的重要性とともに、現実状況に対する的確な対応の必要性の認識が示されていることに着目したい。マントイフェルは、神と国王に対する献身こそ義務とする神権原理の信奉者で、「新時代」には軍事内局長を歴任、ビスマルクのプロイセン首相就任後は、外交官として除外された。望月、前掲書、p.100。フランスとの係争地であったという現実の状況感覚を、バウムガルテンは期待している。ドイツ統一後のビスマルクの普通選挙法導入、文化闘争、社会主義鎮圧といった諸政策に対しても、バウムガルテンは後、1881 年 3 月 29 日付書簡でにジーベルには鋭く批判的に語っている。「自由な市民」を擁護する一方で、内政、とりわけ大衆の熱狂にむけた「扇動」(Demagogie) 状況が出現に対する厳しい批判が展開している。「私のビスマルクに対する主要な批判が、ビスマルクが自由を破壊しているという点にむけられていると、あなたがもしもお考えならば、それは誤解です。私は、自由主義的な懐疑であるよりはむしろ保守主義的な懐疑を抱いているのです。そもそも事態を党派的な立場ではなく、まさに私たちのドイツ発展の全体そのものとして注視しています。かれの内政は、多くの点で常に疑わしいのですが、ますます破壊的になることを、私は見出さなければなりません。かれの外交的については、素晴らしく、賛嘆するに値することでしたし、今もそうであるのと対照的です。かれだけが私たちに普通選挙権という呪詛を与えました。それによって、明らかにかれは、まさに扇動的なデマゴグとしてふる舞うことを理解しています。そのことは、かれの後継者の間で、最大の不幸を生ざるをえないでしょう。この制度がもたらす破壊性について、あなたも以前から少なくとも私に同意してくださるでしょう。ビスマルクが存在しなかったとするならば、1878 年夏の雰囲気は、この最悪の弊害から私たちを解放することに利用されたことと思います。しかし、その解放する試みさえおこなわれなかったわけです。そして第二の不幸は教皇至上主義の力ですが、[普通選挙法と] 同様に、その不幸はビスマルクのせいです。かれは 1871 年ローマ教皇との闘争に着手しましたが、それは必然的でした。かれが闘争を始めた熱情的で激しいその方法は私たちにとって破滅的なものとなりました。ただかれの方法のみが、聖職者たちに以下のことを可能にさせたからです。すなわち、大衆の狂信を呼び起こすことを可能にし、そして、かれによって与えられた普通選挙法はかれら [聖職者たち] に対して、政治領域において畏敬すべき地位 — 聖職者たちが今日所有していて、私たちが生きているかぎり保持するであろう地位ですが、その地位を占めることを可能にしたのです。…すでにおよそ 7 年前から私たちの国内政治に対するビスマルクの影響について、今日と同様であると考えてきました。毎年、私の見方は強まってきています。…ビスマルクは関税問題の冷静な落ち着きを当初より激しく攻撃し、大衆の情熱に訴えかけました。その

結果、私たちは今日経済的対立によって、かつてそうであった以上にひき裂かれているのです。そのような状態の問題性を認識すること、有能な政治家の優越性によって、その熱情を和らげるように導くことは、遠退いてしまいました。ビスマルクはその「大衆の情熱」炎にますます強く吹きつけ、一面的な傾向性をますます度を過ぎて推し進めたのです。…過去数週間のうちに私たちが経験した暴力行為の最たるものでした。すなわち、もはや何の疑いももたない暴力行為に直接王冠を傷つけ、それによって、君主の名声を深刻に危うくしたのです。そしてドイツ国民にとって、そのこと以上に危険なことはなかったとなかったと、私には思われました。もしも私たちが両極の間で振り回されるラテン系民族の運命「共和制と王政制を繰り返したフランス」に陥るとすれば、そもそも存在する最悪のことですが、そうした場合には、本質的にビスマルクの所業のためでしょう。かれの際限のない権力が示す破壊的な作用は、至る所に感じますが、私たちに襲いかかっている信じがたい社会主義に対するものが、とりわけそうです。誰にも明らかだと思いますが、かれの権力を揺るがせるものはどこにもありませんし、すべての状況に対するかれの権力が、強力で直接的な作用を行使しています。ですので、世知に長けた御仁であれば、無条件に権力の前に土下座する始末です。旗が成功を約束する場合、私は危惧するのところが成功を旗が約束するであるような場合、数年の後、かれらの多くは、ひょっとして同様に急進的な旗に喜んで従うでしょう。私たちが急進主義に追い遣るように思われます。ビスマルクの敵意と独自の政治思想の脆弱さによって、自由な市民は政治的ファクターとして踏み倒されることでしょう。そして、大所有者と欲望をもった大衆とがむき合うことになるでしょう。われわれドイツの貴族の政治的精神的な無能さと経済音痴の傾向にもかかわらず、素晴らしい繁栄することでしょう。ただし、ビスマルクによって用意された装置によって、大衆扇動がすくなくとも一時的には支配者にならないかぎりはのことですが。…」Paul Mentzcke(Hrsg.), a.,a.,0.,S. 377-379. この書簡のはじめに「保守主義的な懐疑を抱いている」とかれは書いているが、その真意は、大衆扇動するふる舞いに対する批判であった。そのふる舞いは、かれによれば、「自由主義」の敵に他ならない。

31) フーバー『1789年以降ドイツ国制史』の所見から、バウムガルテンの二書の思想を位置づけておこう。「19世紀のドイツ自由主義」について、「急進主義」(Radikalismus)と区別して、「国家を超えて社会に対し支配を確立することではなく、国家における社会の自由を確保することを目標とする市民運動の穏健的方向」とフーバーは捉えている(Ernst Rudolf Huber,a.,a.,0.,S.374)。バウムガルテンが批判の対象にした「自由主義」ではなく、二書を通じてみずからが批判的認識と建設的な教育認識をもって示して政治認識全体は、フーバーが捉えたものに相当する。「国家における」ということは、「国家」を除外してではない。「自由」と「国家」とが両立的関連において求められていたことを示唆する。「自由主義が政治的なものの基盤として Volk を機械的に国家によって集合した多数者ではなく、みずから組織的に成長した共同体としてみなす場合には、自由主義は、ドイツ領土の“国家構成員”(Staatvoelker)という多数者ではなく、一つのドイツ国民(eine deutsche Nation)という多数者として Volk を認知できたことである」。その時には、国家は「ドイツ国民国家」として出現する。したがって、「自由主義は、国家的自由と市民の国家関与において諸個人の自由が保全されていることを認めるかぎり、そのような自由は、自由主義にとって、ドイツ国民国家においてのみ存在することできる」(Ebd.,S.380)。バウムガルテンが、二書を通じて求めていた「国民国家」も、ここにフーバーが特徴づけるドイツ自由主義と共通する。なお、本文考察で、とりわけ「市民の国家関与」の部分について立ち入る。

4、

32) ルター自身は「ドイツ全都市の市参事会員に対する勧告」(1524)において、「世俗的な世界もその世俗的社会を外面的に維持するために、その資質を有する立派な男女を必要とするということだけでも、到る

ところに少年や少女のための最もよい学校を建てる十分な理由となるであろう」(『現世の主権について他二篇』吉村善夫訳、岩波文庫、所収、p.179)と述べていた。この勧告は「公共体の学校設置義務の制度の先駆」をなすと指摘されている。世界教育史研究会編『世界教育史体系』第28巻(義務教育史)、講談社、1981、第1章第2節(梅根悟執筆)、p.23、参照。バウムガルテンが「自由主義」自己批判論で着目しているのは、そうした世俗世界の改善に関心をむけるルターではなく、内的な精神の自由の世界を切り拓いたルターであることに注意したい。なお、マン『非政治的人間考察』(1918)も、後者のルターに言及し、まさに同じ「非政治的」な人間の在り方に着目した。その場合、第一次大戦直後(第二帝政終焉)、「民主化」＝「政治化」の不可避的な状況をうけて、「非政治的」な人間の肯定的な側面、すなわち、「政治」と区別される「精神」の側面を擁護することになる。Thomas Mann, *Betrachtungen eines Unpolitischen*(1918), Frankfurt am Main 2012:Fischer, 5.Aulage, S.292(『トーマス・マン全集』第11巻、新潮社、p.230)。der Struktur des deutschen Geistesともdie deutsche Geistesverfassungとも表記される「ドイツの精神構造」の特質としてマンは捉えていた。その事例と対比するならば、ドイツ統一(第二帝政成立)以前のバウムガルテンは、－Partikularismusに対する批判もあり、一面であるが－マンが擁護する「精神」的人間の在り方の改変を求めたことになる。本稿の主題は、バウムガルテンとヴェーバーとの思想的関連であるので、マンとの関連にはこれ以上は立ち入らない。ルター受容の精神的景観の一つとして留意しておこう。

33) Wilhelm von Humboldt, *Ideen zu einen Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen*, in: *Wilhelm von Humboldts Werke, Erster Band*, Berlin 1903: B. Behr's (Berlin 1968: Walter de Gruyter), S. 99 (ヴィルヘルム・フォン・フンボルト『国家活動の限界』西村稔編訳、京都大学出版会、p.3)

34) Leopold von Ranke, *Politisches Gespräch* (1836), in: *Leopold von Ranke's Sämmtliche Werke*, 49/50 Band (Zur Geschichte Deutschlands und Frankreichs in neunzehnten Jahrhundert), Leipzig (1887: Duncker & Humblot, S. 334f. (ランケ『政治問答 他一篇』相原信作訳、岩波文庫、1941、pp.47-49).

35) Friedrich Meinecke, *Ranke's >> Politische Gespräche <<* (1924), in: *Friedrich Meinecke Werke*, 7. Band (Zur Geschichte der Geschichtsschreibung), München 1968: R. Oldenbourg, S. 78 (F. マイネッケ「ランケの政治問答」『歴史的感觉と歴史の意味』中山治一訳、創文社、1972、p.33)。

36) エルンスト・ヴォルフガング・ベッケンフェルデ「19世紀ドイツ立憲君主政の国制類型」(F. ハルトウング、R. フィーアハウスほか『伝統社会と近代国家』成瀬治編訳、岩波書店、1982)。「いわゆるドイツ立憲君主政を特徴づける標識は何なのか。その「標識」にもとづいて、これを一個の独自のタイプの君主政と見ることができるのか。…ドイツ立憲君主政において、固有の政治的形式的原理に基づく独自の国制類型(Verfassungstyp)－憲法としてのフェアファッスングではなく、オットー・ブルナー(Otto Brunner)にしたがって政治的・社会的構造形式として理解されたフェアファッスング－が実現された、といえるのか。それとも、それは、君主政と国民主権との過渡的状态であり、時間稼ぎの妥協にすぎなかったのか」(p.489)。この中心的問いは、後世の時点で研究上共有されている問いであるにとどまらず、歴史的に、ドイツ19世紀にも人々に構造的に共有され、バウムガルテンも対象としてむき合っていたということである。「政治的・社会的構造形式」のうちに、国家を構成する「国民」の形成が求められるとして、どのような「国民」たることが要請されるのか、というNationbildungの問いも含めてよいだろう。この問いに対して、どこまで正当化できる解答を用意できるか。「理念」先行の教条的な「進歩」派の思考態度を批判し、課題構造の錯綜を理解し、その緊張に耐えねばならなかったバウムガルテンの場合には、おのずから限界を伴うであろう。市民一人一人の自発的活動とその協働に基づく社会構想という方向(君主主義

原理に対する議会主義原理)を議会演説で強調する方向ではなかった。この点で、「進歩党」の教育政策を担ったディースターヴェークと対比できるだろう。下記の注 39 参照。

37) 対馬達雄『ディースターヴェーク研究— その初等学校改革構想とプロイセン議会—』創文社、1984。1850年代60年代プロイセン議会におけるディースターヴェークの活動について、実証的に詳細に明らかにしている。1861年、62年、63年、66年の4回の選挙で連続当選した(p.158)。「進歩党」機関誌刊行への参画(p.29)、工場労働する貧民子弟に対する就学保障の論文(p.67)、宗教教育を求める「3規程」を廃棄する旨の発言(pp.170-171)、ゲマインデ・住民父母の権利の擁護(p.247)、等。

38) Adolf M. Birke, Anmerkungen zu Hermann Baumgarten: Der deutsche Liberalismus, in: Der deutsche Liberalismus. Eine Selbstkritik, (1866). Berlin 1974: Ullstein, S. 191, Anm. 20.

39) 「個人の自由」の尊重の立場については、対馬、前掲書、p.129以下、ゲマインデ自治の擁護については、p.246以下参照。この擁護は、「国家からゲマインデ(住民父母)へ」というディースターヴェークの立場変更に基づく。p.28、129、など参照。ゲマインデを、町村などを想定した「地方自治体」と訳しておく。それは、自由な結社組織としての「協会」とともに、国民の「政治教育」の機会を提供すると、かれは以下のようにプロイセン議会での演説原稿を用意している。「国民の政治教育のための小学校」(傍点は原文斜体)と強調している部分は、比喩である。ブライス『近代民主政治』(1921)でいわれる地方自治政治は民主主義の最良の「訓練」である、との表現と同一趣旨である。Friedrich Adolph Diesterweg, Nicht gehaltene (ungehaltene?) Wahlrede, meditierte zum 10. Dezember 1858, in: Diesterweg Sämtlich Werke, 1. Abteilung, X IV, Berlin 1979: Voll und Wissen Volkseigner.

「国民(Nation)が自由協会法に関してなにが認められるかについて、国民がその法を欠落した場合、あるいはその法が国民から失われた場合になにが国民から失われるかについて熟慮する者は誰でも、次のことをも理解します。すなわち、なぜ自由な諸国民は、自分たちの自由の守り神として同上の法を見なしているか、なぜ自分たちを自由に発展させ活動させる手段として見なしているか、なぜその法によって自由な諸国民にそれ以外の自由を享受させる原動力として見なしているか、その理由を理解します。英国と北米の人々から、自由な結社と言論の権利をとり去ってみよう。自由そのものをかれらの生活から消したことになる。かれらの自由の保護所とは、議会です。しかし、国民そのものは、こうした自由を獲得します。自由は、人間の頭と心のなかに潜んでいます。議会は国民自身から十二分に熟考された自由思想を表現します。すなわち、議会は自由思想を創出するわけではないです。自由思想を創出することは、自由な協会の重要な課題です。協会が欠けているところ、一人の貴族院議員の頭脳のなかにのみ自由な発展の思想が騒ぐ場合には、そのような思想の実践のためには、自由な協会によってのみもたられる必要不可欠な基盤を欠いています。協会の活動がない場合には、全衆議院は宙に浮きます。われわれはこのことを理解し始めました。憲法 29 条 30 条を守ることは、したがって、後回しにしてよい課題ではありません。われわれの衆議院議員によって解決されるべき課題です。

地方自治体条令は、重要さにおいて協会法に匹敵します。自立、自治、自律に基礎づけられた自由な地方自治体条令です。

二つの体系は、たがいに併存します。一方の「地方自治体条例」体系によれば、国家の政府によって任命された官僚によって、—いわば上から—一切はもっとも下方で狭隘な生活圈・産業圏まで行われます。他方の「自由な協会条例」体系によれば、市民自身が—国家の監督のもとであること、国家の一般的利害を害することないことは自明ですが—事柄を履行するのです。一方の条例では、権威、受動性、従属性、未熟性、そして誰もが知り感じているように、しばしば苦しみと忍耐が支配します。他方の条例では、反対の情熱が働いていることでしょう。ひょっとしたらもう一つの問題があります。どちらの体系が、よ

り良く、唯一の正しいことなのか、という点です。私におっしゃってください。権威と後見の体系のために熱中したり、落ち着きと安らぎとともに家庭を重んじて、みずからの職業に押し込めることを、人間の幸福の第一条件と見なすことについて、私にぜひおっしゃってください。国民を政治的な能力と活動に導くためには、あなた方はどのようなことを始めようとなさるのか、そもそもあなた方はそのことを望んでおられるのでしょうか。あなた方は国民に憲法を与えられました。政治的な洞察と活動力を有した国民は、3年に1度“選挙人”の記憶のために集まり、そしてその後、この努力に関して3年休むというわけですが、そのことに満足しているのでしょうか？そのことに関して、私はお話ししようとは思いません。なぜならば、地方自治体の市民たちは、なにが自分たちの幸福と平和に役立つかを最もよく知っていること、必要物を押しつけられた部外者よりも、自治体の市民たちは、自分たちの必要物よりよく満たすことができることを、あなた方は否定できません。しかしながら、私はあなた方に問いかけなければなりません。もしも一般普遍的な事柄を身近な場所で学ぶんだり、その場所からより高度な洞察や課題を高めたりするという機会を、その人間に提供できない場合、一般普遍的な事柄のために、考え、行動する人間を、あなた方はいかに導いてこようとしたかどうか？人間は本来何もしないのではなく、すべてを学ばなければならないということは、誰でも知っていることです。人間は活動しないことによって活動的な作業のために導かれなくてもまた、たやすく理解できることです。

したがって、あなた方が、政治的洞察と、共通事柄を正しく理解する能力と、共通の事柄のために行動する確信とを国民に身につけさせようと欲するならば、あなた方はためらうことなく、自立と自治との基礎づけられた自由な地方自治体条例を導入することです。それは、国民の政治教育のための小学校なのです。この条例は、自由な文化国家のもっとも緊要なものの一つとして把握するため、協会法と結びついて市民の自主的運動の柱として認識するために、もはやそれ以上のことは申し上げる必要はないでしょう。自由な協会に参加するということは、市民に対して求められるべき目標を示しています。地方自治体条例は、市民に能力の発揮を認めることになるのです。この二つによって、その基盤は、洞察力に富み、協働的に活動する自治体市民・国家市民を形成することになります。自治的政府の原則に支えられながら地方自治体が存続することは、自己意識のある国家市民の基礎なのです」(S.323f.)。

40) Heinrich von Treitschke, Die Freiheit (1861) in: Historische und Politische Aufsätze, Dritter Band. Leipzig 1866: S. Hirzel.

41) すでにプロイセンでは「啓蒙」絶対君主のもとで、1763年「一般地方学事通則」が制定され、義務教育制度が組織され推進されていた。田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』風間書房、1969、参照。

42) バウムガルテンのトライチュケの歴史記述に対する批判の論点の一つは、学問的な事実確定と実践的価値判断とを区別する方法的な自覚に基づいている。トライチュケ『19世紀ドイツ史』第2巻(1883)について、かれは同年の『トライチュケのドイツ史』で、「客観的諸事実を混乱させる主観的判断があまりに極度であった」と厳しく認識している。プロイセン国王フリードリヒ・ウィルヘルム3世に関して、許し、弁明、消去という点で創意に富んだ宮廷史家は、トライチュケの他にどこにいるだろうか、と痛烈だった。かれにとって「ただ一つの基準」は、「プロイセンにとって都合がよいか、プロイセンがドイツの解放のために獲得した重要な功績を認識しているか、ドイツの将来はプロイセンにのみ基づいていることを予感させるか」であったとバウムガルテンは指摘した。Hermann Baumgarten, Treitschke's Deutsche Geschichte, Straßburg 1883: Karl I. Trübner, S. 6. その上で、歴史家にとって重要な責務として— トライチュケ念頭に置きつつは—かれは次の事柄を列挙した。第一に、1815年1816年のドイツのあらゆる状態を“忠実に”公正に記述すること、第二に、プロイセンと同様に、南ドイツを正しくとり扱うこと。第三に、プロイセン政府の誤りと同様に、初期自由主義者〔フンボルト等〕の誤りも、それとして正当に評価すること。第

四に、まった別に生成した時代の要求と見解〔現代〕を「政治教育」(politische Bildung)の初歩的な段階で苦勞していた状況を脱していた、あの当時の歴史の状況に投げ入れること〔歴史と現代を混同させること〕はないこと、第五に、そのことによって、歴史家みずからの判断を読者の判断と同様に混乱させないこと、以上である。Ebd,S.8. こうしたバウムガルテンの認識において、トライチュケの歴史学(とくに『19世紀ドイツ史』第2巻)に対する自身の批判は、読者一般に対する「政治教育」上の問題でもあった。

43) Programme zur bürgerlichen Nationalerziehung in der Revolution von 1848/49, Berlin 1971: Volk und Wissen Volkseigener, S.12. ヘーゲルの教育学説(Hegels Ansichten über Erziehung und Unterricht. 1853)に関する著作を後に公刊するタウローは、1848年「国民教育の計画」(Plan einer Nationalerziehung)において、その所見を系統的に(§ 1~217)明らかにしていた。その一端は次のようであった。「国家は、人間の本質を形成するあらゆる諸関係の統一的形式である」(§ 16, S.159)。「多数の家族の状態、すなわち、労働者階級の家族の状態では、家庭似合ってはその子弟のための適切な養育は困難であるかぎり、国民教育が必要とされる」(§ 86, S.170)、「5歳から10歳まで、あるいは、12年間、すべての子どもが例外なしに、性別の区別なしに、同一の学校に就学することとする。この学校を国民学校(Nationalschule)と呼ぶ」(§ 87, S.170)、「民衆学校(Volksschule)と民衆学校教師(Volksschullehrer)の名称は中止する」(§ 98, S.172)。「国民学校の一つの課題は、すべての子どもたちに、身体と精神と感情の確固とした初等教育(elementarische Bildung)を提供することである。もう一つの課題は、それぞれの子どもに特別な素質、特別な傾向性を有する身体等を感じし、見つけ出すことである。なぜなら、そうした素質、傾向性に職業は依拠する。各人の幸福、国家の幸福は職業の正しい選択に依存する」(§ 101, S.173)。「国家」を必須の前提とした、こうした「国民教育」においては、同時に、いかなる人間にも「自由」を要請する(§ 43, S.163)。「国民が獲得した飛躍が存在し、たとえば1813年1814年1815年のドイツ国民の自由理念が存在したにもかかわらず！なぜドイツ国民は不自由で不自然な状態に元のように埋没してしまったか！」(§ 3, S.156)という反省から導かれている。

44) Andreas Flitner, Die Politische Erziehung in Deutschland. Geschichte und Probleme 1750-1880, Tübingen 1957: Max Niemeyer, S.186f. 19世紀の「大学と学生団体」の章節で、理想主義的自由主義の精神を基調にしていたその前半期とは様相を異にして、後半期以降、すなわち、フランクフルト国民会議以降、研究と並んで政治的課題を志向するようになった教授たちのことがふれられている。「政治的なもの」の現実に対する洞察力を育成することなどが必要とされたこと、その任務にあった一群の歴史家たちがとして、ドロイゼン、ジーベル、トライチュケの名が挙げられているが、バウムガルテンの名とその事跡は記述されていない。かれを19世紀ドイツ政治教育史に位置づけるとすれば、この箇所であろう。

45) Brief von Max Weber an Hermann Baumgarten, 30. April 1888, in: Max Weber Gesamtausgabe (MWG) II / Bd.2 (Brief 1887-1894), Tübingen 2017: J.C.B. Mohr, S.157

46) Brief von Max Weber an Hermann Baumgarten, 3. Januar 1891, in: MWG. II / Bd.2., S.231

47) Brief von Max Weber an Hermann Baumgarten, 14. Juli 1885, in: MWG. II / Bd.1 (Brief 1875-1886), 2017, S.531

48) この点で、両者の隔たりを指摘するケースラーの所見とは異なる。二文献におけるバウムガルテンの志向よりもむしろ大学講義室、シュトラスブルクでの自宅での実際の実践・ふる舞いに着目し、ヴェーバーの「価値自由」の主張(事実確定と実践的価値判断の区別し、それぞれの固有性と意義を尊重)に照らし合わせれば、そのかぎりではケースラーの所見は了承できる。けれども、バウムガルテンの志向性をふまえれば、両者は基本的に同じ方向にあると本稿は理解する。

その上で、このことに関連して指摘しなければならないのは、バウムガルテンとヴェーバーとの間に、

価値理念の意義づけで微妙な差異が認められるのではないか、という点である。とくに「自由」の価値づけである。バウムガルテンにとって「自由主義」は、政治的なものの、とりわけ「議会主義」という制度とそれを基礎づける憲法制定の形式によって集中的に具現されるものとして、その内容が立憲君主制の実現という形でどれほど画期的であっても、経験的な事実関係の領域に位置づけられる。他方、「自由」あるいは「自由主義」は、現実と区別される、価値理念として積極的に原理的に位置づけられていたかといえば、その姿勢は一歴史学者として自己認識があるゆえに当然のことながら一稀薄であった。「理念の帝国」(Selbstkritik,S,86)という名称、あるいは「理念の自己信頼」(Ebd.,S,84)という言葉が示していたのは、現実そのもの、とりわけ「行動する人生」(Ebd.,S86)にむき合う姿勢を欠如した一とバウムガルテンの捉える一精神構造の問題であった。そうした批判意識があるゆえに一二文献における、とりわけ事実関係の実証的記述のなかでは一「自由」「自由主義」そのものを現実と切り離して価値領域に属する Sollen として位置づける志向を抑制的にした。他方、ヴェーバーにあっては、リッカート (Heinrich Rickert,1863-1936) の価値哲学 (『ロッシャーとクニース』の参考文献でいえば、リッカート『自然科学的概念構成の限界』1902 など) との接触を経て、経験的なものと価値領域の区別は方法的自覚をもって徹底的であった。「自由」は、具体的諸局面 (「官僚制的機械化」等) において「魂」の自由をどう確保するかという当為課題として把握されることになる。上記のように基本的志向は共通しながらも、両者でこのように対比できることは、ドイツ「自由主義」の「没落」に関する所見 (J.H. ハロウエル『イデオロギーとしての自由主義の没落』石上良平訳、創元社、1953、p.206 以下) にかかわるとすれば、単に認識志向の問題にとどまらない。「実証主義」のあらゆる領域における浸透とともに、「自由主義」が「価値判断する能力」を欠如してしまうという事態は、ナチズム時代における自由主義のあり方として厳しく指摘される。

49) Brief von Max Weber an Hermann Baumgarten, 10. November 1884, in : MWG II /Bd.1.,S.473

50) 委員会の「官僚制的精勤の狭隘」(Selbstkritik,S.149)や、内面的な精神の一途な追求という「首尾一貫性」(Konsequenz) を称賛する心的習慣 (Ebd.,S.188) 等に対して問題認識を示す一方、バウムガルテンは、「なにが行動であるか」(Ebd.,S.211) という問いを『自己批判』では根底にしていた。その点について、「見通し (Einsicht) にしたがって、合目的に行動する」(zweckmäßig zu handeln) 才能 (Ebd.,S.153) が政治家にとって必要であるという考え方を明らかにしていた。その様式については、理論的に記述されているわけではないが、記述内容から次のように整理できる。「私」という主体がいること、その主体が「意図」をもち、それを実現しようとする事、その場合、「目標」の設定、目標を実現する「方法」の選択、「行動」の「結果」に対する「考量する」(erwägen) こと、行動結果に対する責任をもつこと (verantwortlich)、そうした一連の行為の実現は、政治家にとって望ましい「理性的 (verständlich) な資質として捉えられる。そして、「賢慮」(Klugheit) という徳 (Ebd.,S.188-190) に相当すること。こうしたバウムガルテンの行為認識は、ヴェーバーが「ロッシャーとクニース」論文、「倫理」論文等で跡づけた実践的合理主義の生活態度一 関連して「信条倫理」と「責任倫理」一と対比して、親和的關係性を示している。前者 (バウムガルテン) が政治家にとって必要としているのに対し、後者の場合には、政治家のみならず、とりわけ「倫理」論文を事例にすれば、職業労働に「禁欲的」に精勤する人々一般も想定されている。そうした違いがあるが、それ以上に、この親和的關係性はなにを示唆しているだろうか。その一つは、「自由」と「国家」との両立的關係性の認識とともに一まさにその関係構造において一「合理性」、あるいは、計算可能性というモメント (社会組織、行為様式) の認識が、両者の継承関係の点で重要な位置を示していることである。

51) 『政治論集』に収められたヴェーバーの書評 (1917) : カウフマン著『帝国憲法のなかのビスマルクの遺産』についての書評の末尾で、「ドイツの『独自性』」、「特殊ドイツ的」を評価しようとする一とヴェーバーが捉える一 著者の書きぶりを問題にし、その一方、対照的な形で、フランクフルトの「パウロ教会」

で 1848 年開催された会議に参加した人々、1837 年の「ゲッティンゲン 7 教授」について、ヴェーバーは読者に想起を促している。そこにうかがえるのは、ドイツ統一前における一般普遍的な価値志向に対するヴェーバーの擁護の姿勢である。

**Hermann Baumgarten's *A Self-Criticism of German Liberalism and How We Became One People Again* and their contribution
to Max Weber's thought on political education**

Kunio KAWAHARA

Keywords: political education, national liberalism, particularism, political immaturity

In *Max Weber and German Politics, 1890-1920*, W.J. Mommsen insisted that Hermann Baumgarten (1825-1893), a liberal historian, had a profound influence on the political development of his nephew, young Max Weber (1864-1920): "This is especially clear in relation to their common view on the development of political leadership and the education of the nation in political judgment, which both saw as the underlying problem of all political phenomena. Both studied the interaction between the nature of a political system and political maturity on the governed" (Mommsen, 1990: 12).

In this paper I agree with Mommsen's analysis. The aim of this paper is to elucidate how Baumgarten's thoughts on politics and political education unfold structurally and systematically, and to gauge their contributions to Weber's thoughts on political education. To attain these aims, I took the following approach:

1. As a precedent premise, I used the manuscript *The Constitution of Germany* (1709-1803) by G.W. Hegel (1770-1831) to provide historical context for nineteenth-century German political thought. Hegel's main critical awareness was that "Germany is no longer a state," and his concept of the state and its constitutional idea emphasized the compatible relationship between "the state" as a sovereign realm and its citizens' "free" activities. His manuscript gives a basic value orientation in the actual field of German politics, instead of in the philosophical realm (i.e. German Idealism).
2. To examine how Max Weber's thoughts on political education developed, I concentrated on Baumgarten's writings *A Self-Criticism of German Liberalism* (1866) and *How We Became One People Again* (1870), which were published just before the unification of Germany in 1871. Dirk Kaesler in his biographical study of Weber suggested that these two writings had the same practical goal: the consolidation of German states into a "nation" (Kaesler, 2014: 233).
3. To understand Baumgarten's ideas on political education from the standpoint of national liberalism, I compared his work with the opinions of a leading educator and contemporary of his: A. Diesterweg (1790-1866). Diesterweg was a liberal and progressive politician in the chamber of Prussian deputies, and he expressed the necessity of community-based educational planning.
4. To distinguish Baumgarten's notions from those of patriotic historian Heinrich von Treitschke (1834-1896), I dealt with Treitschke's theory *Freedom* (1861). Introducing J.S. Mill's *On Liberty* (1859) critically, Treitschke explained not only the prestige of the

state but also the significance of both “personal freedom” and “political freedom.” From the viewpoint of the nation–state, Treitschke pointed out the necessity of compulsory education.

5. To clarify Weber’s acceptance of Baumgarten’s ideas on politics, science, and political education, I analyzed some of young Weber’s letters to his uncle. In these letters I traced and suggested the intellectual continuity and discontinuity in their personal relationship.

Accordingly, this paper reveals Baumgarten’s thoughts on politics and political education and what Weber learned from his uncle:

1. According to Baumgarten, Lutheranism’s doctrine of spiritual freedom had given the German people a consistent ambivalence. He described three phases of this ambivalence:

a) Crucially, this doctrine prescribed the spiritual approach of the German people, through which they created and lived in their own inner worlds regardless of the state. On the other hand, philosophically inspired by Humboldt’s *The Sphere and Duties of Government (The Limits of State Action)* (1792), they devoted themselves to science, the arts, and morality.

b) In politics, the German people expressed liberal opinions via parliamentarism. However, Baumgarten believed that they would not pursue a compatible relationship between personal freedom and seeking to establish a state while Germany was surrounded by powerful countries. They had taken the world inside their territory (*Landstaat*) for granted. According to Baumgarten, this was evidence of a stubborn particularism, through which they could anchor their desire for being a people associated with a certain homeland.

c) Liberal and progressive politicians, especially in the chamber of the Prussian deputies, retained the custom of the opposing their political opponents without proposing creative and constructive plans for social order. Baumgarten was disappointed that these liberal politicians would not collaborate with aristocrats. He thought that aristocratic qualities were very important for the success of democracy.

2. However, when considering these problems, Baumgarten highlighted several cases of desirable political leaders’ efforts for national integration and explained how the mission of politics and political leaders differ from those of university professors.

3. In reviewing historical events—especially the national assembly meeting at St. Paul’s Church in Frankfurt am Main (1848), the Austro–Prussian War (1866), and the Franco–Prussian War (1870–71)—Baumgarten impressively described how people in Germany became a single German people. In this case, he offered insight into peoples’ collective drive for the formation of a state and a unified people, or culture. However, he did not focus on any official organization for national education.

Finally, Baumgarten provided the foundation of Max Weber’s thought on political education. Here we focus on some of their common similarities:

1. From viewpoint of cultural autonomy, both stressed the autonomous traits of the

“political” sphere.

2. Following on Hegel’s constitutional concern and its emphasis on a compatible relationship between “state” as a sovereign realm and its citizens’ “free” activities, they understood the necessity for political education.

3. They insisted that it is important for professors and politicians to distinguish confirmable facts from practical value judgments—professors focus on the former, politicians on the latter. Therefore, both believed that political activities by professors should not conflate these dimensions, though professors should not be prohibited from any political activities.

4. They outlined characteristics of what they considered to be the ideal political leader for a nation–state:

a)one who considers a given situation by focusing on not only international surroundings but also the inner world, and does not consistently act based on his or her own doctrinal opinions;

b)one who applies reasonable judgments that bring about fruitful results;

c)one who selects the better of two acceptable options to achieve a goal; and

d)one who takes responsibility for his or her own conduct and its outcomes.

5. Both criticized German peoples’ spiritual attitude toward the inner world as being “politically immature,” and made much of their commitment to the state’s concept of an “active life,” regarding the people’s public life, by diligently working throughout their own lives.